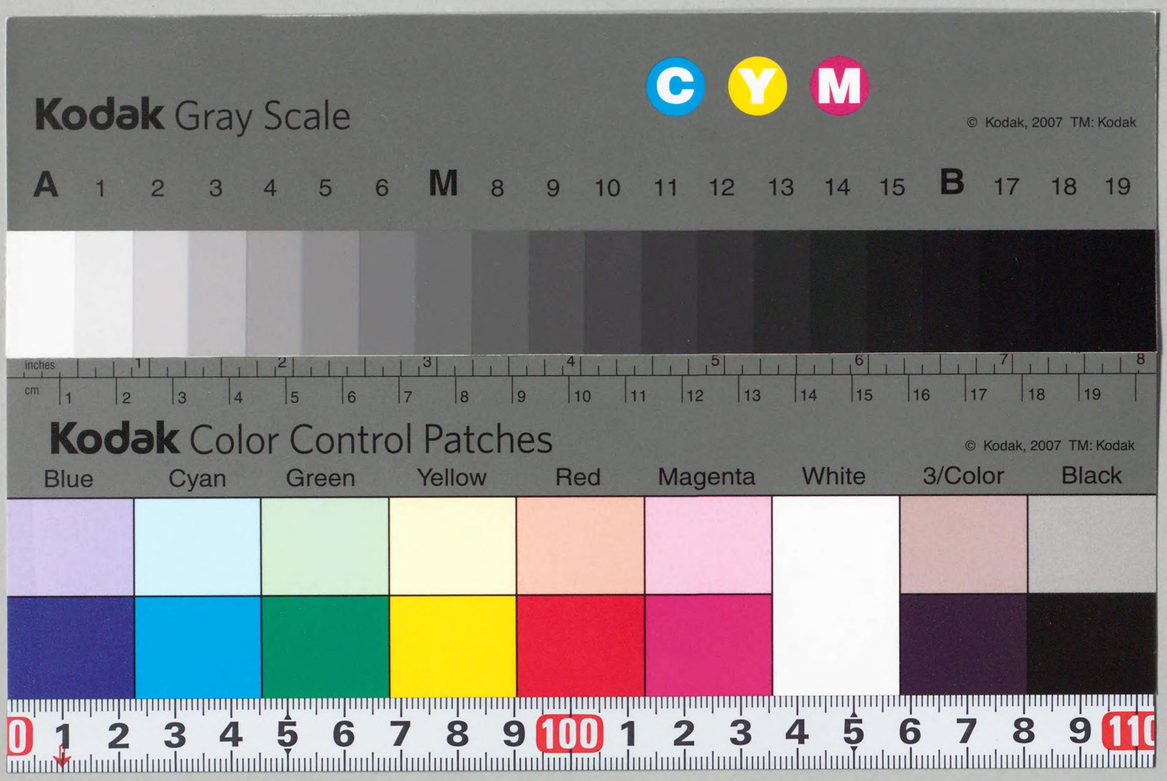

CZ-2711-12
1200404134489

昭和二八年八月九月
刑事第八六号

最高裁判所裁判集

最高裁判所

最高裁判所裁判集（刑事第八六号）目次

事件名	事件番号	裁判年月日	結果	法廷	頁数	登載別
収賄	昭和二六年(れ)一四八八	昭和二八年八月七日	破棄自判	二小	一	○
窃盗、賍物故買	昭和二六年(あ)一九七二	八月七日	破棄却	二小	一五	○
麻薬取締法違反	昭和二六年(あ)二九四三	八月七日	破棄却	二小	三三	○
臨時物資需給調整法違反、同幇助	昭和二六年(あ)二九九七	八月七日	破棄差戻	二小	三九	○
窃盗	昭和二七年(あ)七〇八	八月七日	破棄却	二小		
昭和二二年勅令第九号違反	昭和二七年(あ)九三五	八月七日	破棄却	二小	五一	○
食糧緊急措置令違反、外国人登録令違反	昭和二七年(あ)一〇〇〇	八月七日	破棄却	二小	六三	○
詐欺	昭和二七年(あ)一〇(す)一四	八月七日	破棄却	二小		
収賄	昭和二七年(あ)一〇二五	八月七日	破棄却	二小	七一	○
関税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	昭和二七年(あ)一二〇〇	八月七日	破棄却	二小	八一	○
詐欺	昭和二七年(あ)一四三四	八月七日	破棄却	二小		
詐欺	昭和二七年(あ)一七一一	八月七日	破棄却	二小	八九	○
業務上横領	昭和二七年(あ)一八一三	八月七日	破棄却	二小		
酒税法違反	昭和二七年(あ)二〇〇一	八月七日	破棄却	二小		

CZ
2711
/2

國會圖書館
50.4.17
圖書館藏書

1018517

	八月七日	昭和二七年(あ)二六一五	贓物故買	棄却	二小	
	八月七日	昭和二七年(あ)三三八〇	横領	棄却	二小	
	八月七日	昭和二七年(あ)三五八五	詐欺	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一三二〇	横領	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一三七五	窃盗	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一四〇二	公文書偽造、同行使、詐欺	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一四〇五	詐欺、横領	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一四九三	業務上横領	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一五一三	私文書偽造、行使、詐欺、窃盗	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一五三九	職業安定法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一六八一	詐欺	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一六九六	窃盗	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一八九四	傷害	棄却	二小	
○	八月七日	昭和二八年(あ)一九〇五	贓物故買	棄却	二小	九三
	八月七日	昭和二八年(あ)一九一六	関税法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一九一九	詐欺、横領、有価証券偽造行使	棄却	二小	
○	八月七日	昭和二八年(あ)一九五七	殺人予備、放火	棄却	二小	九七

	八月七日	昭和二八年(あ)一九六〇	詐欺	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一九六三	脅迫、恐喝	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)一九七七	贓物故買	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)二〇〇二	住居侵入、窃盗、食糧管理法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)二〇四二	覚せい剤取締法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)二〇四七	覚せい剤取締法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)二一二二	窃盗、同未遂	棄却	二小	
○	八月七日	昭和二八年(あ)二一五八	窃盗未遂	棄却	二小	一〇三
	八月七日	昭和二八年(あ)二一七〇	公職選挙法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)二一七八	公職選挙法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)二二〇九	詐欺	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(あ)二二八六	公職選挙法違反	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(し)四一	詐欺、業務上横領、横領被告事件につきなした裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告事件につきなした抗告棄却決定に対する特別抗告	棄却	二小	
	八月七日	昭和二八年(し)四七	強盗殺人被告事件につき言渡した有罪の確定判決に対する再審請求事件につきなした請求棄却の決定に対する特別抗告	棄却	二小	

地	昭和二六年(あ)二五〇四	八	一八日	○	地方税法違反	破棄差戻	三小	一〇七	
傷	昭和二七年(あ)四五七	八	一八日	○	傷害、公務執行妨害	棄却	三小	一二一	
横領、私文書偽造、偽造私文書行使	昭和二七年(あ)一〇四六	八	一八日	○	横領、私文書偽造、偽造私文書行使	棄却	三小	一二五	
地	昭和二七年(あ)一〇五七	八	一八日	○	地方税法違反	棄却	三小	一四一	
窃	昭和二七年(あ)一二六四	八	一八日	○	窃盗	棄却	三小	一五一	
私文書偽造、偽造私文書行使、詐欺	昭和二七年(あ)一三一九	八	一八日			棄却	三小		
窃盗、賍物牙保	昭和二七年(あ)一三二二	八	一八日			棄却	三小		
麻薬取締法違反	昭和二七年(あ)一五三〇	八	一八日	○		棄却	三小	一五七	
臨時物資需給調整法違反	昭和二七年(あ)一五三三	八	一八日			棄却	三小		
収賄	昭和二七年(あ)一五六六	八	一八日			棄却	三小		
恐喝、脅迫	昭和二七年(あ)一五八〇	八	一八日	○		棄却	三小	一六三	
猥褻図画陳列	昭和二七年(あ)一六〇二	八	一八日	○		棄却	三小	一七一	
業務上横領	昭和二七年(あ)一六二八	八	一八日	○		棄却	三小	一七七	
傷害	昭和二七年(あ)一八三〇	八	一八日	○		棄却	三小	一八三	
背任	昭和二七年(あ)一八五五	八	一八日			棄却	三小		
強盗	昭和二七年(あ)一九六九	八	一八日	○		棄却	三小	二〇九	
公	昭和二七年(あ)一九七七	八	一八日						

恐	昭和二七年(あ)二〇一六	八	一八日	○	喝、未遂	棄却	三小	二一七	
有印公文書偽造、虚偽有印公文書行使、詐欺	昭和二七年(あ)二六八五	八	一八日			棄却	三小		
窃	昭和二八年(あ)二〇四	八	一八日			棄却	三小		
関税法違反、外国人登録令違反	昭和二八年(あ)二二九五	八	一八日			棄却	三小		
強盗	昭和二八年(あ)一三八九	八	一八日			棄却	三小		
酒税法違反	昭和二八年(あ)一四七一	八	一八日			棄却	三小		
背任、横領、窃盗	昭和二八年(あ)一五二九	八	一八日			棄却	三小		
窃盗	昭和二八年(あ)一七一八	八	一八日			棄却	三小		
詐欺、恐喝、横領	昭和二八年(あ)一九六七	八	一八日			棄却	三小		
窃盗	昭和二八年(あ)二〇二八	八	一八日			棄却	三小		
詐欺	昭和二八年(あ)二〇四〇	八	一八日			棄却	三小		
傷害致死	昭和二八年(あ)二〇四五	八	一八日			棄却	三小		
薬事法違反	昭和二八年(あ)二〇七一	八	一八日			棄却	三小		
賍物故買	昭和二八年(あ)二一一七	八	一八日			棄却	三小		
水産資源保護法違反、漁業法違反	昭和二八年(あ)二二二五	八	一八日			棄却	三小		
公務執行妨害被告事件につきなした控訴棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	昭和二八年(し)三四	八	一八日			棄却	三小		

○	八月一八日	昭和二八年(し)四〇	覚せい剤取締法違反被告事件につきした異議申立棄却決定に対する特別抗告	棄却	三小	二一二
	八月一八日	昭和二八年(し)四八	刑の執行猶予取消決定に対する即時抗告の申立につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告	棄却	三小	
	八月一八日	昭和二八年(す)三四一	経済関係罰則の整備に関する法律違反被告事件につきなした上告申立棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	三小	
○	八月二五日	昭和二八年(す)三六二	窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	三小	
○	八月二五日	昭和二六年(あ)一九五二	麻薬取締法違反	棄却	三小	二二五
○	八月二五日	昭和二七年(あ)一一九八	麻薬取締法違反	棄却	三小	二五一
○	八月二五日	昭和二七年(あ)一五二五	たばこ専売法違反	棄却	三小	二五七
	八月二五日	昭和二七年(あ)六六九五	酒税法違反	棄却	三小	
	八月二五日	昭和二八年(し)五一	強盗殺人被告事件の確定判決に対する再審請求事件につきなした請求棄却の決定に対する抗告	棄却	三小	
○	八月二五日	昭和二八年(し)五九	詐欺被告事件につきなした再審請求棄却の決定に対する特別抗告	棄却	三小	
○	八月二六日	昭和二七年(あ)一八四六	恐喝	棄却	二小	二六五
	八月二六日	昭和二八年(あ)一四七九	詐欺	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)一七六一	窃盗	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)一七七五	麻薬取締法違反	棄却	二小	

	八月二六日	昭和二八年(あ)一八一九	傷害、暴行	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二二〇七	窃盗未遂	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二二三九	窃盗	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二二九一	賍物故買	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二三四五	詐欺、窃盗	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二三七六	詐欺	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二三八一	公務執行妨害、強盗傷人	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二三九四	強盗、窃盗	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二四六六	窃盗、同未遂、賍物故買	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二四七二	詐欺	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二六二二	窃盗	棄却	二小	
	八月二六日	昭和二八年(あ)二七九六	外国人登録令違反	棄却	二小	
○	八月二六日	昭和二四年新(つ)二〇	職権濫用致傷罪についての審判請求を棄却した決定に対する抗告事件につきなした抗告棄却決定に対する特別抗告	棄却	一小	二八九
○	八月二七日	昭和二六年(あ)三三四三	放火	棄却	一小	二九三
	八月二七日	昭和二七年(あ)一四七八	煙草専売法、たばこ専売法違反	棄却	一小	
○	八月二七日	昭和二七年(あ)一四七八	たばこ専売法違反	一部破棄棄却	一小	三〇一

○	八月二七日	昭和二七年(あ)二三一九	封印破毀	棄却	一小	三〇五	
○	八月二七日	昭和二七年(あ)四六〇〇	詐欺、偽造、贈賄、横領、加重収賄、公文書同行使、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	棄却	一小	三一二五	
○	八月二七日	昭和二七年(あ)四七四七		棄却	一小	三四三	
○	八月二七日	昭和二七年(あ)五七五八	酒税法違反	棄却	一小	三六三	
	八月二七日	昭和二七年(あ)六五六一	放火未遂	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二七年(あ)六七一〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	棄却	一小		
○	八月二七日	昭和二七年(あ)六七六二	傷害、暴行、暴力行為処罰ニ関スル法律違反	棄却	一小	三六七	
	八月二七日	昭和二七年(あ)六九二五	詐欺、私文書偽造行使	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)九二	窃盗	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一二一	銃砲等所持禁止令違反、関税法違反	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)四四五	食糧管理法違反	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)六五三	職業安定法違反	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)九九三	出入国管理令違反	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一〇六八	業務上横領	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一一五八	傷害	棄却	一小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一三三一	窃盗、詐欺	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一三四五	傷害致死	棄却	二小		

	八月二七日	昭和二八年(あ)一三九三	窃盗未遂	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一五三一	窃盗	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一五五九	詐欺	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一六九三	窃盗	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一七五〇	横領、詐欺、森林窃盗	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一七六四	賍物故買	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一七八四	窃盗	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)一八一三	詐欺	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二〇三六	食糧管理法違反	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二〇七三	昭和二四年政令第三八九号違反	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二〇九七	賍物故買、古物営業法違反	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二一一一	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二二二四	公務執行妨害	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二二五八	たばこ専売法違反	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二二六六	傷害	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二二九四	公職選挙法違反	棄却	二小		
	八月二七日	昭和二八年(あ)二三五五	窃盗	棄却	二小		

○	八月二七日	昭和二八年(さ)	三	住居侵入被告事件につきなした確定判決に対する非常上告	破棄自判	一小	三八三
○	八月二七日	昭和二八年(き)	七	強盗殺人被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求	棄却	一小	三八七
○	八月二八日	昭和二七年(し)	七八	上訴権回復請求の棄却決定に対する特別抗告	棄却	一小	
○	八月二八日	昭和二六年(あ)三〇八九		酒税法違反	棄却	二小	三九五
	八月二八日	昭和二六年(あ)三九七四		外国人登録令違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二七年(あ)二〇九一		詐欺、同幇助	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二七年(あ)二三九七		賍物故買	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一三四七		食糧管理法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一五一九		傷害	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一五六二		傷害	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一六三五		詐欺	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一六四七		特別森林窃盗、森林窃盗	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一六九一		詐欺、横領	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一七一七		食糧管理法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一七三〇		殺人未遂、傷害	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一七四七		強盗傷人、窃盗	棄却	二小	

	八月二八日	昭和二八年(あ)一八一〇		酒税法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)一九二二		傷害、暴行	棄却	二小	
○	八月二八日	昭和二八年(あ)二〇七〇		酒税法違反	棄却	二小	四一一
	八月二八日	昭和二八年(あ)二〇八四		煙草専売法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二一〇五		窃盗	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二一三六		傷害致死	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二一六〇		有価証券偽造行使詐欺	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二一一		賍物保管	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二三三		公職選挙法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二四五		詐欺、同未遂	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二六九		窃盗、恐喝	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二七四		賍物故買	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二八三		火薬類取締法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二八八		酒税法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二二九七		詐欺、同未遂、外国為替及び外国貿易管理法違反、たばこ専売法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二三〇九		公職選挙法違反	棄却	二小	
	八月二八日	昭和二八年(あ)二三九〇		業務上横領	棄却	二小	

○	九月一日	昭和二七年(あ)八七二	食糧管理法違反	破棄差戻	三小	四一五			
○	九月一日	昭和二八年(あ)二四七三	出入国管理令違反	棄却	三小	四二一			
○	九月一日	昭和二八年(し)　二六	公職選挙法違反被告事件についての証拠調に関する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	棄却	三小	四三五			
○	九月三日	昭和二七年(あ)三八九七	薬事法違反、商標法違反	破棄自判	一小	四四一			
○	九月四日	昭和二七年(あ)二八七〇	常習賭博	棄却	二小	四四七			
○	九月四日	昭和二八年(あ)五〇二	放火、詐欺、窃盗、有価証券偽造行使、詐欺同未遂	棄却	二小	四五三			
	九月四日	昭和二八年(あ)二二三五	賍物故買	棄却	二小				
	九月四日	昭和二八年(す)三七五	詐欺、同未遂被告事件につきなした上告棄却の決定に対する抗告	棄却	二小				
○	九月七日	昭和二八年(も)　二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反被告事件につきなした公訴棄却の判決をした ことを理由としての刑事補償法による補償の請求	棄却	二小	四八一			
	九月七日	昭和二八年(し)　五八	刑執行猶予取消請求事件の即時抗告申立事件につきなした棄却決定に対する特別抗告	棄却	二小				
	九月七日	昭和二八年(す)　三四七	訴訟費用執行免除申立事件につきなした申立棄却決定に対する即時抗告	棄却	二小				
	九月七日	昭和二八年(す)　三六四	賍物故買被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立	棄却	二小				
	九月七日	昭和二八年(す)　三七三	窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	二小				

	九月七日	昭和二八年(す)　三九一	偽造通貨行使被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	二小				
○	九月八日	昭和二八年(れ)　三五	強盗、同予備、住居侵入	棄却	三小	四八九			
	九月八日	昭和二六年(あ)三二二二	詐欺	棄却	三小				
	九月八日	昭和二七年(あ)一六二五	酒税法違反	棄却	三小				
	九月八日	昭和二七年(あ)一八二一	窃盗	棄却	三小				
	九月八日	昭和二七年(あ)二一五八	酒税法違反	棄却	三小				
	九月八日	昭和二七年(あ)二五四一	窃盗	棄却	三小				
○	九月八日	昭和二七年(あ)二五五〇	傷害	棄却	三小	四九九			
	九月八日	昭和二八年(あ)　三二四	窃盗	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)　六六一	業務上横領、詐欺	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)　九四六	業務上横領、暴行	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)一〇五六	窃盗	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)一〇五八	詐欺、横領	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)一二一五	児童福祉法違反	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)一三五一	窃盗	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)一三九七	窃盗	棄却	三小				
	九月八日	昭和二八年(あ)一四一四	有価証券偽造、行使、詐欺、私文書偽造、業務上横領、横領	棄却	三小				

九月八日	昭和二八年(あ)一四四八	賍	物故買	棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一五四九	窃盗、賍物故買、同牙保、詐欺、横領		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一六四二	強盗、銃砲等所持禁止令違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一六八五	食糧管理法違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一六九四	酒税法違反、公務執行妨害		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一七三三	酒税法違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一七五一	賍物牙保		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一七八九	傷害		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一八二五	窃盗		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一九一七	傷害、恐喝、暴行、脅迫、銃砲等所持禁止令違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一九三六	窃盗		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)一九九四	強盗		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二〇〇〇	強盗傷人		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二一三七	麻薬取締法違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二一五一	強盗殺人、死体遺棄、横領		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二一五三	食糧管理法違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二一八八	食糧管理法違反		棄却	三小	

九月八日	昭和二八年(あ)二二〇五	窃盗		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二二一〇	公務執行妨害		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二二一一	食糧管理法違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二二四〇	強盗	○	棄却	三小	五〇三
九月八日	昭和二八年(あ)二三一〇	公職選挙法違反		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二三四三	窃盗、強盗致傷	○	棄却	三小	五三一
九月八日	昭和二八年(あ)二三七七	脅迫		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二四八一	詐欺、横領		棄却	三小	
九月八日	昭和二八年(あ)二五二八	公職選挙法違反		棄却	三小	
九月一〇日	昭和二八年(あ)三一九	外国人登録令違反	○	破棄差戻	一小	五三九
九月一〇日	昭和二八年(あ)四四〇	業務上過失致死、業務上過失致傷		棄却	一小	
九月一〇日	昭和二八年(あ)七四一	賍物牙保		棄却	一小	
九月一〇日	昭和二八年(あ)七五七	物価統制令違反		棄却	一小	
九月一〇日	昭和二八年(あ)一四五五	保護者遺棄致死		棄却	一小	
九月一〇日	昭和二八年(あ)一四六九	住居侵入、脅迫		棄却	一小	
九月一〇日	昭和二八年(あ)一五六一	詐欺		棄却	一小	
九月一〇日	昭和二八年(あ)一七四六	詐欺幇助、賍物収受		棄却	一小	

九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一八〇一	公務執行妨害、傷害	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一八五九	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一八八〇	相互銀行法違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一八八七	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一八九〇	詐欺、横領、私文書変造	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一八九九	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一九〇七	覚せい剤取締法違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一九一三	賍物	牙保	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一九二一	収賄	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一九五四	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)一九六二	麻薬取締法違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二〇三八	公職選挙法違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二〇五八	物品税法違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二〇六六	横領	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二〇八〇	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二〇八六	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二〇九六	食糧管理法違反		棄却	一小		

九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二〇九九	詐欺	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二一一三	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二一二四	暴行	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二一三二	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二一三八	収賄	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二一六二	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二一六九	公職選挙法違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二一七二	公職選挙法違反	棄却	一小			
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二二二六	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	一小	五四九		
九	九月一〇日	昭和二八年(あ)二二二二	窃盗	盗	棄却	一小		
九	九月一〇日	昭和二八年(れ)　二八	傷害致死	棄却	二小			
九	九月一一日	昭和二六年(あ)三八七七	賍物故買	棄却	二小	五五三		
九	九月一一日	昭和二六年(あ)五二九九	外国人登録令違反、関税法違反	棄却	二小	五七一		
九	九月一一日	昭和二七年(あ)二三八八	賍物故買	棄却	二小	五九一		
九	九月一一日	昭和二七年(あ)三〇四七	古物営業法違反	棄却	二小	六〇一		
九	九月一一日	昭和二八年(あ)二〇五〇	恐喝	棄却	二小			
九	九月一一日	昭和二八年(あ)三五四二	公職選挙法違反	破棄免訴	二小			

○	九月一五日	昭和二五年(れ)七四六	昭和二三年政令第二〇一号違反	棄却	三小	六〇五	
	九月一五日	昭和二八年(れ)一八	殺人、私文書偽造行使横領、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	棄却	三小		
○	九月一五日	昭和二六年(あ)三五九七	貸金業の取締に関する法律違反	棄却	三小	六一五	
○	九月一五日	昭和二七年(あ)四三九	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反、横領	破棄免訴 破棄自判	三小	六二二	
○	九月一五日	昭和二七年(あ)一〇〇九	農地調整法違反、食糧管理法違反	破棄自判	三小	六三一	
○	九月一五日	昭和二七年(あ)一一三九	賍物収受	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二七年(あ)二〇〇七	賍物毀棄	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二七年(あ)一四四六	器物毀棄	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二七年(あ)二五九七	窃盗	棄却	三小		
○	九月一五日	昭和二七年(あ)二六七四	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二二年勅令九号）違反	棄却	三小	六三九	
○	九月一五日	昭和二七年(あ)四五三五	封印破棄、公文書毀棄、公務執行妨害	棄却	三小	六四三	
	九月一五日	昭和二八年(あ)四七三〇	強盗	棄却	三小	六五七	
○	九月一五日	昭和二七年(あ)六四四五	窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)四三四	賍物牙保	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)一四一九	食糧管理法違反	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)一七八七	横領	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)一八〇六	食糧管理法違反	棄却	三小	六六五	

○	九月一五日	昭和二八年(あ)一八三五	殺人未遂、火薬類取締法違反	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二一九〇	窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二二〇八	窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二二五六	たばこ専売法違反	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二二七〇	食糧管理法違反	棄却	三小		
○	九月一五日	昭和二八年(あ)二三一五	傷害致死	棄却	三小	六六九	
	九月一五日	昭和二八年(あ)二三二九	窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二五六五	窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二五六九	窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二六二六	窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(あ)二〇三九	詐欺、窃盗	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(み)二四	横領、私文書偽造、偽造私文書行使被告事件につきなした上告棄却の判決に対する訂正の申立	棄却	三小		
	九月一五日	昭和二八年(す)四二六	窃盗被告事件につきなした保釈却下の決定に対する抗告	棄却	三小		
○	九月一六日	昭和二八年(し)一一	押収物還付処分変更請求につきなした請求棄却の決定に対する特別抗告	棄却	二小	六七七	
○	九月一六日	昭和二八年(し)六七	詐欺被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	棄却	二小	六八一	

九月一六日	昭和二八年(す)四一四	詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	二小					
九月一六日	昭和二八年(す)四二七	有価証券偽造行使詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	二小					
○ 九月一六日	昭和二八年(き)一三	窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求	棄却	二小	六八五				
九月一七日	昭和二六年(あ)二二二〇	放火幇助、詐欺	棄却	一小					
○ 九月一七日	昭和二七年(あ)五〇三二	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺	棄却	一小	六九一				
○ 九月一七日	昭和二七年(あ)五九七八	恐喝	棄却	一小	六九五				
○ 九月一七日	昭和二七年(あ)六〇八六	建造物侵入、窃盗、同教唆、賍物故買、物価統制令違反	棄却	一小	七〇五				
九月一七日	昭和二八年(あ)二八	窃盗	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)五七四	賍物故買	棄却	一小					
○ 九月一七日	昭和二八年(あ)七八五	食糧管理法違反	棄却	一小	七一九				
九月一七日	昭和二八年(あ)七九八	業務上過失傷害、同致死	棄却	一小					
○ 九月一七日	昭和二八年(あ)八一〇	傷害	棄却	一小	七二五				
○ 九月一七日	昭和二八年(あ)八六二	窃盗、住居侵入、窃盗未遂	棄却	一小	七三一				
○ 九月一七日	昭和二八年(あ)八七六	強要、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	棄却	一小	七三九				
○ 九月一七日	昭和二八年(あ)九四〇	詐欺、遺失物横領	棄却	一小	七四七				
九月一七日	昭和二八年(あ)一〇二〇	窃盗	棄却	一小					

九月一七日	昭和二八年(あ)一〇六二	賍物故買	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一〇一一	食糧管理法違反	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一二三〇	賍物故買	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一二三八	窃盗	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一三五五	窃盗	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一五五五	業務上過失致死	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一六九五	窃盗	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一七一二	窃盗	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一七二九	窃盗	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一七八〇	業務上横領、傷害	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一八〇四	窃盗、物価統制令違反	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一八二三	傷害致死	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一八三六	尊属殺人、殺人未遂	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一八六二	賍物故買、同運搬	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一九二六	傷害	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一九六五	窃盗	棄却	一小					
九月一七日	昭和二八年(あ)一九六八	賍物運搬	棄却	一小					

	九月一七日	昭和二八年(あ)一九七六	業務上横領	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二〇三二	麻薬取締法違反	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二〇三五	食糧管理法違反	棄却	一小	
○	九月一七日	昭和二八年(あ)二〇六九	公文書偽造	棄却	一小	七五九
○	九月一七日	昭和二八年(あ)二〇八三	横領、傷害、詐欺	棄却	一小	七六五
	九月一七日	昭和二八年(あ)二一三五	窃盗	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二一六六	食糧管理法違反、公職選挙法違反	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二一八〇	殺人未遂	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二二二三	窃盗	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二二三二	窃盗	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二二五一	恐喝、同未遂	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二二七六	公務執行妨害	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二二九三	公職選挙法違反	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二二九六	贓物故買	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二三〇八	公職選挙法違反	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二三三九	業務上横領	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二三六〇	窃盗	棄却	一小	

	九月一七日	昭和二八年(あ)二三八二	詐欺	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二四〇六	公職選挙法違反	棄却	一小	
	九月一七日	昭和二八年(あ)二四二九	窃盗	棄却	一小	
○	九月一八日	昭和二七年(あ)八八	外国人登録令違反、外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	棄却	二小	七七一
○	九月二二日	昭和二七年(れ)一九七	収賄、贈賄	棄却	三小	七八五
○	九月二二日	昭和二七年(れ)一九七	贈賄、物価統制令違反	破棄免訴 破棄自判	三小	八二九
	九月二二日	昭和二六年(あ)二三四一	収賄、横領、詐欺、業務上横領、私文書偽造、同行使	棄却	三小	
○	九月二二日	昭和二六年(あ)四七二一	公文書偽造	棄却	三小	八三七
○	九月二二日	昭和二七年(あ)七三二	窃盗、詐欺、同未遂	棄却	三小	八四五
○	九月二二日	昭和二七年(あ)一二四六	地方税法違反	棄却	三小	八四九
○	九月二二日	昭和二七年(あ)一三六四	詐欺、贓物収受	棄却	三小	八五七
	九月二二日	昭和二七年(あ)一五〇八	取引高税法違反	棄却	三小	
	九月二二日	昭和二七年(あ)一五一三	関税法違反	棄却	三小	
○	九月二二日	昭和二七年(あ)一五九三	窃盗	棄却	三小	八六七
	九月二二日	昭和二七年(あ)二四〇八	横領、放火未遂	棄却	三小	
	九月二二日	昭和二七年(あ)二四五五	関税法違反	棄却	三小	
○	九月二二日	昭和二七年(あ)二六七七	贓物故買	棄却	三小	八七三

九	九月二一日	昭和二七年(あ)二八八四	放	火	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二七年(あ)二九二七	酒	税法違反	棄却	三小		
○								
九	九月二一日	昭和二七年(あ)三〇二四	麻薬	取締法違反	棄却	三小	八八三	
九	九月二一日	昭和二七年(あ)三一八六	酒	税法違反	棄却	三小		
○								
九	九月二一日	昭和二八年(あ)九九七	強	殺人	棄却	三小	八八九	
○								
九	九月二一日	昭和二八年(あ)一〇七二	麻薬	取締法違反	棄却	三小		
○								
九	九月二一日	昭和二八年(あ)一一五六	窃	盗	棄却	三小	九〇一	
九	九月二一日	昭和二八年(あ)一二三五四	窃	盗	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)一二八九	酒	税法違反	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)一二三八	賍物牙保、古物営業法違反		棄却	三小		
○								
九	九月二一日	昭和二八年(あ)一五八二	営	利誘拐、横領	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)一七〇三	業	務上横領	棄却	三小	九一三	
九	九月二二日	昭和二八年(あ)一八三〇	詐	欺未遂	棄却	三小		
九	九月二二日	昭和二八年(あ)一八六七	詐	欺未遂	棄却	三小		
九	九月二二日	昭和二八年(あ)二〇三七	食	糧管理法違反	棄却	三小		
九	九月二二日	昭和二八年(あ)二〇五四	食	糧管理法違反	棄却	三小		
九	九月二二日	昭和二八年(あ)二二八九	酒	税法違反	棄却	三小		
九	九月二二日	昭和二八年(あ)二三八五	強	盗	棄却	三小	九一七	

九	九月二一日	昭和二八年(あ)二四二〇	詐	欺、同未遂、横領	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)二四五九	窃	盗、横領、有印私文書偽造、詐欺	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)二四七九	横	領	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)二四九三	傷	害、暴行、覚せい剤取締法違反	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)二五五〇	窃	盗	棄却	三小	九三二	
○								
九	九月二一日	昭和二八年(あ)二五六七	窃	盗	棄却	三小		
九	九月二一日	昭和二八年(あ)二五九五	窃	盗	棄却	三小		
九	九月二二日	昭和二八年(あ)二六三一	窃	盗	棄却	三小		
九	九月二四日	昭和二八年(あ)四四九	窃	盗	棄却	三小		
九	九月二四日	昭和二八年(あ)四一七〇	横	領	棄却	一小		
九	九月二四日	昭和二八年(あ)六七五二	賍	物故買	棄却	一小		
九	九月二四日	昭和二七年(あ)六八〇五	窃	盗	棄却	一小		
○								
九	九月二四日	昭和二八年(あ) 一六	所	得税法違反	棄却	一小	九四一	
九	九月二四日	昭和二八年(あ) 三九	横	領	棄却	一小		
九	九月二四日	昭和二八年(あ) 一七二	放	火未遂	棄却	一小		
九	九月二四日	昭和二八年(あ) 二三七	業	務上横領	棄却	一小		
○								
九	九月二四日	昭和二八年(あ) 二六二	収	賄	棄却	一小	九四九	

九	九月二四日	昭和二八年(あ)六二三	封	印	破棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)一〇三四	食	糧管理法違反	棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)一三六六	業務上横領		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)一七三七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)一八四九	恐喝		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二〇六三	横領		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二一五七	詐欺		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二一九四	窃盗		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二二〇〇	覚せい剤取締法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二二一五	貸金業等の取締に関する法律違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二二五四	非現住建造物放火		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二二五七	食糧管理法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二二九〇	窃盗		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二三一三	有印公文書偽造、偽造有印公文書行使、詐欺		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二三五一	偽造公文書行使、詐欺、恐喝		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二三五四	窃盗		棄却

九	九月二四日	昭和二八年(あ)二四六五	詐	欺	棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二五四〇	食糧管理法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二五五六	窃盗、同未遂		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二五七三	賍物故買		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二六一六	銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反、公務執行妨害、傷害		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二六四〇	単純収賄		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二六八〇	窃盗		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二七三一	公職選挙法違反		破棄免訴
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二七九三	公職選挙法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八〇一	賍物故買、銃砲刀剣類等所持取締令違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八〇四	麻薬取締法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八一五	覚せい剤取締法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八三五	公職選挙法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八四五	窃盗		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八五七	失火		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八七四	公職選挙法違反		棄却
九	九月二四日	昭和二八年(あ)二八八七	賍物故買		棄却

九	月二四日	昭和二八年(あ)二八九〇	私文書偽造、同行使、詐欺	棄却	一小		
九	月二四日	昭和二八年(あ)二九〇七	窃盗	棄却	一小		
九	月二四日	昭和二八年(あ)二〇八八	公職選挙法違反	棄却	一小		
九	月二四日	昭和二八年(あ)二一一七	横領	棄却	一小		
九	月二四日	昭和二八年(す)　三四六	横領被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立				
○							
九	月二五日	昭和二六年(あ)二〇七五	強制猥褻、強姦	棄却	二小	九五九	
九	月二五日	昭和二七年(あ)二九二四	住居侵入、暴行	棄却	二小		
九	月二五日	昭和二七年(あ)二九四七	賍物故買	棄却	二小	一〇三三	
九	月二五日	昭和二七年(あ)三〇〇七	関税法違反	棄却	二小		
九	月二五日	昭和二七年(あ)三〇三八	窃盗	棄却	二小		
○							
九	月二五日	昭和二七年(あ)六二〇九	賍物運搬、窃盗、外国人登録令違反	一部破棄自判一部棄却	二小	一〇三七	
九	月二五日	昭和二八年(あ)二〇二八	窃盗	棄却	二小	一〇五一	
九	月二五日	昭和二八年(あ)二〇三八	窃盗	棄却	二小		
○							
九	月二五日	昭和二八年(し)　六六	電車汽車往来危険等被告事件につきなした弁論分離決定に対する特別抗告	棄却	二小	一〇六一	
九	月二五日	昭和二八年(す)　四六四	詐欺被告事件につきました上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	二小		
九	月二六日	昭和二七年(あ)二三三四	地方税法違反	棄却	二小		
九	月二六日	昭和二七年(あ)二四四二	暴行	棄却	二小	一〇六九	

九	月二六日	昭和二八年(あ)三〇三一	窃盗	棄却	二小		
○							
九	月二六日	昭和二八年(し)　五一	公職選挙法違反被告事件についてなした忌避申立を却下する旨の裁判に対する準抗告につきなした準抗告棄却の決定に対する特別抗告	棄却	一小	一〇七三	
○							
九	月二六日	昭和二八年(し)　五三	公職選挙法違反被告事件についてなした忌避申立を却下する旨の裁判に対する準抗告につきなした準抗告棄却の決定に対する特別抗告	棄却	一小	一〇七五	
○							
九	月二六日	昭和二八年(し)　五四	公職選挙法違反被告事件についてなした忌避申立を却下する旨の裁判に対する準抗告につきなした準抗告棄却の決定に対する特別抗告	棄却	一小	一〇七七	
○							
九	月二六日	昭和二八年(し)　五五	公職選挙法違反被告事件についてなした忌避申立を却下する旨の裁判に対する準抗告につきなした準抗告棄却の決定に対する抗告	棄却	一小	一〇七九	
九	月二六日	昭和二八年(し)　六〇	窃盗被告事件に関する押収物還付請求却下決定に対する異議申立事件につきなした決定に対する抗告	棄却	二小		
九	月二六日	昭和二八年(す)　四六五	公務執行妨害、強盗傷人被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	二小		
○							
九	月二九日	昭和二七年(あ)　五五四	特別公務員暴行陵虐	棄却	三小	一〇八一	
九	月二九日	昭和二七年(あ)一〇四〇	麻薬取締法違反	棄却	三小	一〇八七	
九	月二九日	昭和二七年(あ)一〇六〇	詐	棄却	三小		

九	九月二九日	昭和二七年(あ)一〇七九	外国通貨偽造、同行使	棄却	三小	一一〇三			
九	九月二九日	昭和二七年(あ)一一二三	虚偽公文書作成、同行使、詐欺、贈賄、暴行、公務執行妨害、詐欺幇助	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)一二六一	詐欺	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)一四四九	収賄、贈賄	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)一五八五	横領(賍物寄蔵)、詐欺	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)一七〇九	恐喝、同教唆	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二二九一	詐欺、公文書偽造	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二三〇三	窃盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二三七二	住居侵入、強盗予備、窃盗、詐欺	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二三八九	邸宅侵入	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二四一四	収賄	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二四八〇	不法逮捕	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二八〇二	酒税法違反	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二八二五	収賄	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)二八三七	詐欺	棄却	三小	一一一五			
九	九月二九日	昭和二七年(あ)一九〇八	麻薬取締法違反	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二七年(あ)一九四八	麻薬取締法違反	棄却	三小				

九	九月二九日	昭和二七年(あ)一九五一	窃盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二七五	酒税法違反	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二八七	住居侵入、強盗、同致傷、窃盗	棄却	三小	一一二二			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)三三八	窃盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)四四四	詐欺、覚せい剤取締法違反	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)一一二〇	虚偽公文書作成、同行使	棄却	三小	一一四五			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)一四一一	住居侵入、強盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)一五六六	詐欺	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)一六七一	窃盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)一九〇三	覚せい剤取締法違反	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)一九一五	不法監禁	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二一五九	窃盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二一六一	賍物故買	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二一八二	関税法違反	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二二五三	窃盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二二八一	窃盗	棄却	三小				
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二二九二	窃盗	棄却	三小				

九	九月二九日	昭和二八年(あ)二二九五	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二三八五	窃盗、同教唆、詐欺	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二四九〇	窃盗	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二五〇四	詐欺	棄却	三小	一一五三		
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二五四五	窃盗、脅迫	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二五七二	賍物故買	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二五八一	窃盗	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二六一二	器物毀棄、暴行、公務執行妨害	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二六二九	賍物寄蔵、窃盗	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二六四五	詐欺、恐喝	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二六七六	窃盗	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二六七九	窃盗	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二七八六	公職選挙法違反	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二七九七	住居侵入、窃盗、有価証券偽造、同行使、詐欺	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二八三四	銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(あ)二八三九	詐欺	棄却	三小			

九	九月二九日	昭和二八年(し)六一	騒擾等被告事件につきなした保釈決定に対する抗告申立によりなした原決定取消、保釈請求却下の決定に対する特別抗告	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(し)七二	騒擾被告事件につきなした保釈決定に対する抗告申立によりなした原決定取消、保釈請求却下の決定に対する特別抗告	棄却	三小			
九	九月二九日	昭和二八年(す)四七五	窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	三小			
九	九月三〇日	昭和二七年(あ)三八一	取引高税法違反	棄却	二小			
九	九月三〇日	昭和二七年(あ)七八六	虚偽有印文書作成行使、詐欺、収賄、贈賄	棄却	二小			
九	九月三〇日	昭和二七年(あ)九一三	薬事法違反	棄却	二小	一一五九		
九	九月三〇日	昭和二七年(あ)一三三一	酒税法違反	棄却	二小	一一六三		
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)一九〇六	賍物故買	棄却	二小	一一六七	
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)一九七一	窃盗、同未遂	棄却	二小		
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)一九八五	強盗傷人、強盗致傷	棄却	二小	一一七三	
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)二四〇七	酒税法違反	棄却	二小	一一八九	
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)二五三七	麻薬取締法違反	棄却	二小	一一九三	
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)三〇七八	猥褻図画所持	棄却	二小	一一九七	
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)二一五二	詐欺	棄却	二小	一二〇三	
○	九	九月三〇日	昭和二七年(あ)二三五四	窃盗	棄却	二小	一二〇七	

○	九	九月二〇日	昭和二七年(あ)三四三二	横	領	棄却	二小	二一三
○	九	九月二〇日	昭和二七年(あ)三六八四	詐欺、外国人登録令違反	棄却	二小	二一九
○	九	九月二〇日	昭和二七年(あ)五四三八	強姦致死、同致傷	棄却	二小	二二七
	九	九月二〇日	昭和二七年(あ)五九九三	詐欺、贈賄	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)一七三八	強盗、銃砲所持禁止令違反、窃盗未遂	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)一八七九	食糧管理法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)一八八八	賭場開帳図利幇助、常習賭博	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)一九八八	食糧管理法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二〇一九	食糧管理法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二〇三三	酒税法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二〇四四	食糧管理法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二〇五九	詐欺	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二〇七五	恐喝	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二〇八八	横領	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二一〇〇	有価証券偽造行使、詐欺	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二一二五	窃盗未遂	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二一四二	食糧管理法違反	棄却	二小	

	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二一八四	窃盗	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二二五二	食糧管理法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二二五五	詐欺、業務上横領	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二四一九	賍物故買	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二四二一	業務上過失致死	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二四三二	傷害	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二四六一	窃盗	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二四六三	営利誘拐	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二四九二	麻薬取締法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二五三二	覚せい剤取締法違反	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二五四六	詐欺、業務上横領	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二五七一	窃盗	棄却	二小	
○	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二五八八	歯科医師法違反	棄却	二小	二二四一
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二五九四	放火	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二五九七	住居侵入、強盗殺人、同未遂	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二六一七	暴行傷害	棄却	二小	
	九	九月二〇日	昭和二八年(あ)二六二五	詐欺	棄却	二小	

九	月三〇日	昭和二八年(あ)二六五八	賍物故買	棄却	二小		
九	月三〇日	昭和二八年(あ)二六七二	暴行、横領	棄却	二小		
九	月三〇日	昭和二八年(あ)二七五四	恐喝	棄却	二小		
○							
九	月三〇日	昭和二八年(あ)二八五〇	殺人、傷害	棄却	二小	一二四七	
九	月三〇日	昭和二八年(あ)三二六四	殺人、窃盗、横領被告事件について言渡した有罪の確定判決に対する再審請求事件につきなした請求棄却の決定に対する即時抗告	棄却	二小		
九	月三〇日	昭和二八年(し)六九	放火被告事件につきなした上告棄却の決定に対する抗告	棄却	二小		
九	月三〇日	昭和二八年(す)四一五	有価証券虚偽記入、同行使、詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	棄却	二小		
九	月三〇日	昭和二八年(す)四五三					
○							
九	月三〇日	昭和二八年(す)四七三	詐欺、同未遂被告事件につきなした抗告棄却決定に対する刑訴五〇一条による疑義の申立	棄却	二小	一二五七	
九	月三〇日	昭和二八年(す)四八〇	詐欺被告事件につきなした上告棄却の判決に対する刑訴五〇一条による疑義の申立	棄却	二小	一二六一	

昭和二六年(れ)第一四八八号

判　決

本籍並びに住居　熊本市白藤町六九六番地

休職熊本県技術吏員

池　辺　晋

明治三五年一二月一五日生

右の者に対する収賄被告事件について昭和二六年五月八日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人を懲役六月に処する。

但し、本裁判確定の日から弐年間右刑の執行を猶予する。

被告人から金五千百円を追徴する。

訴訟費用中第一審における証人八百谷フキ子の供述記載の一部を除き、差戻前の第一審（差戻し前後とも）におけるものは全部被告人の負担とする。

理　由

弁護人今西貞夫の上告趣意第一点について

しかし原判決を検討するに、原審は差戻前の第二審公判調書中の証人八百谷フキ子の供述記載の一部を除き、差戻前の第一審相被告人金行幸夫、同村元初一との連帯負担とし、第二

昭和二八年八月七日判決　昭和二六年(れ)第一四八八号

二審判決挙示の証拠とは全く異なる諸証拠を挙示し、これにより独自の判断を以て原判示犯罪事実を認定しているのであつて、差戻前の判決と同様の証拠により、所論当裁判所の判決に示す判断に反する事実認定をしているわけではないから原判決には所論の如き違法はない。論旨は理由がない。

同第二点について

しかし原判決挙示の証拠により原判示犯罪事実を認定できないことはなく、論旨は事実誤認の主張で上告適法の理由となり得ない。

次に職権を以て審査するに、本件は、昭和二四年九月三〇日広島高等裁判所において、本件公訴事実につき被告人に対し、懲役六月、二年間執行猶予、金五千百円追徴の有罪判決が言渡されたのであるが、被告人は右判決に対し上告の申立をした結果、上告審たる最高裁判所は、右判決を破棄して事件を広島高等裁判所に差戻した。しかるに、差戻後の同裁判所は、再び同一犯罪事実を認定の上、これについて、被告人に対して懲役一年、二年間執行猶予、金五千百円追徴の判決（原判決）を言渡したのである。以上の如き差戻前の判決と差戻後の判決との関係においても、旧刑訴四五二条の規定の精神に徴し、不利益変更禁止の原則の適用のあることは当裁判所の判例（昭和二六年(れ)第三二〇号同二七年一二月二三日）とするところであるから、原判決が前叙のごとく差戻し前の第二審判決よりも重い刑を言渡したことは違法であつて、破棄を免れないものと云わなければならない。

よつて刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条一号、旧刑訴四四八条により原判決を破棄して自判すべきものとし、原判決が証拠により認定した事実に対し、刑法一九七条の二、一九七条一項前段、昭和二二年法律第一二四号による改正前の刑法五五条を適用して被告人を懲役六月に処し、執行猶予につき刑法二五条、追徴につき同法一九七条の四、訴訟費用の負担につき旧刑訴二三七条、二三八条を適用して主文のとおり判決する。

右は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　福原忠男出席

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき署名捺印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

被告人池邊晋

弁護人今西貞夫の上告趣意

第一点　原判決は最高裁判所の判例と異なる判決である。

一、本件は昭和二十三年九月二十八日山口地方裁判所岩国支部に於て第一審の判決（懲役一年六ヶ月、三年間執行猶予）があり、被告人から控訴を申立て昭和二十四年九月三十日廣島高等裁判所第三部に於て第二審の判決（懲役六月、二年間執行猶予）があつた事案であることは記錄上明確な事実である。

二、そして右昭和二十四年(れ)第二八八一号判決に示された判斷の要旨は、

「原判決は第一事実として、昭和二十一年十一月十日頃判示出張所員一同に對する寄附金名義の下に自己の職務に関する賄賂として收受し、第二事実として、村元初一から同日頃八百常料亭に於て一人前百円の饗応を受け且金五千円を土井八左衛門を介して收受したと認定した。そして証拠の一として被告人の原審公判廷に於ける供述を引用して居るが、その供述趣旨は全然異つて居り且日時が十月七、八日か十一月十日頃か十二月十日頃かについての差異は事件の經緯に照し、第一の金円授受の趣旨並びに第二の金円授受の有無又は饗応の趣旨等犯罪の成否に影響を及ぼすこと明白である。しかのみならず原判決引用の全証拠を以てしても判示第一の一万円が原判決判示の如く判示出張員一同に對する寄附金名義の下に被告人自己のために收受したものである事は到底これを認める事はできない。従つて原判決は虚無の証拠により事実を認めたか又は証拠と認定事実との間に喰い違いあるものといわなければならないから、原判決は破毀を免れない」

と言うのである。

三、然るに破毀後の第二審である原審では被告人を取調べた上、第一事実について判示一万円が被告人の供述の通り道路河川保護会に寄附を受け、被告人が当時右保護会の会長であつた杵築由宇町長に報告し、該全員を以て土木出張員を視察旅行せしめることを協議した事実を証明する証人大畑明を訊問しただけで結審し、全部の犯罪の時期を昭和二十一年十二月十日頃と改めただけで破毀前の第二審と同様の事実を認定して前よりも重く懲役一年、二年間執行猶予の判決を下されたものである。

四、以上の経過から見て原審は明らかに最高裁判所の判決に示された判断に反した認定をしたのである。即ち前示の通り昭和二十四年(れ)第二八八一号の判決には「原判決引用の全証拠を以てしても判示第一の一万円が出張所員一同に對する寄附金名義を以て被告人が自己のために收受したものであることは到底認めることが出来ない」と判示されているに拘らず、原判決は破毀前の第二審判決と同一内容である証人土井久左衛門、白木精一、沖村清介、村元初一等の第一審に於ける供述や同人等に對する司法警察官の聽取書を引用して有罪と認定したのである。

五、法規の解釋については勿論、事実の認定についても最高裁判所の判決に従うべきは当然であるのに、原審が其の後の取調により被告に不利益な新たな証拠が全然顯出されず、却つて被告人の主張を裏書する有利な証拠が出たにも拘らず最高裁判所の判斷を無視した判斷を下されたのは、到底承服出来ない不可解なことなので是が御救濟を仰ぐものである。

第二点　原判決は重大な事実誤認があり、著しく社会正義に反する。

一、原判決が認定した事実は、被告人が山口縣岩国土木出張所長として在任中

(イ)　昭和二十一年十二月十日頃、玖珂地藤河村水害復舊工事に従つていた村元初一から右工事並びに將来の請負工事に関し有利な取扱を受けたいとの請託を受け、その謝禮の趣旨で供與するものである情を知り乍ら同人をして土井久左衛門を通じ右土木出張所職員に對し金一万円を供與せしめ、以て自己の職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供與せしめ

(ロ)　同日頃岩国市八百常料亭で前同様の趣旨で一人前百円位の酒食の饗応を受け

(ハ)　その際土井久左衛門の手を通じ金五千円の供與を受け以て自己の職務に関し賄賂を收受したものである。（別紙添付判決謄本参照）

と言うのである。併しながら昭和二十四年(れ)二八八一号の時の弁護人上告趣意書にもある様に、

二、先ず右(イ)の一万円については前点で指摘した通り、引用証拠では到底犯罪事実を認めることが出来ないと最高裁判所が判示せられたのであつて、敢て蛇足を要しないと思うが、被告人は終始一貫して「昭和二十一年十月七、八日頃当時藤河村長であつた土井久左衛門から土木出張所の職員に對して金一万円を寄附するとの申出があつたが、役所として寄附を受けられぬと斷つたところ、道路河川保護会の方へ寄附すると言うので保護会に受入れ会長である杵築由宇町長の承諾を得て所員を三班に別ち視察旅行せしめ剰余金を以て野球具一式を購入したものであつて、右一万円は藤河村からの寄附であり村元初一は全然知らず、殊に同人が藤河村が施行していた水害復舊工事は同村直営工事で下請は許されぬ建前であつて村元が下請負をしている事実は知らなかつた旨陳述して居り、白木、金行、大畑等の各証人や、破毀前の第二審で取寄せた岩国出張所の昭和二十一年当直日誌及び四国行旅行班の琴平神社での記念寫眞（弁号証）に依つて明白であり、その授受の日時も十月七、八日である事が証明されている。

三、次に(ロ)の饗応は原判決認定の様に十二月十日頃であつたことは明白であつたことは明白であるが、是は忘年宴会とし て村長土井久左衛門が案内し同人が挨拶を述べ、その席上何等特別の話もなかつたものであり、原審が饗応者であると

認めた村元初一は証人として「その際の宴会は別に意味なく、忘年会で普通どこでもやる忘年会の心算でしたが、幾分将来仕事をさせて貰う為お世話になると思つた気持ちはあつた」と陳述し（昭和二十四年六月八日公判調書）、同人の外部に表われない内心的の目的があつた様子があるが、被告人としては村主催の忘年会で社交上の儀礼だと考えたと主張し、その時期から又其の時の案内者、挨拶者が土井村長であり、程度も一人前百円位のものであるから表面に出ない村元の特別の意味を感得し得たと認められる状況がなく、趣旨に於て善意であつたと認められる事は金行、白木等証言に依つて明白である。

四、更にハの五千円については被告人の終始徹底的に否認しているところであり、実直な技術者として永年勤續して来た役人である被告人が事実であれば一度でも自白する筈である。此の点は次項に於て陳述する。

五、即ち記錄上本件の立役者は土井久左衞門であり、同人は村長として許されない村が直営することを条件となつていた水害復舊請負工事を勝手に村元初一に下請負をさせ、同人に金行技手が入用だとか出張所員が手当が尠いとか勘告して三万円を出させ、内一万円を藤河村からの寄附であると言い、五千円は金行に交付し五千円は被告人に贈つたと稱し、殘り一万円は約一年後の昭和二十二年十一月頃村元に戻した（眞僞は不明であるが村元初一の証言）となつている点から見ても、同人が一年間も一万円を自己の手許に置く事自体が不可解であり、村元に對しては同人の利益を圖る如く裝い、一方土本出張所には村の代表者として自己の顔を賣り、極めて清淨な寄附金の様に裝つて其の間に自己の利得を圖つたものと見られるのである。

これは弁護人の主觀的な觀察ではなく、弁号証の新聞紙に現われないが現に該事件は廣島高等裁判所に繫屬していた）が証明されているに拘らず、弁護人の間に對しては供述を拒絶し（五九〇丁）更に同人や村元初一の司法警察官以来の供述の変化を記錄に依り熟讀玩味し、特に同人が最初逮捕され

れて三万円の斡旋をした事があると強弁し（十五丁）又その点で横領の嫌疑を受けた事実（五九〇丁）等に徴すると被告人には五千円を渡して居らなかつたが、被告人は既に熊本縣に轉任しているので自己に對する嫌疑を避けるため被告人に交付したと一旦供述した為、爾来一味の村元等をリードして捜査官に迎合して被告人等役人側を陷れ自己の立場を有利にして、中心人物であり乍ら起訴を免れたものと見られる状況に在る。

此の点は同人が八百常に於て、五千円を被告人に交付した点について沖村、村元及び八百常の女将も見ているところで被告人のポケットに入れたと供述しているが、役人に賄賂を渡す場合に特に秘すべき常識にも反している。

六、特に本件捜査に無理があつた点は、本件が起訴された昭和二十三年六月二十五日から十日經過した七月五日付で檢擧した岩国警察署長から檢事宛に捜査状況報告書（二五五丁）が提出せられ、それに添付した八百谷フキヨ名義の始末書（二五八丁）には、

「現金入りらしい角封筒様のものを土井が被告人のポケットに入れるのを見た」

旨の記載があり、沖村、村元も是を同調しているのであるが、証人八百谷フキヨの昭和二十四年六月八日破毀前の第二審第二回公判調書の記載に依ると同人は、

「左様な事実は見ないが始末書は心易い田中巡査部長が勝手に書いて、悪い様にせんからと言うから判を押した」

旨証言し、右始末書と田中巡査部長作成の聽取書との筆蹟對照に依つて明らかに同一人である事が証明せられている。是は証拠僞造の形であつて結局捜査官が土井の甘言に乗せられたと見る外はないのである。

七、其の他昭和二十五年(れ)第二八八一号事件の上告趣意書に陳べた如く原審引用の土井、沖村、村元の各供述の変轉不合理と、是に對する被告人の供述及び其の他の証人関係人の供述との對照から、本件は全く無罪たるべき事案と見られるのである。

八、然るに原判決は一万円の時期については公文書等に於て証明せられているところを排して、土井等の供述に依つて十二月十日頃と斷定し、第二審の証拠は一切願みず司法警察官の聽取書や第一審の公判調書を引用して前記の如く全部有罪を認定せられたのは著しい事実の誤認であり、社会正義の上からも看過出来ないものと確信するものである。

九、被告人は大正十四年熊本高工を卒業以来、技術吏員として地方庁に勤續二十余年に及び、江木証人の証言の如く溫厚篤実の者で、本件のため突如勾束せられ休職となつて既に満三年二ヶ月を經過し、ひたすら晴天白日の日を待ちわびつつあるもので、幸いに最高裁判所に於て破毀の御判決を受け今度こそはと期待していたが原審の如き認定を受け落膽失望の極にある点は記錄上当然御推察賜わり得ると信ずるものである。

（参照迄に原判決謄本及び昭和二五年(れ)第二八八一号判決寫を添付致します。

以　上

昭和二四年(れ)第二八八一号

判　決

本籍並住居　熊本市白藤町六九六番地

休職熊本縣公吏

池　邊　晋

明治三五年一二月一五日生

右に對する收賄被告事件について、昭和二四年九月三〇日廣島高等裁判所の言渡した判決に對し被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は刑訴施行法第二條に從い次の通り判決する。

主　文

原判決を破棄する。

本件を廣島高等裁判所に差し戻す。

理　由

弁護人今西貞夫上告趣意第一点について原判決が所論摘示のように收賄の犯罪事実を認定所論擧示の証拠を以て該犯罪事実を認定したことは所論のとおりである。そして原判決の認定した処は要するに第一事実として、本件公訴事実並びに第一審判決摘示の日時並びに第一審判決摘示の日時並びに趣旨（第三者に對する賄賂供與罪）とは異なり被告人が昭和二一年一月一〇日頃判示出張所員一同に對する寄附金名義の下に自己の職務に関する賄賂として收受し、第二事実として本件公訴事実並びに第一審判決の摘示の日時饗応額等と異り、同日頃判示料亭で村元初一から職務に関し一人前百円位の酒食の饗応を受け且つ金五千円を土井久左衛門を介し收受したというのである。そして原判決は其の認定の証拠の一として被告人の原

審公判廷に於ける「判示第一の日時、場所で土井久左衛門から金一万円を受取りこれを岩国土木出張所職員の視察旅行及び運動用具の購入に使い判示第二の宴会に出席した旨の供述を引用しているが、しかし被告人は原審において判示第一の金一万円は昭和二一年一〇月七日か八日頃の翌日判示場所で金行幸夫を通じて土井村長から山口縣玖珂郡東北部道路河川保護会に對する寄附金として同会の専任幹事として受取り、其の頃職員のために使用しまた判示第二の金円は受取つた事なく其の時の宴会は同年一二月一〇日頃で藤川村主催の忘年会であつたと供述しており、原判決の引用する処と日時や交付者や宴会の趣旨等の点において全然異つている。そして原判件の証拠として引用している原審第二回公判調書中の証人土井久左衛門、同村元初一、同沖村清介、同八百谷つき子の各供述記録によるも判示第二の宴会はすべて同年一二月一〇日頃の忘年会であつた事は一致しており、しかも忘年会である。

以上社会通念上一二月一〇日頃と認むべきは言を俟たない処であつて、原判決のように判示第一事実も第二事実も共に同年一一月一〇頃であつた事は原判決の引用の証拠上毫も之を認める事は出来ない。そして本件においては事件の經緯に照しこれら日時其の他の差異は判示第一の金円授受の有無又は饗応の趣旨等犯罪の成否に影響を及ぼすこと明白である。しかのみならず原判決引用の全証拠を以てしても判示第一の一万円が原判示の如く判示出張所員一同に對する寄附金名義の下に被告人自己の為に收受したものである事は到底これを認める事はできない。

従つて原判決は虚無の証拠により犯罪事実を認めたか又は証拠と犯罪事実との間に喰い違いあるものといわなければならないから、論旨結局其の理由があつて原判決は破棄を免れない。

よつて爾余の論旨に對する判断を省略し舊刑訴四四七条、四四八条の二に従い主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官竹原精太郎関與

昭和二五年四月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　齋藤悠輔

裁判官　澤田竹治郎

裁判官　眞野武

裁判官　岩松三鶴

昭和二六年(あ)第一九七二号

決定

本籍並びに住居　群馬県甘楽郡西牧村大字南牧九八一九番地
自動車運転者
黛　善太郎
明治四〇年一二月一五日生

本籍　宮城県遠田郡涌谷町表桜町四三番地
住居　東京都港区赤坂青山北町五丁目二四番地　都営住宅新二〇号
自動車運転者
木村幸雄
大正九年一二月二〇日生

本籍　千葉県印旛郡公津村飯田新田五一番地
住居　千葉市東本町一五番地
食料品商
草薙友治
明治四四年四月一五日生

本籍　横浜市磯子区磯子町字山田谷八六一番地
住居　東京都板橋区大谷口町一一二〇番地

昭和二八年八月七日決定　昭和二六年(あ)第一九七二号

右の者等に対する窃盗、草弼友治に対する賍物故買各被告事件について昭和二五年一一月四日及び同年一二月一四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人黛善太郎の弁護人樋口源之輔、被告人草弼友治の弁護人岡義順及び被告人牧野真の弁護人岸星一の各上告趣意はいずれも量刑不当の主張であり、被告人木村幸雄の弁護人岡義順の上告趣意第一点は憲法違反をいうがその実質は量刑不当の主張に帰し（憲法三七条一項にいわゆる公平な裁判所の意義については既に当裁判所屢次の判例の存するところであり、また記録を精査したが同法一四条に違反し被告人を差別待遇したことを疑うに足りる形跡のあることを発見し得ない）また同第三点は事実誤認、同第四点は量刑不当の主張であつていずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。なお右被告人木村幸雄の弁護人岡義順の上告趣意第二点は結局刑法二五条一号及び同法二六条二号の規定について当裁判所の判例（昭和二五年(あ)第一五九六号昭和二八年六月一〇日大法廷判決参照）にそわない解釈を前提として、原判決の憲法違反を主張するものであつて論旨は理由がない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年八月七日

土木建築請負業　二

牧野真

明治四四年四月二六日生

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二六年(あ)一九七二号

被告人　黛　善太郎

弁護人樋口源之輔の上告趣意

原判決は刑の量定が甚だしく不当であるので、之れを破棄して相当の御判決を求めます。

即ち本件犯行の動機、態様等は昭和二十五年十月二十八日附本弁護人提出の控訴趣意書で陳述せし通りであつて、全く其の縁由は敗戦という冷厳なる事実の存在であり、之れを無視判断したるは適切ならざる判決にして特に被告人の生立ち入隊後に於ての模範兵としての行動、敗戦という精神上の一大打撃、帰還後に於ける我国内の思想並びに経済生活の混乱、加うるに就職難且つ誘われて本件犯行介入の経過犯行後悔悟の事情等の諸般の状況を考察せば、之れを通常の窃盗犯に対するが如き観察で律すべきではなく、生来真面目勤勉なりし被告人が本件犯行に介入せしことは全く一時的の現象であり、其の原因は叙述の諸状況に縁由しおれるものであるにも不拘、平常の社会に於ける通例の窃盗犯の観察を一歩も出でない判断の原判決は刑の量定甚だしく不当といわざるを得ず。

宜しく本件の如き再犯の虞のない、特に叙述諸般の状況の存在を考慮し、三年以下の刑に処し刑の執行猶予を附すべきが妥当適切なるに、之れを看過した原判決は当然破棄さるべきものと思料す。以上上告趣意書を以て陳情します。

以　上

弁護人岡義順の上告趣意

第一点　刑の量定に付いて。

被告人草弼の犯罪に付いては、疑はない。

併し乍ら、被告人に如何なる科刑をなすべきかに付いては、被告人の素行、性格、生活状態（殊に、更に累犯の恐ある生活関係）、前科の有無、窃盗被害関係（示談有無）、被告の其の後の関係（改悛、其の将来の素行見透）、社会の信用程度等の点に欠くる処のない者ならば、重ねて犯罪を犯す虞もないことが判り、刑の量定に付いても斯る者に付いては、相当考慮すべきが刑事政策上強く要請さるべき事である。従つて、本件被告草弼の如き者に付き此の点に御考慮のなかつた原判決は、刑の量定の法の解釈適用を誤つたものとして、破棄を求める。

其の理由、即ち之等の事情を列挙する。

(1)　被告人の営業。

被告草弼は、酒、味噌、醤油、砂糖、油、塩、煙草等の販売配給店を昭和十二年より開業、千葉市内の有数店である。

(2)　被告人の信用程度。

(イ)　財産、宅地百五十坪、店舗一棟、居宅と離れ家二棟、店の仕入品、電話、トラック二台、納税年額四十五万円、の資産がある。

(ロ)　被告人の家族及び兄弟。

被告人草弼友治

家族、妻やつ（三十七歳）、長女八重子（十九歳）、次女愛子（十七歳）、長男健治（十五歳）、雇人四人（男）。

兄弟、長兄　秋田県大曲町にて　農業会長。

次兄　北海道　砂川　三井鉱業技師。

三兄　千葉市　刑務所看守長。

(ハ) 被告人の名誉職。

町内会長、昭和十五、十六年及び十八年四月迄及び現在。

昭和十八年より同二十一年三月迄、海軍に応召、復員。

現在、酒組合理事、煙草組合理事。

(3) 被告人の前科関係。　前科なし。

(4) 示談関係。　被害者に示談完了す。

(5) 被告人の善行。

被告人は、従前より浮浪者、犯罪前科者等の失職者を同情し之を救済、自家に連れ来り生計の道を相談し、千葉新聞にて掲載、表彰された。

(6) 町内民の歎願書。

被告人の平常の素行を熟考する町民は、被告に同情し今回の犯罪に対し、歎願書を以つて減刑を上申している。

(7) 被告人草弼の犯罪の動機。

以上の如き被告人の境遇にて、本件犯罪を犯すことは到底あり得ざることであるが、何故斯る行為をしたかは次の点にある。

被告は、昭和二十一年三月海軍より復員して家に帰ると、近隣の噂で被告の妻が若き時知合の当時警察官が、被告が入隊中に同情して尋ね来りたるを妻と怪しい関係ある如くいいふらしたるを、被告は真実と信じ自暴自棄となり、妾と遊蕩し金を費消し、その処へ過大の税金が課税されて、せつぱつまり初め故買罪を犯し、次に此の故買の本犯に引入れられ、此の大罪を犯すに至つたのである。

(8) 現在の心境。

右の如き、虚構の妻の性関係も間もなく判明し、且つ罪を犯したことの如何に恐しきか知り、真に改悟し只管家業に専念し居るを以つて、目下は前記浮浪者等を救護していても、尚且つ店は繁栄し居るのである。

以上の如く、被告草弼は環境よりいうも、性格及び人格上からも二度と犯行する危険のない者であり、之を原判決の如く実刑、而も長期刑を以つて処断するのは、刑の量定上失当といわねばならぬ。

以　上

被告人牧野眞

弁護人岸星一の上告趣意

第一審判決が被告人に對し言渡した懲役五年の刑は、その量定甚だしく不当であるとする控訴理由に對し、原判決はその理由なしとして之を棄却した。然しながら被告人及びその共同被告人等の第一審における各供述その他の証拠により明らかな被告人の本件犯行の動機、犯行当時の状況、犯行の態様、社会的な經歴、家庭の状況、性向等を考慮すれば、被告人を懲役五年に処することは重きに失する。即ち記録により明らかな如く、被告人が本件犯行をなすに至つたのは一に事業不振の窮境において多数の従業員、債権者を擁し進退に窮した事に出で、その犯行も他の共同被告人との共犯関係においても寧ろ従犯的立場に近く、その得たる利益もまた他の共犯者より低き状態にあるものである。更にその使途においても殆ど必要已むを得ざりし部分に費消しているものであり、且つ改悛の情も顕著な処から第一審において他の比較的軽き共同被告人と共に保釋の取計らいを得たものであると思料されるのである。之等の点に関しては原審において陳述したところであるが、更に原判決言渡後の被告人の情状については、被告人は勿論何かの懲役刑に服すべきことは已むを得ざるところとし、その際後顧の憂なきを期し専心事業に従事し家事の始末をなしつゝあるが、現在被告人の經營する東日本建設株式会社は資本金三百万円であり、社員多数を擁し専ら住宅金融公庫融資住宅の建築に当つており、かく過去の非を悔い更生の歩みを進める被告人を再び拘禁し、五月の永きに亘り社会より隔離することは科刑の本旨よりしても酷であると思料する。加うるに被告人の妻は依然不具の身であり、且つその子女は未だ幼少である等の状況考慮せられ、希くば刑事訴訟法第四百十一条第二号による職権調査を賜わり原判決の破棄を願いたく上告趣旨として陳述する次第である。

以上

被告人木村幸雄

弁護人岡義順の上告趣意

第一点　被告人の犯罪数について

本件被告木村が犯したタイヤ窃盗事犯は前後十三回で、その最終の十三回目即ち、昭和二十三年六月二日に犯したタイヤ窃盗未遂事件は其の現場で逮捕され一年の懲役、三年間の執行猶豫の判決をうけ、右判決は現在三年間を経過して之は消滅した。

其の後に本件余罪が共犯者荒井隆平側から発覚するに至り、都合十三回の犯罪が明るみに出たのである。

然れども其の犯罪は舊刑法の連續犯であつたことは、同じくタイヤ窃盗で昭和二十二年十二月九日より連續して行われたものであるからである。

従つて舊刑法に於ては既に其の一罪（一部）に付て判決があれば他は後に発覚しても不問にされて来たのである。

新法になり此の点は改正されたが然し連續犯の性質を認めない趣旨でないことは学説の一致する処である。

斯かる連續犯の一部に付き既に確定裁判があつた後に更に余罪に付き裁判をする場合には、連續犯は廃止されたが処断上はなお存續すべきである。

小野博士刑法総論、其の理由は「連續犯ハ廃止シタノハ手續上檢擧困難デアルカラ廃止シタガ（犯意ノ繼續）ト（罪質同一）ノ点ヲ考ヘテ処斷上ハ一罪トシテ罰セヌトキハ前ニ処斷シタ刑ト後ノ分ト二ツノ裁判ヲ併科シテ可イコトトナリ、同時ニ二ツノ加重刑ヲ処斷スルヨリ更ニ不当ノ刑トナル。」と言い、

安平博士刑法総論四〇一頁「元来前ノ確定裁判ヲウケタ罪ト相合シテ一体ヲナスベキ併合罪ノ一部デアル余罪ニ付キ裁

判スルモノデアルカラ、之ニ對シテ刑ノ量定ヲスルニ当ツテハ確定裁判ヲ經タ罪ノ刑ト余罪ニ對スル刑トヲ相合スル本来ノ併合罪ニ對スル總括ヲナスコトニ算定ヲ試ミルコトガ理論上当然ニ要請サレル。」と論じている。本件に於て上告代理人は一審以来此の点を極力主張していたが一、二審共之が判斷を下さない。

憲法第一四条はすべての国民は法の下に平等で、その第三七条は「すべて刑事々件においては公平な裁判をうける権利を有する。」とあるに、連續犯の全部一度に発覚したときと二度に発覚したときの処斷に付き異る判決をうけるときは、正に公平な裁判といい得ない憲法違反である。

既に本罪の性質が連續犯であり且つ其の一部が確定裁判を經たものである以上は、裁判に当りては既に確定裁判を經たる分と本余罪とを判斷の材料とし依つて得たる量刑をなすべきものなるに、原判決が其の点を考えず單に余罪である本件のみの判斷したるは法の適用を誤り、延いて刑の量定を誤りたる違法がある。

第二点　一罪に付き二つの矛盾の判決に付き

前述の如く被告木村は十三回のタイヤ窃盗の共犯を犯し、其の一部即ち十三回目の犯罪（未遂）に付き逮捕され、確定裁判一年の懲役執行猶豫三年の判決をうけた。

而してその執行猶豫は被告人の其の後の改悛努力により滿期とはなつた。

併し乍ら本罪即ち余罪十二回のタイヤ窃盗は一審で懲役一年六月、二審で懲役一年の言渡をうけた。

被告人は前科なく且つ罪状其の他の情状を酌量されて此の十三回目の確定裁判にては執行猶豫の恩惠を得たが、余罪発覚の際は執行猶豫はない。

若し之が新刑法二二条により「前ニ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタ事ナキ者」との点により執行猶豫がないならば、之は常に連續犯の一部が発覚し後に他の余罪が発覚したときは如何なる事情があつても、又一度に発覚したときは大概の場合に

執行猶豫となる場合でも、二度に発覚したため執行猶豫とはならぬ事になり、之は被告人を場合によつて差別待遇する結果となり第一点と同じ憲法違反となる。

若し又法の解釋上「前に禁錮以上の刑に処せられたることなき者」というは、一罪（連續犯）のことで其の一罪の前に禁錮に処せられたことないと解すべきものとすれば一罪「連續犯」に付き或は執行猶豫となり後には執行猶豫がない判決があることは、同一被告人の情状酌量を二つに解釋したことになり、法の適用を誤りたることは到底免れない。

加之、前に執行猶豫を言渡したのが後の判決により当然取消されることになる故、眞面目になり改悛している被告人も執行猶豫により罪のなくなる期待を迄剝奪して、被告人の一度うけた恩典を本人に何等過失又は罪がなく剝奪される、加之執行猶豫を得られるべきが得られない。之は裁判所、檢察庁にて一度に摘発するか二度に摘発するかの取扱いによつて被告人に不公平な裁判となり、正に憲法違反である。

之等の点に付き被告人の弁護人は一審以来陳述しているが、原審も何等裁判をせぬ法を誤りたるもので破毀を免れない。

第三点　従犯に付いて

被告木村の犯行は従犯である。其の理由は

(1) 被告木村は共犯者（正犯）荒井隆平の雇人で、給料で雇われ給料は犯行の際拂つている。

(2) 被告木村は正犯荒井隆平の指揮の下に働いていた。

(3) 被告木村は盗品の処分代金を受取らぬ許りか処分したことは知らぬ。

(4) 被告木村は窃盗に行く際、行先も知らぬ。

以上の諸点と、被告木村には盗品に對する実力的支配もない点とを考えれば、共犯の内荒井隆平に之等の諸点があり荒

井隆平は正犯であるが、被告木村は之を幇助した従犯と見ざるを得ない。然るに原判決は被告木村に對し刑法の従犯の規定を適用した法条は示されていないから、此の点に於ても原判決は法の解釋適用を誤つたものといわざるを得ない。

以下に被告木村の犯行が従証であることの事実を列記する。

(1) 被告木村が正犯荒井隆平の雇人（主従）関係の点

記錄二五六二丁以下「当時私は湘南組で働いていましたが俸給が定額の半分位しか支拂つてくれませんでした。」…その際荒井が「月給をくれない会社なんかやめて喜多工業所に来ないか。喜多工業所に来れば月給として千五百円と私個人として千五百円宛やる。」というので湘南組はその儘にして喜多工業所に入りました。然し荒井はその約束を履行してくれず云々」とあり、相被告荒井隆平の雇人、主従関係で主人のため窃盗を手傳う事が明らかである。

(2) 同様の点、荒井隆平が認める点

記錄二五八一丁、問、被告人は木村に對し湘南組をやめて喜多工業所に来いと言つたことはないか。答、あります。木村が私に湘南組では俸給をくれないから困る。といつて来たので、私は喜多工業所に来れば千五百円、私個人がら千五百円やる。と言つて誘つたのです。」とあり、主従の点疑なし。

(3) 被告荒井隆平が被告木村を雇人として窃盗行為の手傳いをさせ（子供に手傳わせたと同様）の行為の点

記錄二五九一丁、問、荒井は赤坂郵便局の盗みの際は木村が先に盗もうと言い出してるが如何。答、左様なことはありません。

五味良造証言及び牧野眞供述記錄二五八六丁を見れば、木村は自ら犯罪を犯す様なことはないとあり、記錄二五六六丁荒井隆平供述「今度やつたら洋服が作れるではないか。もう一回やつたら女房にない着物が着せられるではないか。」と言うた事があります。

と嫌がる木村に手傳わせた事が窺われる。

甲、(イ)被告木村は盗品に実力的支配する意思が初めからない。

(ロ)被告木村は盗品処分に関與しない。

(ハ)被告木村は盗品処分の分け前は貰わぬ。

此の三つの点からも従犯で正犯ではない。

(イ)の点、被告木村は荒井隆平の雇人で主人が盗犯を犯す手傳いをしたのであるから、最初から盗品をどうするのか盗取後の行動等は知らぬのである。

従つて共同謀議等はない。

(ロ)の点、相被告鈴木幸藏（故貰非）の裁判の証人として被告木村の証言昭和二十五年六月　日の供述には、荒井隆平と窃取したタイヤの賣却処分等には被告木村は一度も関與せないから知らぬとある。

之は木村が荒井の雇人で主人に手傳つたに過ぎぬからである。

(ハ)の点、警察の調べでは記錄二三六〇丁、被告木村は荒井隆平から十一万円位貰つたとあるが之は間違いで、記錄二五六二丁、問、処分して得た金の分け前は。答、分け前ともつかず八万四千円位荒井から貰いました。

とあり、又記錄二五六二丁……私個人として千五百円宛やる……然し荒井はその約束を履行してくれず云々とある

を見れば、相被告荒井隆平は窃盗の手傳いをした時に限り給料を與え、被告木村の窮乏するを利用して窃盗手傳いに引入れ、嫌がるを強制したのである。

従つて荒井の犯罪百六十万円、記錄二三六〇丁の二十分の一にしかならぬ八万余円は給料で、分け前ではない。

第四　刑の量定に付いて

原判決は第一審判決の懲役一年六月を変更して懲役一年にしたが、本件は既述の如く十三回の連續犯の中十三回目の犯罪一つが発覚し之が懲役一年、執行猶豫三年の確定判決をうけた後に余罪十二回分が発覚したもので、性質が連續犯であれば本来一罪として処断すべきが取扱上、二箇の犯罪として処断されたものである。従つて前の十三回目の判決と余罪の今回の判決とを合すれば懲役二年に相当する関係になるのである。

然るに本件の罪質が仮に従犯とすれば勿論従犯でないとしても、今迄述べた様な犯情と、特に手傳いに過ぎず盗品処分に関係なく、盗品を初めから自分では実力的支配に置く考えもない被告木村に、合算刑懲役二年に相当する懲役一年に処するは、刑の量定上法の適用上至当の判決と言い難い苛酷の判決といわざるを得ない。

以　上

昭和二六年(あ)第二九四三号

決　定

本　籍　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷一四九二番地の四
住　居　同県東彼杵郡宮村小島郷日向平住宅七三号
厚生省引揚援護庁雇員
平　井　富　尾
明治四三年一一月三日生

右の者に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年三月二七日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人村田利雄の上告趣意第一点について。

しかし原審たる控訴審は検事及び弁護人の控訴趣意はいずれも理由がないが、第一審のなした法令の適用に誤ありとして第一審判決を破棄した上、第一審判決の認定した事実に対し法令の適用を示し、刑の言渡をしたのである。この場合、訴訟法上、第一審判決は全部破棄されたのであるが、原審は第一審判決の事実の認定には何ら違法の点がなく、従つて犯罪事実は第一審において適法に確定されたものと考えたのであるから、原審が第一審判決の認定した事実を基礎としてこれに法令の適用をしたのは正当というべきである。(昭和二四年新れ)一七八号、同二六年三月九日第二小法廷決定参照)。従つて原判

昭和二八年八月七日決定　昭和二六年(あ)第二九四三号

決には所論のごとき違法はないのであり、その違法であることを前提として憲法違反を主張する論旨のすでに採用しがたいことは明白である。

同第二点について。

論旨はいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。のみならず原審の量刑に関する判断説示が理由不備の違法あるといえないことは昭和二六年(あ)一二五号、同二七年一月二四日第一小法廷決定に徴して明白である。論旨は理由がない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

弁護人村田利雄の上告趣意

第一点、原判決は左記の理由により、破棄を免れないと思料致します。

即ち、原判決は第一審判決を破棄して自判し、第一審と同一の刑を言渡しているのでありますが、その破棄の理由は職権調査による法令の適用の誤りであり、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるとして、刑事訴訟法第三百九十七条に則つて第一審判決を破棄し、同法第四百条但書に則つて自判されているのであります。

然るに、原判決はその自判に当り、直に『原審(第一審)の認定した事実を法律に照すと被告人の判示所為は』と判示して、第一審が適用を誤つた法条(麻薬取締法第五十八条第一項)を適用しているのであります。然し、第一審判決が破棄された理由は法令の適用の誤りであり、尚、記録に基いて直に判決することができる場合であるため、刑事訴訟法第四百条但書に則り自判されたとしても、既に原審(第一審)判決は破棄されているのでありますから原審(第一審)の認定した事実に直ちに法条の適用をなすことは出来ない筈であります。なんとなれば、破棄判決の効果としては、一応原審の審判を無効に帰せしめ、訴訟は原判決(第一審)前の状態に復するものといわねばならないのであつて、それ故差戻又は移送をうけた裁判所はさらにその審級における審判を行わなければならないのであり、自判の場合も訴訟記録並びに原裁判所(第一審)(及び控訴裁判所)に於て取調べた証拠によつて判決をするものといわねばならぬと思料致します(瀧川、平場、中武、刑事訴訟法五六〇頁御参照)。従つて、事実認定が原審(第一審)と同様であつたとしても、それは控訴裁判所たる原審(第二審)が訴訟記録並びに原裁判所(第一審)に於て取調べた証拠により同一の事実認定に到達したというに止る筈であります。それ故に原判決(本件における原審た

被告人平井富尾

る福岡高等裁判所）の判決が破棄自判に際し直ちに『原審の認定した事実を法律に照すと被告人の判示所為は麻薬取締法第三条第一項、第五十七条第一項（以下省略）』と判示したのは、破棄されて一応無効に歸した原判決（第一審）に直ちに法条適用を改めてなしたことゝなるのであり、この手續の誤りは結局憲法第三十一条に違反するものといわねばならぬと思料致します。仍つて、原判決は憲法違反の判決であり、破棄を免れないと思料致します。

第二点、原判決は左の事由により破棄を免れないと思料致します。

即ち、原判決はその理由の部に於て『控訴趣旨第二点について』と題し、控訴の趣旨第二点㈠乃至㈣に縷々陳述したところに對し『記錄を精査すると原審（第一審）の刑は弁護人主張の各爭点を充分考慮の上、量定されたものと認められる。原審（第一審）の刑が犯情に比し重きに失すると思われない。論旨は理由がない』と判示して、簡單に控訴の趣旨を排斥しているのであります。

然し、刑の執行猶豫を言渡すべき情状は、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に所謂『罪となるべき事実』に含まれず、従つてこれが証拠説明も必要でないと同時に、同条第二項に所謂『刑の加重減免の理由となる事実上の主張』にも該当しないとされるのが従来の判例であるために、第一審判決に於て何等これに對して判斷が記されていないことは当然であるとしても、法律上量刑不当を控訴事由として刑事訴訟法第三百八十一条が明定し、同条に所謂『刑の量定不当』とは裁判官の裁量に委ねられた刑の量定についての一切の不相等を含むものであるとされる以上、この点につき控訴の趣旨に於て具体的にこれを陳述した場合は控訴裁判所はこれに對し、單に『原審（第一審）の刑が犯情に比し重きに失するとは思われない』との判示に止るときは、理由不備というの外はないのであります。この点に於て原判決は審理不盡、理由不備の違法あるものと思料致します。

刑事訴訟法第四百十一条は職權調査事項であつて、上告申立の理由となすことはできません。然し乍らこの職權調査事

項の中に、刑の量定が甚だしく不当であつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは判決で原判決を破棄することが出来る旨、明定されているに鑑みても量刑不当の主張に對しては、具体的正義又は公平に反することきや否やを充分審査し、且つその旨を具体的に判示すべきであると思料致します。

而も原判決は『原判決（第一審）を破棄』して自判し、各該当法条を適用した上懲役刑を選擇して、その刑期範圍内で（原審（第一審）判決と同一の実刑を言渡しているのでありますから、尚更前示控訴理由に對する原判決の判示は理由不備の感を深くするのであります。

尚、原判決が審理不盡、理由不備でないとしても、執行猶豫の言渡を受けるを適当する情状であるに拘らず、具体的正義又は公平に反して、又これを明らかに無視して、原判決が実刑を科しているのでありますから結局原判決は、過重な或は異常な刑を科したことになるのであつて、これは基本的人權を尊重する憲法の精神に反し、又憲法の平等の理念にも反する違憲の判決であるといわねばならぬと思料致します。

仍つて、破棄を免れないものと思料致します。

以　上

昭和二六年(ま)第二九九七号

判決

本籍　横浜市南区永田町一四三三番地
住居　同市金沢区寺前町二二七番地
自動車修理工
奥山一

大正一五年二月二六日生

本籍並びに住居　同市南区中里五〇番地
無職
山田藤吉

明治二三年八月二九日生

本籍並びに住居　同市同区南太田町三丁目三〇六番地
会社員
田中英八

当五三年

本籍並びに住居　同市中区新山下町一丁目一番地
会社員
芦沢寅雄

一

昭和二八年八月七日判決　昭和二六年(ま)第二九九七号

右奥山一、田中英八、芦沢寅雄に対する臨時物資需給調整法違反、山田藤吉に対する同法違反幇助各被告事件について、昭和二五年七月二五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、検察官から上告受理の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

第一審並びに原審各判決中被告人奥山一、同山田藤吉、同田中英八、同芦沢寅雄に関する部分を破棄する。

本件を横浜地方裁判所に差戻す。

理　由

東京高等検察庁検事長佐藤博の上告受理申立の理由について。

いわゆる進駐軍用物資のガソリンであつても、石油製品配給規則による統制の対象となるものであることは既に当裁判所の判例の示すところである。（昭和二六年(あ)第一七二一号同二七年一一月一八日第三小法廷判決、同二六年(れ)第一七四二号同二七年一二月一八日第一小法廷判決）従つて、本件ガソリンについて同規則の適用のないものとして、被告人奥山一、同山田藤吉、同田中英八、同芦沢寅雄に対して無罪の言渡をした第一審判決並びに、右見解を支持して同被告人等に対する検察官の控訴を棄却した原判決はこの点において違法であつて破棄を免れないものというべきである。

よつて、刑訴四〇六条、四一四条、三九七条、四一三条により全裁判官一致の意見により主文のとおり判決する。

検察官　福原忠男出席

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二六年(ぬ)第三八号
昭和二六年(あ)第二九九七号

東京高等検察庁検事長佐藤博の事件受理の申立の理由

原判決は、相手方田中栄八、同芦沢寅雄、同奥山一が法定の除外事由なく割当公文書に依らないで、ガソリンを譲受けた事実は、臨時物資需給調整法第一条第四条石油製品配給規則(昭和二十二年十月三十一日総理庁外十省令第一号)第四条に該当し、相手方山田藤吉が右ガソリンの譲受けを幇助した事実は、前記法条の外刑法第六十二条に該当するとの検事控訴に対し、石油製品配給規則第四条に規定中の石油製品はいわゆるルート物資のみならずルート外物資も含むものと解する余地があるが、同規則はもともと臨時物資需給調整法第一条第一項第一号による物資の割当又は配給に関する命令であり、換言すれば経済安定本部総裁が定める基本的政策及び計画の実施を確保するに必要な限度内において発せられている命令であるから同規則の対象とするところもこの根拠法からくる限定に服すべきことは否定できないのである。

これは石油製品配給規則に限らず、凡そ臨時物資需給調整法に基く物資の割当又は配給に関する命令一般に通ずる基本的性格である。しこうして不法に連合国占領軍の管理から逸脱したことの明らかな物資は、右の石油製品配給規則の性格に照らし且つ何人もその所持を禁止され、常に占領軍の管理に回復されることが要求されているのであるから同規則の対象から除外されるべきであると解しなければならないのである。

本件について見るに、原判決の原判示事実の認定に採用した証拠に依ると被告人田中英八、同芦沢寅雄、同奥山一、同山

被告人　山田藤吉
同　田中英八
同　芦沢寅雄
同　奥山一

田藤吉等が、割当公文書に依らないで譲受け又はこれを幇助したガソリンはいずれも、被告人今井正男又は田中一男が杉山竹治と共謀の上米軍部隊内のガソリン置場から窃取した米軍のガソリンであることが明らかである。

従つてかかる窃取された連合国占領軍の所有物資については臨時物資需給調整法の適用なく、石油製品配給規則第四条の範囲外の石油製品であると解すべきこと前記の理由に依り明らかである。則ち同条の適用がルート外物資に及ぶと解し得るとしても、かゝる窃取された進駐軍物資はその適用から除外されることとなるのである。

しからば被告人田中英八、同芦沢寅雄、同奥山一、同山田藤吉は石油製品配給規則第四条違反又はその幇助の点については罪とならないものとしなければならないのであるからこれと同一見解にでた原判決は正当であり原判決には所論のように法令の解釈を誤りこれを適用しなかつた違法はないものとして検事の控訴を棄却したのである。

しかしながら、先ず原判決は本件ガソリンはいずれも被告人今井正男又は田中一男が杉山竹治と共謀の上、米軍部隊内のガソリン置場から窃取した米軍のガソリンであることが明らかであると判示しているが、米軍所有のガソリンであることは裁判所において審理の結果、はじめて明らかとなつたに過ぎないのであつて、相手方田中栄八等が本件ガソリンを譲受け又は譲受けの幇助した当時においては、同人等にそれが米軍所有のガソリンであつたとの認識は証拠上たやすく之を認め難いのである。

次に原判決は石油製品配給規則第四条に規定せる石油製品はいわゆるルート物資のみならずルート外物資をも含むものと解する余地があると判示しているのみで、その点の判断を明示していないが、連合国占領軍の財産であつても何等かの事情によつて、既に占領軍の管理を離脱した石油製品が、取引の対象となることは往々存するところであつて、しかも物資によつては所謂ルート内の物資であるかどうかが判然区別し難いものがあり之等の物資は連合国占領軍の物資であることが判明する限り、之を占領軍に返還せしむべきことは勿論であるが、そのことは直に統制法規の適用を排除すべき理由とはならない

のであつて、之等の物資が占領軍の管理を離脱した後、取引の対象となり自由に流通して濫費せられ、同種物資に対する国の統制計画に悪影響を及ぼすも、そのまゝ放置してこう手傍観せざるを得ないと解するが如きは臨時物資需給調整法及び之に基く各種統制法規の精神、目的を正解せざるものと謂うべく、之等の物資に対しても統制法規を適用してその取引を規整し、その流通を遮断して同種ルート内物資の統制を確保することが統制法規の目的に副うものと解せざるを得ない。

次に本件ガソリンが判示取引当時相手方等において占領軍の所有物資であることが明らかであつたとしても、石油製品配給規則第四条には「石油製品は割当公文書の記載するところに従い且つこれと引換えるのでなければ何人もこれを譲渡し又は譲受けてはならない」と規定せられ、その石油製品たることについて何等の制限を付していないので、その品質、種類又は出所の如何にかかわらず、又「何人」もと規定して人的制限も付していないので取引者の地位、資格等を論せず、何人も配給割当公文書による取引を命じているのであつて、同規則は法定の除外事由がない限り何等の例外を許さない強度の統制方式を規定しているものであつて割当公文書によるの外ルート内の石油製品のみならずルート外の石油製品の取引をも禁止したものと解すべきである。従つて、その石油製品が連合国占領軍の所有物資であつても、取引の対象となる限り、他の一切の石油製品と同様石油製品配給規則第四条による制限に服すべきであり、之によつて、占領軍物資の流通を遮断し一面之等物資が速に占領軍に返還せらるゝ機会を与うると共に、他面国内における石油製品の統制を確保せしむべきものと解せざるを得ない。蓋し、臨時物資需給調整法により経済安定本部総裁が定める方策に基く物資の割当又は配給の適正を期するが為には、所謂ルート内物資に対してのみ統制法規を適用するのでは十分でなく、ルート外物資に対してもそれが取引流通せらることにより、ルート内の物資の統制に悪影響を及ぼす虞ある場合においては、直ちに之等の物資に対しても統制法規を適用してルート内物資の統制の確保を図ることが、各種統制法規の趣旨、目的に合致するからである。原判決が示すように、連合国占領軍の所有物資については臨時物資需給調整法の適用なく、従つて本件ガソリンは石油製品配給規則第四条の範囲

外の石油製品であると解すべきものとするが如きは、臨時物資需給調整法及び之に基く各種命令による割当又は配給の対象となるべき物資と、統制法令の適用の対象となるべき物資との区別を忘れ、之を混同した見解であつて、到底之を承服することができない。

この点につき、仙台地方裁判所においては、昭和二十五年六月九日本件と同種の事案について、「連合国占領軍の財産であるガソリンが経済安定本部総裁の定める割当又は配給の計画に上つていないものと解すべきことは言うまでもないが、かかる計画に定めていない物資の流通を無条件に放置するものとは到底解し難く、却つてその流通を法定の除外事由に当らないものとして禁止するものと謂わなければならない。従つてこれが禁止に背いた以上臨時物資需給調整法違反を構成することは当然であると解して、その所為を昭和二十二年政令第百六十五号第三条第一項臨時物資需給調整法第四条第一条石油製品配給規則（新法）第十二条等を適用して処断しているのである。

（添付判決参照）

右仙台地方裁判所における判決が示すように、連合国占領軍の物資たることが被告人に明白なる場合においてさえ、石油製品配給規則の適用があると解する以上本件の如く相手方等にその点の認識が疑しい事案については勿論右規則の適用あるものと謂わざるを得ない。

以上述べたところにより、石油製品配給規則は、連合国占領軍の物資であるかどうか不明な場合は勿論、占領軍の物資であることが明白なる石油製品についても、その管理を離脱して取引の対象となる限り、その適用あることは勿論であつて、原判決が之と異なる見解の下に相手方等の前示所為は右規則第四条に違反しないものとした第一審判決を是認し、検事控訴を棄却したのはまことに失当であつて、到底破棄を免れないものと思料する。

以　上

昭和二六年(オ)第二八九七号

弁護人保坂治喜の答弁書

原判決が検事の控訴を棄却した理由は、右申立書の申立の理由の項の冒頭に記載せられた通りにして正に正当なものである。申立理由の第一は

本件ガソリンが米軍部隊内ガソリン置場から今井、田中両名が窃取したものであること明かであるとの原判決判示事実に対し、それは裁判所に於て審理の結果始めて明かになつたに過ぎないのであつて被告人田中英八等が本件ガソリンを譲り受け又は譲受けの幇助をした当時に於ては同人等にそれが米軍所有のガソリンであつたとの認識は証拠上たやすく認め難いとされる。

而し乍ら被告人田中英八等がその当時に於て米軍所有のガソリンであつたとの認識ありしや否やは犯罪の不成立に何等影響なきものであると思料する。何となれば其の物自体が犯罪を構成する客体となり得ないものであるときは之を如何様に認識しやうとも犯罪を成立せしめ得ないものであつて例へば石地蔵を仇人と誤認して切り付けた場合と同じく不能犯の理論が適用せられると信じます。

申立理由の第二は、原判決が石油製品配給規則第四条に規定せる石油製品とはルート物資のみならずルート外物資をも含むものと解する余地があると判示したのみで其の点の判断を明かにせず、然るに連合国占領軍の財産であつても何等かの事情によつて占領軍の管理を離脱した石油製品が取引の対照となることは往々あり而も物資によつてはルート内の物資である

被告人　奥山　一
同　山田藤吉
同　田中英八

かどうか判然し難いものがあり、占領軍の物資であることが判明する限り之を軍に返還すべきは勿論なるもそれと関係なく統制法は適用すべきものとせらる。

原判決が統制法規に服すべきルート外物資を特に一々列挙説示することは其必要なきことにして占領軍所有物資が之に服せざることを説示すれば十分である。占領軍の管理を離脱した石油製品が取引の対照となることはあるが其の場合統制法規に服するや否やは一律には行かない。之に服するのは例へば日本国政府、団体、等に払下げられた様な場合即ち占領軍の所有権従つて管理権が失はれた場合でなければならない。事実上管理を離脱した丈では管理権は消滅せず、原判決は本件ガソリンが占領軍の支配内にあるが故に日本国の右統制法規の適用を否認したのである。物資によつて区別が判然し難くとも既に占領軍物資と判れば適用出来ないのである。占領軍物資の盗品なる場合は占領軍に返還されねばならぬ事は明かであるが之が濫費せられて国の統制計画に悪影響を及ぼすのをこう手傍観せねばならないとするのは法の精神を正解せざるものと主張せられるが右盗品なることが判明した上は返還あるのみで統制の必要はないし未だその判明せぬ以前は盗品なることが判らないのであるから拱手傍観しているとの言葉は当らない。又国内の統制を亂すと言はれるが只その盗品の数量丈物資の潤沢を来たし統制法自体をそれ丈緩和してよい状態を作出するに過ぎず幾分公平の理念には反するが法の根本目的を失はしめるものではない。

申立理由第三は、石油製品配給規則第四条には「云々」と規定せられ品質、種類、又は出所如何に拘らず又人的制限をも附さない強度の統制方式を規定している。従つて占領軍の所有物資であつても取引の対照となる限り同規則第四条の制限に服するとせられる。

而し乍ら国内法を以て如何に強度の統制方式を規定したところで国内法では到底規律し得ないところの占領軍の物資を之を以て支配し得ないのは明かである。此の根本法理を考へずルート外物資でも統制法に服せねばルート内物資の統制に悪影

響があるからとの理由で占領軍所有物資を支配せんとせらる、それは例へば横流品の如くルート外に出ても内国法の支配し得るものなれば正に其の通り統制法が適用せられやうが占領軍より何等授権もないのに且つ法の明文さえないのに占領軍物資を支配することは出来ない。又占領軍盗品物資を仮に統制に服せしめたとて所論のやうに占領軍物資の流通を遮断し盗品が占領軍に返還せられる機会を与へる等の作用は特別にあるとは思はれない。又此の適用を排斥したことが臨時物資需給調整法及び之に基く各種命令による割当又は配給の対照となるべき物資と統制法令の適用の対照となるべき物資との区別を忘れ之を混同したものであるとは思はれぬ。如何に之を区別したとて占領軍の所有権、支配権、管理権を否認して国内法は適用出来ない。

従つて申立書理由未項に援用せられた仙台地方裁判所の判決は当該被告人等を臨時物資需給調整法第四条、第一条、石油製品配給規則（新法）第十二条を適用処断しているとの点に関する限り到底承服出来ない。これは右盗品の流通を好んで無条件に許すわけではないが国内法の効力上之を統制出来ないのである。

又附言せられる占領軍物資たる認識の疑わしい場合には特に適用せられねばならないとの所論は前に記述の通り犯罪構成の客体となり得ない物資なれば何等理由がない。

仍て原判決が本被告人奥山、田中に対する同法違反を疑われた譲受けの所為、同山田に対する之が幇助の所為は何れも右規則第四条違反行為でもなく其の幇助でもなく無罪であるとして控訴棄却を言渡したのは寔に相当にして本件上告は棄却せられるべきものであります。

以上

昭和二七年(あ)第九三五号

判決

本籍　宮城県桃生郡大川村針岡蜂ヶ沢八四番地
住居　横浜市南区永楽町二丁目二六番地
旅館業
田沼敏夫
明治四三年九月一九日生

右の者に対する昭和二二年勅令第九号違反被告事件について、昭和二六年一一月一九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人岡村大の上告趣意第一点について

昭和二〇年勅令五四二号は、わが国の無条件降伏に伴う連合国の占領管理に基いて制定されたものであつて、連合国最高司令官は降伏条項を実施するためには、日本国憲法にかかわりなく、法律上全く自由に自ら適当と認める措置をとり、日本の官庁職員及び日本国民に対し指令を発してこれを遵守せしめることができるものであること、されば同勅令は日本国憲法にかかわりなく、同憲法施行後も同憲法外において法的効力を有し、従つて同勅令に基いて発せられた所論勅令九号もまた無効といえないことは当裁判所大法廷判決の趣旨に照して明らかである（昭和二四年(れ)第六八五号、同二八年四月八日大法

廷判決中弁護人森長英三郎の上告趣意第二点及び弁護人小沢茂の上告趣意第一点についての判断参照)。また同勅令が所論昭和二二年法律七二号一条所定の命令に該当せず従つて同条の規定は前記勅令の効力に影響を及ぼさないものであることは当裁判所大法廷判例(昭和二二年(れ)第二七九号、同二三年六月二三日大法廷判決参照)の趣旨に徴し明らかである。また所論覚書はすべての売淫契約と売淫協定を無効ならしめるよう命ずるものであるから、その趣旨に反して無効な契約をした者を適当な条件の下に処罰するのは勿論連合国最高司令官の要求に係る事項を実施する所以であるから所論勅令九号は最高司令官の要求を実施するため特に必要があつて制定されたものであると認められるのであつて前記勅令五四二号の要件を充たしたものといわなければならない。

以上の次第で所論勅令九号の無効を主張する論旨は採用するを得ない。

同第二点について

しかし本件勅令九号は昭和二七年四月一一日法律八一号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律により一応一八〇日の存続効を認め、同年五月七日法律一三七号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律一条により法律としての効力を有するものとされたのである。そして同勅令の基本たる昭和二〇年勅令五四二号は平和条約発効とともに廃止せられたけれども本件勅令九号は平和発効後においても前記法律により法律として存続しているのであつて失効していないのである。従つて論旨もまた理由なきものである。

よつて刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

裁判官　谷　村　唯　一郎

裁判官藤田八郎は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　霜　山　精　一

昭和二七年(あ)第九三五号

被告人　田沼敏夫

弁護人岡村大の上告趣意

第一、以下孰れも憲法に定める法令としての効力がない昭和二十年勅令第五百四十二号及び之に基く昭和二十二年勅令第九号に基き有罪の判決をした処の第一審判決及び之を容認した第二審判決は憲法第三十一条に違反するから破棄の上、無罪の判決を免れない。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）、即ち、所謂ポ勅に基いて発せられた公務員の争議行為等禁止に関する政令（昭和二十三年政令第二百一号）の効力如何の問題を廻つて、ポ勅其のもの及び其れに基く諸々の命令が憲法に違反する無効の命令であると言う主張が各方面で勢力を得て来た。斯様な主張に対して政府は、政令は違憲に非ずとする法務総裁談話を発表（昭和二十三年九月三日）したが此の政府の見解も反対論者を納得させる事が出来ず、政府の見解を廻つて一段と違憲論が燃え上つた感がある。処でポ勅及び之に基く勅令、其の他の命令の効力に付ては、既に昭和二十三年六月二十三日最高裁判所の大法廷に於て裁判官の全員一致の意見を以て其の合憲性を認めている。之はポ勅に基く銃砲等所持禁止令に問われた者からポ勅及び銃砲等所持禁止令の無効を主張として上告したのを棄却した事件で、本件の如き昭和二十二年勅令第九号違反に関するものではないが、此の判決を通してポ勅及び之に基く命令の効力に付ての最高裁判所の態度は一応察知出来るが、結論に於て純粋な日本国憲法上の観点よりしては違憲論が正当であると思料するので、斯に右上告論旨を援用すると共に更に卑見を述べ度いと思う。

(一)　ポ勅は命令に広汎な包括的委任を為した所謂白地授権であつて、旧憲法の下に於てすら狭義の立法権を蹂躙した違憲があり無効であつた事、従つて之に基く勅令九号は其の制定公布当初から其の効力を発生しなかつたものである。之に

対して最高裁判所は「誠に止むを得ない」と答えるであろうが、之では旧憲法第八条所定の要件を逸脱したものでないと言う事の理由にはならない。即ち第一には緊急勅令は公共の安全を保持し、又は其の災厄を避くる為め現実に緊急の必要の存する事を条件とすると解すべきであつて、将来生ずる事あるべき必要は本来の意義に於ける緊急の必要とは解し難く、之を予定して一般的に緊急勅令を定める事は妥当でないし、第二に緊急勅令に基く命令に依つて法律そのものの改廃乃至実質上の法律の制定を行う事は委任命令の限界を超えるものである。此等の点を考え合せると、憲法の建前から言えば具体的な指令に応じ、個々の場合の必要に即して、個々の緊急勅令を制定する手続をとるのが穏当な方法であつた。依て誠に止むを得ないと言う事で憲法の要件を逸脱し得るならば、凡そ憲法違反を理由とする無効の法令など考えられない事になる。誠に止むを得ないものであつても、憲法の要件を逸脱すれば憲法違反たるを免れないのである。

(二) 仮にポ勅は緊急勅令であり、議会の事後承諾を得たから旧憲法下に於ては法律と同様の効力があつたと仮定しても、新憲法第三十一条に言う所の法律たり得るや否やは軽卒に判断する事は出来ない。斯かる変則立法を正常の手続により制定した法律と同一に取扱う事は妥当でない。故に此の刑罰規定を含む緊急勅令自体が新憲法の施行によつて其の効力を失い、従つて其れに基く勅令九号も亦其の効力を失つたと解せらる。之に対して最高裁判所は、新憲法第九十八条第一項の裏面解釈上有効とせられるであろうが、緊急勅令は法律と同一の効力を有するとは言え法律ではない処の変則立法である。而して新憲法第四十一条の立法とは正常立法のみを指し、新憲法は変則立法を認めないのである。此の新憲法の趣旨から言えば其の第九十八条の法律、命令は正常手続の下に制定された法令に限らるべく、変則立法は含まれないものと解釈され得る。

(三) ポ勅が仮に旧憲法の下で一応其の効力を生じたとしても、斯様な白地授権の法令は新憲法の基本原則たる国会中心主

義、人格尊重主義等の諸規定、否寧ろ新憲法全体の根本精神に照し新憲法施行と共に失効したもので、罰則に一定の限度を設けず無制限に勅令に委任したのも、憲法第三十一条違反で無効である。

之に対し最高裁判所は、「降伏条項の誠実な実施は、降伏文書に基く法律上の義務の履行であるから新憲法の条規に反するところでない」旨答えるであろうが、何故降伏文書に基く義務の履行が新憲法の条規に反するところでないかの理由を明かにしない論理の飛躍がある。

(四) 仮にポ勅が新憲法下に於て有効であるとしても、勅令九号だけを取離して考えて見た場合に其の罰則は新憲法下勅令（政令）で定めらるべき適当な限度を逸脱しているから無効であり、新憲法第七十三条第六号本文によつても政令が基本的な重大な定めを為し得ない事は明かである。之に対して最高裁判所は、罰則を設ける事を委任した緊急勅令に基いて制定されたものと答えるであろうが、裁判所は法律の委任がありさえすれば、一般的委任であつても有効に罰則を設け得るものと考えているのであろうか。

(五) 昭和二十二年法律第七十二号第一条は、新憲法施行前の法律によつて新憲法の施行により失効するべき勅令九号を含む其の他の命令の効力を法律の効力に置き替えようとするものであるが、斯様な安易な方法で新憲法の効力を制限する事は出来ない。之は自らが自らを有効視する論理の矛盾である。若し新憲法と旧憲法交替時の法秩序に付き暫定的措置を採ろうとするならば、其れは新憲法自体が之を容認しなければならない。

(六) 仮に勅令九号が新憲法施行後も有効であつたとしても、昭和二十二年法律第七十二号第一条により昭和二十三年一月一日より失効する事が定められたものと解すべきである。

昭和二十二年勅令九号を仮に、有効に成立したものとしての立場からみるときは、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定となる。而して其の内容は憲法上の法律事項である。

然れば、昭和二十二年四月十八日法律第七十二号日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一条の規定により昭和二十二年十二月三十一日迄しか法律と同一の効力を有するものでしかない。此の法律は、昭和二十二年五月三日政令第十四号日本国憲法施行の際現に効力を有する勅令の規定の効力等に関する政令によつても何等変更されておらず、換言すれば法律を政令で変更し得ない関係上、昭和二十二年法律第七十二号第一条に規定あるものを除外しているのである。

然らば、昭和二十三年一月一日以後は法律として無効であり、唯形式上勅令として有効であるが、実質上法律事項を定めた勅令として憲法違反となる関係上当然名実共に失効している。

(七) 昭和二十二年十二月二十九日に到り、法律第二百四十四号を以て昭和二十二年法律第七十七号の一部を改正し第一条の二を加えたが、之には「前条の規定は、昭和二十年勅令第五百四十二号に基き発せられた命令の効力に影響を及ぼすものではない」旨規定しており、之が勅令九号の効力を延長しようとするものであれば、之は法律第七十二号制定当時に遡つて除外する一種の遡及効を認める事となり、新憲法第三十九条の精神に反し当然無効である。又、若し右の第一条の二は第一条の規定に部分的変更を加えて、ポ勅に基いて発せられた命令だけに付て永久的効力を与えたとしたならば、前述(五)の如き短期間の暫定的有効期間を定めた場合以上に一層違憲なる事明かである。

更に之が当然の効力を宣言したものとすれば、当然の効力の根拠が不明であり、又敢て失効三月前に特に法律を以て宣言する必要もないもので、失効を防止するの余り（此の点よりしてポ勅及びポ勅に基く勅、政令の新憲法上に於ける効力的立場が判明する。即ち此等が憲法と系統を異にしているならば斯様な措置は無用であるからである。）蒼惶的救済を計つた規定と見られても致し方がないであろう。

斯様に論点を拾つてくると未だ〳〵問題があり、疑問も少なからず起きてくる。こうした問題や疑問は結局最高裁判所

が、ポ勅なりポ勅に基く勅令、政令なりを憲法の枠内に於て憲法とは何等牴触する処のないものとして説明しようとする処から生じて来るように思われるが、処で一体ポ勅なり勅令九号なりは旧憲法の下では兎も角、新憲法の条項と何等牴触する処のないものとする事が出来るであろうか。若し之が新憲法の条項とは何等牴触する処がないと説明出来るなら、新憲法の国会中心主義や行政立法の原則的禁止や特に罰則の厳重な制限の趣旨は全く達せられないこととなり、再び行政権の独裁を可能ならしめる事になろう。

新憲法は決して斯様な広汎な白地授権、特に罰則の一般的委任を認めるものではない。

其処にこそ新憲法の最大の眼目があり、旧憲法と異る大きな特色があると言わねばならぬ。であるから、ポ勅なり之に基く勅令九号なりは新憲法の条項には確かに牴触するものと認める外はない。

之に対し其の然る所以を認め乍ら、之を以て直ちに無効とは言えないと説く考がある。其の理由として、此等の法令が超憲法的な権力に基く指令を実施する為めに発せられたものであり、其の形式は憲法の下に於ける命令の形式を採つてはいても普通の命令とは自ら其の性質を異にし、連合国最高司令官の指令の化体として見るべきであり、従つて憲法違反を理由として無効になるのではなく、却つて指定の実施の為めに必要な限りに於て、憲法の条項自体が其の効力を停止するに至るものと解する外ないと論ずる考である。然し弁護人は、(三)所説の如く、ポ勅及び之に基く命令が即指令の化体と断定するに余りに論理の飛躍がある事を援用する。又此の論法を以てせば一部総理庁令、省等の如き下級命令も亦指令の化体となり、又政令、法律や憲法の規定の化体として之と同一の効力を保有せしめるが如き事ともなり、法体系は完全に破壊せられるに至る。又、指令を履行する為めの措置が我が憲法の定むる一定の法的措置を必要とする場合には憲法の定むる処に従つて適当な法的措置を講じなければならない処の所謂日本管理の間接管理方式の必要を薄弱化せしめ、憲法上の法体系以外の特別手続で安易に制定し得る如くすべきである。指令の実行を憲法上の法体系に依らしめている現在としては

最高裁判所のポ勅系統の法令を純然たる国内法として憲法の枠内で論決しようとする態度も理由がある訳である。然し、最高裁判所の論決態度を正当として本件を判決するならばポ勅違憲論に到達すべきであり、引てはポ勅無効論に置換えられる訳である。弁護人は、最高裁判所が憲法の枠内で論決しようとした態度は正当としても、合憲論の判示に付ての理由不備を指摘し度い。

次に、更に勅令九号に関する卑見を続け度い。

(八) 昭和二十二年勅令第九号は昭和二十年勅令第五百四十二号に基いているものである。

而して右勅令第五百四十二号には委任命令制定の限界がある。

其の一は、連合国最高司令官の為す要求に係る事項を実施する為めでなければならぬ。勅令九号の基たる要求事項は一九四六年一月二二日付日本国政府に対する「日本に於ける公娼廃止に関する覚書」の第二項に依れば「日本帝国政府に対して直接、間接日本の公娼の存在を承認許可している法律、法令、其の他法規一切を直ちに廃棄撤廃し、又直接、間接婦人を束縛、又は強制して娼婦とさせる事を目的としている総ての契約と協定を無効ならしめる様命ずるものである」旨指令されている。処で問題は「無効」なる文字である。之は原文では nullify と表している。無効とは民事上の用語であり、違法乃至処罰とは異るものである。換言すれば、覚書は売淫契約を無効ならしめよと命令しているのであつて、売淫契約を罪とせよ、又は処罰せよと命令しているものでない。右覚書の趣旨は娼婦をして前借金、其の他の売淫を余儀なからしめる強制、又は束縛より解放して自由に解放せしめる為めのデモクラシーの理想の由来するものであり、此の事は右覚書第一項によつても明かであるし、此の趣旨を受けた昭和二十一年二月二日付内務省令第三号、同日付警保局公安発甲第九号及び同年五月二十八日付警保局公安発甲第二八号の内容に徴しても窺われる。

例えば業主と従業婦との契約内容が前借、年期等の為め従業婦の意思、身体の拘束、売淫を為さしめる場合にも適用

され、又年期、前借等の特殊契約は無放乃至自発的放棄に到らしめる様措置されている。如斯く本覚書の要求は民事的無放を内容としており、其の後の公式指令もないのに拘らず政府が一方的に勅令九号を定めた事は要求事項を逸脱する違法な勅令で実質上無効である。

若しそうだとすれば法律の委任なき勅令となる。如何にポ勅と雖も連合国最高司令官の直接下した指令と異り飽く迄日本の国内法である。故に法令としての制規の制定手続を経なければ、一個人の出した形式上勅令の名を持つ一文章に過ぎぬ。斯く勅令九号は緊急勅令違反、従つて憲法違反、引ては指令の限度を超えた違反がある。此の事は、先般法務府が第五国会に売春取締法案を提出したのに審議未了となつた事実並に昭和二十六年マックアーサー元帥に代つたリッジウェイ大将が連合国最高司令官の名の下に指令に基く勅、政令中指令の限度を超えているものがあるから再検討せよと日本国政府宛に指示して来た事実と考え合わせらるべきである。

要件の其の二は「特に必要ある場合」でなければならぬ。此の点は、一九四五年九月二日降伏文書第八項に規定する「本降伏条項を実施する為め適当と認める措置をとる」の如き「適当と認める」場合と異つて之よりもずつと厳格である。後者には自由裁量権があるが前者には之がない。而して「特別性」と「必要性」は制定者に挙証責任ある処、之に関する挙証乃至主張が公表されていない。勿論、勅令九号の前文には記載されていない。此の問題を解決しない限り、其の一同様の結果となる。

第二、仮に以上が理由ないとしても、昭和二十年勅令第五百四十二号失効に基く昭和二十二年勅令第九号失効に依り原判決は破棄の上、免訴の判決を免れない。

昭和二十年勅令第五百四十二号は、周知の通り第二次世界戦争の戦争状態が継続中、日本国がポツダム宣言を受諾した事に伴つて発せられたもので、其の根拠を超憲法的な連合国最高司令官の指令に置いていた。右指令が存在しなかつたと

すれば憲法第七十三条第六号、第九十八条に依り前記勅令は夫々何等の効力を有しないものである。

然る処、昭和二十七年四月二十八日を以て日本国との平和条約が発効し、その第一条に基き日本国と各連合国との間の戦争状態は終了し日本国は前記超憲法的権威を排除し完全な主権を回復したので、前記各勅令の有効、無効は日本国憲法に基いてのみ判断されなければならない事になつた。

いわば、潜在的であつた憲法の規定が四月二十八日を以て現実化したものである。そこで問題は、法源の一である前記条約の発効に基き前記各勅令が当然その効力を失うので、第一、二審判決は上告審々判時に於ては無効な法令に基く裁判となるから憲法第三十一条に違反し、本件は刑事訴訟法第三百三十七条第二号に則り原判決を破棄して免訴の言渡を受くべきものである。

以　上

昭和二七年(あ)第一〇〇〇号

決　定

本　籍　朝鮮慶尚北道栄州郡栄州邑栄州里四一二番地

住　居　東京都世田谷区玉川瀬田町三二四番地

団体職員

吉原清次こと

権　雪　坡

大正三年一月三〇日生

右食糧緊急措置令違反、外国人登録令違反被告事件について昭和二六年一〇月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人山内忠吉の上告趣意第二点（後記）は違憲を主張するけれども所論第一審判決が被告人の自白を唯一の証拠として犯罪を認定した事実はなく、同第一点及被告人本人の上告趣意（後記）は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年八月七日決定　昭和二七年(あ)第一〇〇〇号

昭和二八年八月七日決定　昭和二七年(あ)第一〇〇〇号

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二七年(あ)第一〇〇〇号

被告人山内忠吉の上告趣意

第一、原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、原判決を破毀しなければ著しく正義に反するものと認めることができる。

被告人　権　雪　玻

即ち原判決は、被告人の宇田川事務官に対する供述調書は任意性の無いものであるとする弁護人の主張を排斥した。しかし記録を見るも被告人は警察に於てはあく迄も自己の犯罪を否認していたのである。そうして宇田川事務官の取調に対してのみ自白しているのである。こゝではどうして被告人が此のように自白をしたのかにつき疑が生ずるのは当然である。そこで第一審の黒沢勝治証人の証言を見ると「問、当時権が朝鮮へ送還されるのを恐れていたことがあつたか、答、知つております。私達は横浜地方検察庁へ行つて宇田川事務官に家庭の事情を陳情したのですが、此の時事務官から云われて奥さんが心配して居つたので、私が奥さんを慰めたことがあります」とある。しかし同事務官は第一審の公判では此のような事実を否認した。しかしながら取調に当つた捜査官がたとい脅迫行為を取調に当つて用いたとしても、これを易々と認めるということは考えられず、自己の身を守る為に真実の証言をしたがらないことは顕著な事実である。（例えば東大事件における本富士警察署長並に同署勤務巡査の国会での証言）従つて他に同捜査官の証言を否定するような証言がある場合、捜査官の証言のみに信を措いて任意性ありとなすことは正義と経験則に反するものである。而して右の点は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認であるから、此の点に於て原判決は破毀を免れない。

第二、原判決は憲法第三十八条違反の主張を排斥して「被告人が判示犯罪事実について直接手を下した者であるという点について被告人の自白以外に直接証拠が無くても、犯罪の構成

要件について被告人の自白が真実であるということを裏書きする適法の補強証拠があり、ひいては被告人が行為者であるという結論を導き得る場合は被告人が当該犯罪を犯したものであると認定するに妨げない」と判示した。しかしながら本件公訴事実によれば、権泰元、崔鐘淳、李一順らは実在していなかつたとされているが、是らのものが実在していたことについては証言があり、而も是らの転入手続をやつたものが被告人ではなく権泰元であることについても証言があり、右証言を否定する何らの証拠も無いのである。ただこれについて任意性の疑わしい自白調書があるのみである。このような場合その行為者が何人であるかということについて、又権泰元らが実在していなかつたとすることについて自白を唯一の証拠として有罪を認定することは憲法第三十八条に違反するものといわねばならない。而して原審に於ける右違反が判決に影響を及ぼすものであることは明かであるから、原判決は破毀を免れない。

以　上

昭和二七年(あ)第一〇〇〇号

被告人の上告趣意

神聖且賢明なる裁判長殿、私は法律の事等は全然しらない一個の音楽書生であります。自分のことを弁明する為め色々と考へて見ましたが、真実は幾千万の美文麗句にまさるものと信じ拙筆ながらこの上申書を提出するものであります。御多忙な執務中御迷惑になることでしょうが、私の真実を御察しするにいく分なりとも役に立つことなら私の唯一の本望であり、同時にこの機会を許して下さる事に対する私の感激にもなります。

賢明なる裁判長殿、私は十年余り勉学の為日本にきてお世話になつてゐますが潜越ながら私の素行は横浜地裁に出された日、鮮人知友の三千余名の嘆願署名簿と十名余り（検事側証人も含）の証人等は如実に私を弁解してゐるのです。楽をして生き度い精神と安逸の為めには道徳も体面もなく手段をえらばない様に日本人全部が敗戦に依つて貧困と飢餓の途を歩ゆむ時、不正受配を堂々受け法にそむく行為を何気なくやらす私なら時たま来訪する学友達に代用食を出し日に一度は代用食をせねばならない私生活を致し、しまいには日雇人夫にまでなりさがりながらもひとさまの迷惑はかけぬつもりで生きぬいたでしょうか？　私は現住所に十年ちかく住んでゐます。以上の事実は隣近の人達も証明して下さるでしょう。私は最近新聞報道に依り日雇労務者は国家補助云々の記事を読み、今までの自分の信念の下これもやめました。この様にひとさまに迷惑をかけぬ様つとめできました。

賢明なる裁判長殿、最初申上げた通り私は日本語も文章も下手です。どうしても、自分の意思の表現が出来そうもありませんから簡単に一、二の例を挙げまして明察を仰ぐ次第であります。

吉原清次こと

被告人　権　雪　坡

◎ 検察事務官はウソつきでありました。生れて初めて入れられた警察の留置場と刑務所の未決監は私に最大の恐怖心を与へた上、私を調べにかゝつた事務官は「警察での調書はウソだ」ととなり、三回に三通りの調書を作つたのを無にし妻子をのこして私一人を明日にても自分の申請一通に依つて朝鮮に強制追放されるとおどかしました。眼前がまつくらになつた私はその次の日事務官の前に呼出され「君の妻君の哀願もあり、色々な人達の心配するところから、成るべく早く家にかへす様に取計らふ」と言つた彼の前て私は涙を流し感謝し、机の抽出しから出した一通の調書（あらかじめかいでありました）を一読したのには耳もかたむけさせるまゝにボ印をおしました。その後わかりましたが保釈手続に反対意見を出した彼、裁判廷に於て一切そんな話のした憶えがないと否認する彼！　私はこう思ひました。泥棒等を取扱ふ役たからウソを平気に言へるものだと——。このおどかしの事実は私を面会に来た人達、私の妻もよくしつてゐますし、それの為横浜にも陳情に行つた人さへあります。

◎ 外人登録令違反のことですが、これは特に私は内容を全然しらない事であり区役所からも当該係員がゐる筈であり、この違法の内容も一切ぬきにしてただ私が偽登録をしたとばかりうたつてゐる筈です。知らない、そうでないと言へばすぐ「知事に申請し明日てもすぐ送還するから」ととなり出すから調書に作成した内容をきゝ流すたけでありました。

◎ 検事側の証人新井某（問題の受配の籍を同居させた世帯主）も私が本人てないことを主張し、当時帳面の年令に相当した学生風の人たつだことを証言し、区役所の係員も私てないことは認めてゐたらしく、証拠書類には唯何月、何日、そんな手続事実の有無を記した文書一枚を以て私にその犯人たと決めかゝつたのでした。

◎ 当時三十五、六歳の私が二十三、四歳の男と女の登録（外国人）を如何に出来ますでしようか？　又登録令施行即時私は区役所に行つて自分の登録しましたから二重には出来る筈もなく、又問題の三人の登録者は朝鮮学生で学籍、その論文までが掲載された文書も証拠に提出しました。同人等は学生寮たる小石川の中華学友会館に合宿してゐたのです。

以外にも沢山な実例と証拠はありますが省略します。公平正大なる明察と寛大なる御度量の下、この真実の告白が貴殿の温情にふれるところあり前科者の親をもたない私が前科者よばれの親にならぬ様、私の今のこの心境を洞察下さる様、切に〳〵お願ひするものであります。よく事実は諒解するも法的根拠とか？　裏付とか云々されるのですが、真実を最も近距里に追究せんとするのが法の合理性でないでしようか？

無分別な私が敢てこう申す無礼を寛容下さいまして、如是不服を以て上告を致しました理由として申し述べましたことを御下覧願ひます。

以　上

昭和二七年(あ)第一〇二五号

決　定

本　籍　福岡県山門郡両開村東開六〇二番地
住　居　東京都文京区真砂町三六番地
無職（休職大蔵事務官）
藤　木　一　馬
明治三五年一二月三一日生

右の者に対する収賄被告事件について昭和二六年九月一五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人樫田忠美、同中山長治の上告趣意（後記）第一点は原審において主張判断されていないばかりでなく、その所論の実質は犯罪の個数に関する独自の解釈を前提とした法令違反を理由とする主張であり（引用の判例は本件には適切ではない）、第二点は量刑不当の主張であつて、何れも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年八月七日決定　昭和二七年(あ)第一〇二五号

昭和二八年八月七日決定　昭和二七年(あ)第一〇二五号

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官栗山茂

裁判官小谷勝重

裁判官谷村唯一郎

裁判官霜山精一

裁判官藤田八郎は出張につき記名押印することができない。

昭和二七年(あ)第一〇二五号

弁護人樫田忠美、同中山長治の上告趣意

第一点　原判決は左記最高裁判所の判例の趣旨と相反する判断をした違法があるから刑事訴訟法第四百十条第一項により破棄を免れない。

左記

窃盗被告事件（昭和二四年(れ)第二九七号同年七月二三日第二小法廷判決破棄差戻、判例集第三巻第八号第一三七四頁）判決要旨

「原審の確定した事実によると被告人は長男富雄と共謀の上、昭和二十二年十二月十四日午後十時頃から翌十五日午前零時頃までの間三回にわたつて栃木縣鹽谷郡喜連川村大字鷲宿字堀ノ内所在喜連川農業会鷲宿（第四号）倉庫で同農業会倉庫係坂本勝彌保管の水稲玄米四斗入三俵づつ合計九俵を窃取したものであるというのであつて、原審は右事実を併合罪として処断しているのである。ところが右三回における窃盗行為は僅か二時間余の短時間のうちに同一場所でなされたもので同一機会を利用したものであることは擧示の証拠からも窺われるのであり、且ついずれも米俵の窃取という全く同種の動作であると認めるのが相当であつて、原判決擧示の証拠によるもそれが別個獨立の犯意に出でたものであると認むべき別段の事由を発見することはできないのである。然らば右のような事実関係においてはこれを一罪と認定するのが相当であつて獨立した三個の犯罪と認定すべきではない。それ故原審が証拠上別段の事由の認められないのに拘らず、右三回の窃取行為を獨立した三個の犯罪行為と認定したことは実験則に反して事実を認定した違法であるといわなければならない。この点に関する論旨は理由があり原判決は破棄を免れない。」

原審（第二審）は被告人藤木一馬の控訴を棄却し第一審の事実の認定、証拠説明並びに法律の適用何れも相当と認めたのであるから第一審判決中同人に関する部分を抽出して見るならば、

第一、被告藤木一馬は同月十六日同區築地一の三料理店「三松」こと西槇志津子方に於て右会社取締役社長山崎晃嗣及び専務取締役三木仙也等から右犯則事件の処理につき寛大な取計いをなされたい旨の請託を受け、同人等がその謝禮として饗応し、又供與するものたる情を諒知しながら同月十七日早朝に亙り金四千七百四十円相当の飲食物、芸妓等により接待饗応を受け、且つその間に同所に於て二万円の供與を受け、

第二、被告人兩名（註相被告人が加瀬弘と共にの意）同月十八日右兩所に於て右山崎及び三木等が右犯則事件の処理に当り寛大な取計を受けたことに對する謝禮として饗応し、又は供與するものたる情を諒知しながら同人等から、同月十九日早朝に亙り一人当り六千二百円相当の飲食物、芸妓等による接待饗応を受け、前記職務に関し賄賂を收受したものである。

と犯罪事実を認定し、

被告人藤木一馬の判示第一の所為は刑法第一九七条第一項後段に、同被告人の判示第二の所為は同法第一九七条第一項前段に各該当するが、被告人の所犯たる判示第一及び第二の罪は同法第四十五条前段の併合罪であるから、同法第四十七条本文第十条に則り重い前者の刑に法定の加重をなし、刑期範圍内に於て同被告人を懲役六月に処し、同人の收受した賄賂はその全部を沒收することが出来ないから三万九百四十円を追徴する」旨の判決を認容したことが判る。

この判決は前掲最高裁判所判決の趣旨と相反する判斷をしたる違法があり、原審（第二審）に於ては、この点を是正するため必然に破棄の言渡をなさねばならぬ職責あるに拘らず、これを看過して棄却の判決を言渡した違法あるゆえ破棄せらるべきである。

これを本件被告人藤木一馬の收賄被告事件の場合に当て嵌めてみると、同人及び相被告人加瀬弘は何れも大藏事務官として昭和二十三年十二月から東京都中央區所在京橋稅務署に勤務し、同署間稅課所管の取引高稅に関する納稅者の調査、犯則事件の摘発、稅額の追徴額等の査定等の事務を担当していたものであるが、被告人藤木一馬は昭和二十四年四月十六日より翌朝に至る間金融業株式会社光クラブ前掲社長、専務らから四千七百四十円相当の饗応接待を受け、且つ現金二万円を受取り同月十八日相被告人たりし加瀬弘と共に右重役らより寛大な取扱いを受けたることに對する謝禮として一人当り六千二百円相当の飲食物、芸妓等による接待饗応を受けたのであり、検査をなす者これを受ける者も十数時間の經過により名稱上検査をなした者、検査を受けた者と変化したるに止まり、当事者双方の実体に於て同一人であり、検査事務関係に於て同一事項であり、犯人の意思状態がこの同一事項に関し同一方面に轉回生起されたのであり、然もその期間は十六日、十七日、十八日（翌朝まで）と繼續しておるのであるから現金及び饗応接待を一日の中に受けるのと、これを二日乃至三日に亙り適宜分割して受けることにより區別し、一回にこれを受けたときは單一罪とし、二回に分割して受けたときは二個の併合罪として併合加重をなし、より重き法定刑の範圍内に於て処罰せねばならないとする必要はどこから出てくるか了解に苦しむのである。相手方（贈賄者）側の犯意を観察するならば、同一事項に関し便宜の取扱を受けたき気分並びに受けることの御禮の意思が連續して短期間内に轉回生起し被告人に於てもその都度これを諒知して受け入れたのであるから、之が一回に行われても二回に亙り行われても被告人らの主観的状態の惡性の分量には何等変りがないことが認めうるのであるから、前示判例の趣旨に従い包括的一罪と認め処斷さるべきが相当である。

そもそも包括一罪の觀念は現行刑法に規定された第五十四条第一項前段の想像上の俱発、同条第一項後段の牽連犯及び最近削除された同法第五十五条（連續犯）の規定が設けられてなかつた舊刑法の施行されていた時代より、わが大審院はドイツ刑法学の犯罪の單複確立に関する学説の影響を受け犯人の意思状態、擧動及び各擧動と擧動との間が短期間

であること及び犯罪の結果等を綜合考覈して各擧動を包括したるものを以て一罪と解する觀念を確立し、これを幾多の判例に於て公示して来たのであるが、最高裁判所もこれが觀念を繼承し、前示の如き判例を公示されており、実務家はこれが正当性を信じて疑わないのである。

最近に至り刑法の一部を改正する法律により刑法第五十五条が削除されたとはいえ、常に客觀的犯罪現象のみに着眼してその削除後は当然に各個の所為は獨立した併合罪として認めねばならないと即斷するものがあるならば、それは包括一罪の觀念を抹殺してしまつた謬りの判斷であるといわねばならない。包括一罪の考え方は舊法時代から認められておつたが、現行刑法が制定されるに及んで刑法第五十四条、同法第五十五条等一罪として処斷する特別規定を設けられたため、舊刑法時代の包括一罪の考え方のうちから想像上の俱発（刑法第五十四条第一項前段）牽連犯（同法第五十四条第一項後段）連續犯（同法第五十五条）等の場合は自然に除外されることとなつたのは当然の歸結であるといわねばならぬ。而して刑法の一部を改正する法律により連續犯（刑法第五十五条）が削除されて舊法の昔に還元されたこの部分は包括一罪の觀念を持つて取扱われねばならぬものとなつたのもまた当然の歸結であるといわねばならない。もつとも犯人の意思、擧動、結果、各擧動間の日時の長短の如何により或場合は併合罪と判斷され、或場合は包括一罪と觀察されねばならないがこの區別の分るるところは、われわれの実驗則に照しその何れに妥当性ありやを檢討して正しき判斷をなすべきである。然らざれば單に客觀的外形の事実のみにより重く判斷され、意思状態の如何を顧みず常に併合加重を受け、より重く処斷される不合理を生ずるからである。

第二点　原判決は刑の量定が甚だしく不当であり、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる場合に該ると思料されるから、御職權御発動の上事実の調査をせられ原判決を破棄すとの御判決を宣せられたい。

㈠本件犯行の動機

本件は世上に有名となつた金融業株式会社光クラブ社長亡山崎晃嗣及び専務取締役三木仙也らが巨額の金融取込み詐欺を行い、取引高稅等を隱匿せんために本来の奸佞邪智の本性を発揮し、被告人及び相被告人たりし加瀬弘を料亭に誘い酒色を以てこれを籠絡せんと試みられたものであり誠に同情に堪えない。又十八日はたまたま被告人及び加瀬弘は同一料亭に招かれたが、これは被告人が加瀬弘を誘つたものでなく兩人が贈賄者側から同時に半ば欺かれて誘引されたものである。又加瀬弘に渡された二万円も被告人の知らぬ間に渡されたものであるから加瀬弘の收賄に對し被告人は何等責任はない。かくの如き兩者の関係を無視して被告人を主要責任者と認め重き刑を以て臨みたることは不当である。

㈡被告人は本件調査事務の主たる責任者ではない。

本件に於て被告人は原審共同被告人たりし加瀬弘と二人で何れも各自獨立權限を持つ調査員として調査に赴いたのであるが、たまたま加瀬弘が被告人より年下であり、月給も少いため兩者の関係に於て加瀬弘を被告人の補助員の如く誤解したのであろうかと推測する。然しながらこの二人の取引高稅調査員の間には命令服從の関係はないのである。二人の調査員が同一事項を檢査するため相互に牽制し合い檢査が綿密公平に行われるのである。又本件の如く不正申告摘発の際には暴行を加えられる危險も潜在するがため調査員がその同僚に依頼して二人で調査に行くのを常とするのである。当時兩人は對等の地位で行つたものであつたことは檢査の結果は加瀬弘に於てこれを課長に報告した事実に徵しても明白である。

㈢被告人の性格

被告人は日本大学専門部商科二年中途退学（身体病弱なりしと学資金中絶のため）後に多年大藏事務官となり誠実熱心に勤續し、清貧に甘んじたため何ら私財を蓄積する余裕がなかつたのである。これがため先輩同僚らからも多大の信頼を拂われていた（第一審証人係長内山重義の証言記錄一八九丁参照）。

(四)起訴の公平を失した不当がある。

本件に於ては收賄者のみを罰し利を以て誘引せんとした惡質の贈賄者側は一人も処罰した形跡がない。かれこれ著しく權衡を失しておる行き過ぎがある。かくの如きは正に正義に反せる処置であるから宜しく刑の量定の際にこの点を考慮し寛和的是正を試むべきであつたと信ずる。

(五)本件犯罪の情状

本件捜査は中央區京橋西八丁堀質商某の私憤に因る密告に基き展開された事案であり、原審共同被告人加瀬弘は懲役四月の刑を宣せられこの刑の執行を猶豫されたのに對し被告人は懲役六月の実刑を言渡された。

兩者の犯行の差は被告人は二回の饗応を受けたのに對し加瀬弘は一回である。被告人のうけた第一回の饗応は被告人が最初の検査をした十六日夕方歸署したところ以前興信所に勤めた宮城某の名刺を持つて来た男が被告人に「話がある から一寸来てくれ」といつて被告人を外に呼び出した、そこに待ちうけた他の二、三の者と協力して詐言を用い被告人を自動車に乘せ料亭に誘致したものである（記錄一四九丁乃至一五二丁公判調書中被告人の供述參照）。

被告人が初めから自由意思で饗応を受けることを承諾したのではなく、寧ろ被告人は半ば欺かれて料亭に誘引されたので、いわば全く受身的立場にあつたのである。

又十八日の饗応に付いても取引高稅一万五千円の申告ありしに拘らず、被告人と加瀬弘と共同して調査の結果十八万円と嚴正に調定した後であつたので、何等職務に影響することがないものと輕信し不用意に料亭に誘引されたもので、第二回目は各自一人前六千二百円相当の饗応接待を受けたに過ぎない。かくの如く同一事項につき僅かに一回だけ余分に饗応を受けたという差を以て加瀬弘に對する科刑との間にかくも重大な差別を附さねばならないのか、その理由は何処からも発見することはできないのである。

(六)家庭の事情

共同被告人加瀬弘は獨身者であつたのに對し被告人が妻子四人の家族を擁している点が充分考慮されなかつたことは甚だ公平を欠いている。

被告人は叙上の如く在職中清廉の士であつたため何等の蓄財が出来なかつた。而して家庭には病妻及び三人の子供があり、目下国稅庁の寮に住み移轉先も見当らず難澁しておつた矢先被告人は休職処分を受けたため立退きを請求され、一家路頭に迷うの悲境に沈淪しておる。被告人自身も目下健康を害し今後の自活の途も疑わしい。その上一家の生活を支える中心人物である被告人が、万一懲役六月の刑の執行を受けその間家庭をあけることとならば、あとに殘される病妻と幼兒を扶養する者がいなくなるからこれらの家族は如何にして暮して行くべきか、日夜苦慮心痛しておるところである。これに反して同一犯罪を犯した加瀬弘は執行猶豫の恩典に浴し得たため更生し、一家を構え被告人の窮状を對岸の火災視しておれるのは余りにも皮肉の對照である。被告人に對する刑は極めて慘酷であり正義に反するものといわねばならない。

以上孰れの点から觀ても原判決は破棄せられねばならぬ違法ありと信ずるから、原判決を破棄の上直ちに相当懲役刑に処せられ相当期間刑の執行を猶豫すとの御判決あらんことをひたすら懇請する次第である。

以上

昭和二七年(あ)第一二〇〇号

判　決

本　籍　大阪市住吉区粉浜東之町一丁目四三番地
住　居　同市大正区大正通二丁目七〇番地
船具商　藤原秀五郎　明治三八年五月二三日生

右の者に対する関税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件について、昭和二六年一一月一〇日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人松下倉吉の上告趣意第一点について

しかし記録によつてみると所論の各供述調書はいずれも被告人の自白を内容とするものであるが第一審においては右各供述調書についてその任意性を調査しその供述が任意になされたものであることを認めた上之を証拠としたものであることが認められるのであつて所論谷口、西川両巡査を証人として喚問を求めた立証趣旨に鑑み第一審裁判所が右証人申請を却下したのはその必要がないと認めたからに外ならないのである。そして裁判所が証人申請を必要がないものと認めて却下することが憲法三七条二項の規定に反するものでないことは当裁判所の屢次の判例とするところであるから論旨は理由がない。

昭和二八年八月七日判決　　昭和二七年(あ)第一二〇〇号

同第二点について

所論は単なる法令違反の主張であるから刑訴四〇五条の上告理由にあたらないのみならず原判決の所論法令に関する解釈は正当であつて法令違反は存在しない。

同第三点について

所論は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四〇八条により裁判官全員一致の意見をもつて主文のとおり判決する。

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官栗山茂

裁判官小谷勝重

裁判官谷村唯一郎

裁判官霜山精一

裁判官藤田八郎は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

弁護人松下倉吉の上告趣意

第一点

原判決はその理由中、控訴趣意第一点に対する説明に於て「被告人藤原秀五郎の司法警察官に対する第七回及び第九回供述調書は検察官から取調の請求があつた際被告人において取調に異議なく且つ供述の任意性を争わなかつたものであるから、刑事訴訟法第三百二十六条第一項の趣旨に従い一応証拠能力あるものと認むべきのみならず、一旦被告人が認めた任意性を弁護人において争わんがためには特別の事情あることを主張立証するを要するものと解すべきところ、本件訴訟記録によれば松下弁護人は谷口、西川両巡査は直接被告人の取調に当つたのでないが控室において自白しないと不利なる旨告げて自白を強要したものであると釈明したに過ぎなかつたので、原裁判所は右両巡査を証人として喚問せられたいとの右弁護人の請求を却下したものであるから原判決には所論のような憲法違反乃至は審理不尽の違法は存しない」と判示した。

上告人は原審第一回公判の冒頭検察官の起訴状朗読後「私は宮本に欺され沖縄方面に船具木材を輸出しようとしたことはありましたが、新栄丸の船主乗組員がどうしても種子島迄しか行くことを承諾せぬので出帆の前日になつて沖縄行をあきらめ、種子島で積荷を投売してでも処分する外ないと思つていたのであります」と裁判所に申立て、前示第七回及び第九回供述調書を検察官から取調の請求があつたとき、原審弁護人は該調書中任意性のない供述部分の取調につき留保の下に取調に同意したのであつて、原判決記載のように取調に対し異議がなかつたとか供述の任意性を争わなかつたものではない。

被告人　藤原秀五郎

第八回公判調書中、上告人が種子島より沖縄に貨物を転送する方法に関し第七回及び第九回の警察の調書は強要による供述である旨を答弁せる部分の記載は簡略に過ぎて不明確な嫌いがあるが、第七回公判において該部分の任意性につき立証するため谷口、西川両巡査の喚問を申請したところ裁判所は喚問理由の釈明を求めた後申請の両名中の一人にしては如何との事であつたが重要事項なるにより両名共取調べありたき旨申立てたるに忽然却下されて全く任意性の調査をなすことなくこれを証拠として断罪の資料に供したのである。刑事訴訟法第三百二十六条第一項は被告人が証拠とすることに同意した書面はその書面が作成されたときの情況を考慮し相当と認めるときに限り同法第三百二十五条の調査を行わないでもこれを証拠とすることができる旨の規定であつて任意性につき異議を留めて取調に同意した書面迄をも含むものではないと解すべきであるからこれが調査の方法として喚問を求めた証人を排斥して書面の証拠能力を認めたのは違法であるのみならず、かゝる犯罪の成否に関する重要な事項について不利益な自白を教唆、強要したと被告人の主張する両巡査を証人として喚問しなかつたことは憲法第三十七条第二項違反であると信ずる。仍つて、これを是認した原判決は破毀すべきである。

第　二　点

一、原判決は控訴趣意第三点に対する説明に於て、昭和二十三年八月五日最高裁判所第一小法廷の判決は関税法の罰則等の特例に関する勅令第一条第二項にいわゆる「輸出しようとした者」の意義に関する判例であつて、関税法第七十六条第一項の「輸出を図つた者」とは用語が同一でないから同意義なりや否やを検討した後でなければ本件に適切な判例ということはできないのみならず、昭和二十五年九月十九日最高裁判所第三小法廷判決は輸出を図つた者の意義を明確に判示せず、朝鮮向け密航船舶の来航を予期して密輸出物資を貨物自動車に搭載し山中より海岸近くまで運搬した以上、すでに密輸出遂行行為が進捗しているので輸出を図つた者に該当すると判示しているに過ぎないけれども、この判例の

趣旨から密航船舶に貨物を積載するに至らなくてもこれに接着近接する行為の段階に達したときは輸出を図つたといい得るとして、「仮に新栄丸が沖縄行の船でなかつたとしても、既に所論判例にいわゆる輸出のための単なる準備行為の範囲を超えて実行行為に接着近接せる行為に該当するから、輸出を図つた者ということができる」と判示した。上掲の判例並びに昭和二十四年六月二十八日最高裁判所第三小法廷判決は、孰れも朝鮮向の船舶の来航を予期し、その船舶の現実に来航する場所又は附近迄貨物物品を運搬した行為を目して、日本領土外に仕向けられた船舶への積載行為に接着近接した手段行為の段階に達したとしているものである。

二、しかるに新栄丸は沖縄へ貨物を輸出する目的の下に表面種子島まで航行することを条件として傭船されたが、積荷をする前日に至り実際の傭船者である宮本某は田辺安太郎等と共に船主側に対しこの契約を変更して沖縄行となすことの交渉を重ねたけれども、船主や船長の断乎たる反対によつて到底承諾を求め得ないことが確定したため予期しなかつたそごに依り種子島から沖縄に移送する手段については寸毫の成算なく沖縄行の船舶の有無さえ全く予想することもできなかつたに拘らず、宮本等は兎も角種子島まで運搬した上で何とか方法を講ぜんものと漫然貨物の積込を始めたものであつて、しかも積荷の三分の一程度を搭載したとき検挙されたため、未だ発航の準備すら整つていなかつたのである。積替船舶について予想も準備もなく発航もしていない本件の場合は実質上日本領土内の貨物移動に過ぎないからこれを以て密輸出の実行行為に接着近接した手段行為の遂行に入つたとすべきでなく、輸出のための単なる準備行為の範囲を超えないものと解するのが相当である。

三、原判決は更に「いわんや、本件では沖縄への渡航が絶対に不可能でない船舶に貨物を積載したというのであるから、予備の段階にあつたとはとうてい認められない」と判示するが沖縄への渡航が可能であるか否かは船舶その物によつてでなく、該船舶を運航する乗組員により決しなければならない問題である。船舶は港内のみに使用するものであつても

水路の通ずる限り航海することは強ち不可能でないが操縦者がなければ如何ともなし難いから既に乗組員において絶対に沖縄行を拒否する以上同所までの渡航は不可能の船舶と認むべきである。若し発航後船長等を説得又は強要することによりて目的地を変更することもあり得るからとの観点に基くとせば、そは証拠を逸脱した認定といわざるを得ない。

四、外国為替及び外国貿易管理法第四十八条の「貨物を輸出しようとする者」は輸出貿易管理令第一条第一項により貨物を輸出しようとするとき通商産業省令の定むる手続に従い通商産業大臣の書面による承認を受けなければならないが、右の承認は如何なる時期までに受けるべきかについて別段の規定がないから、遅くとも輸出行為に着手する時期迄と解するのを相当とする。しからば、輸出行為にして着手の時期に達せず準備の過程にある間は右の承認を受けなかつたとしても未だ同法第七十条第二十二号に該当しないから処罰の対象とならない。従つて輸出行為が予備の段階に止まるか否かを決することが承認を受けなかつた違反行為として同法の罰則を適用する先決問題であつて、原判決が「輸出が予備の段階に止まるか、未遂に達したかどうかを問題とする余地は全く存しないことが明らかである」と判示するのは誤りであると思料する。

以上の理由により本件を関税法第七十六条並びに外国為替及び外国貿易管理法に違反すると認めた原判決は法令の解釈適用を誤つた違法があり、該違法は判決に影響を及ぼすこと明白であるから破棄を免れない。

第三点

本件において被告人は傭船契約の名義人となつているため重要な役割をなすもののように誤認されたが、これは同人が店舗をもち商業を営み居る関係上、新栄丸船主の信用厚く同人の名義とすることを要望したからで、実際は資金の拠出もできないため仲間から疎外され傭船契約締結の席にも列していないのであり、田辺安太郎方にて契約を沖縄行と変更するよう船主と最後の交渉があつたときも発言権なきため席を外して外出せるに徴しても明らかで貨物こそ用意したが計画については最も軽微な役割を演じたに過ぎない。

同人に贓職罪の前科がなければ他の者と同様執行猶予の恩典に浴せしめらるべき情状であり、仮に被告人を有罪と認めても同人の行為を詳細に審理するにおいては減軽の余地があるものと思料するが、原判決は第一審判決を破棄した上これと同じく懲役一年に処したのは刑の量定が甚しく不当であり、正義に反すると認められるから破棄すべき事由があると信ずる。

以上

昭和二七年(あ)第一七一一号

決　定

本　籍　朝鮮全羅南道長興郡長東面北橋里
住　居　福岡県若松市堺町五丁目　安部石炭商内
人夫監督
安部義雄こと
宣　基　柱
当二六年

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二七年二月二〇日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人今長高雄の上告趣意は、判例違反をいうけれども、その実質は、事実誤認の主張に帰するのであつて（論旨引用の判例は、単なる不在者に対する主要食糧の受配についてのものであるから、架空人物の異動証明により主食の配給を受けたという本件には適切でない）、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年八月七日決定　　昭和二七年(あ)第一七一一号

一

昭和二八年八月七日決定　昭和二七年(あ)第一七一一号

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

弁護人今長高雄の上告趣意

原判決は最高裁判所の判例と相反する判断をした違法があるから破毀せらるべきである。

最高裁判所昭和二十四年(れ)第一一六八号昭和二十四年十二月十三日第三小法廷判例によれば、裁判所時報第四十九号所載

「現在して居ない者を現在しているやうに装って主々の配給を受けた場合と罪の成否」

「凡そ日本国内に居住する者は何人も主食購入通帳により配給を受ける権利を有するもので偶々受配者が他の地域へ転住することがあつたとしても、かゝる転住者は直ちに転出転入の手続を採り転住地の配給所に於てのみ主食の購入をしなければならないと云ふやうな法規上の根拠はなく、かゝる手続を採らない間は転住前の地域の配給所から従前通り元の購入通帳により主食の配給を受けることは差支えないところである。斯様に現在して居ない者を現在して居る様に装つて配給を受けたと云ふだけでは罪を構成しない場合がある。行衛不明になつてしまつた者の分とか、他所で配給を受けて居る者の分とか、其の他受けてはならない配給を受けた場合でなければ罪とならない」

旨判示した判例がある。

ところが第一審公判調書中の被告人の供述によれば

「近所に梅田と云ふ人が居て当時食糧難で困つていたとき梅田が配給を取る金が無いから三人を私方の配給通帳に入れてくれと云ふので私方の通帳に入れた……」

「本人等が来るまで載せてくれと云ふので本人等が来たら弁償の方法もあるだろふと思つてのせたのです」

被告人　安部義雄コト　宣基柱

とあり、又被告人に対する司法警察員作成の供述調書中

第九項「昭和二十四年十一月頃に、私が当時住んでいた東小石の近所に住んでいた梅田松三ヨト金辰玉と云ふ予ねて懇意な同邦人が私が主食の入手について困つていることを知つて居たので、同人が使用して居た者でその当時不在である者が二、三人居るからその者の帰るまでその名義で主食を取つてはどうかと申してくれますので私は早速その話に乗り、帰つた場合はすぐ返すと云ふ約束で一時三名の移動証明書をもらつて私の家にその者が転入して来た形式で世帯に入れることに致しました」

とありて森山三郎等三名が架空人物であることや又行衛不明になつたとか、他所で配給を受けて居る等配給を受けてはならない配給であると云ふことは認められない。

ところが原判決は前記最高裁判所の判例のあることを無視し何等此の点に思ひを致すところなく、漫然受配者が現在して居なかつたとの前提の下に被告人に対して有罪の判決の言渡を為した。

原審裁判所の立脚ずる法令の解釈は明に前示最高裁判所の判例と異なる見解であつて、刑事訴訟法第四百五条の二号に該当しているので破毀せらるべきものであります。

以　上

昭和二八年(あ)第一九〇五号

決　定

本籍並びに住居　大阪市浪速区幸町通五丁目二四番地
自転車修理販売業
松　井　幸　太　郎
明治三八年一二月一六日生

右の者に対する賍物故買被告事件について昭和二八年三月二三日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人春原源太郎の上告趣旨は、憲法第三八条第三項違反をいうが、所論は原審で控訴趣意として主張判断のなかつた事項であるばかりでなく、第一審判決は、被告人の自白の外に相被告人の供述、被害届を挙示しており、これ等を綜合すれば同判示事実はこれを認むるに十分であるから、所論違憲の主張は既に前提において失当である。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

昭和二八年八月七日決定　昭和二八年(あ)第一九〇五号

昭和二八年八月七日決定　　昭和二八年(あ)第一九〇五号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二八年(あ)第一九〇五号

弁護人春原源太郎の上告趣意

一、被告人は本件について事実関係は自白しているところであるとし刑訴法第三一九条はその自白が公判廷における自白であると否とを問わないことになつているので有罪判決に所謂補強証拠を必要とすることは言ふまでもないのである。

被告人　松井幸太郎

しかし憲法第三八条によれば自白を唯一の証拠とすることができないことを規定しているのであつて、それ以外に補強証拠としては他の共同被告人の自白があると言われるであろう。しかし「共同審理をうけた共同被告人の供述はそれ〴〵被告人の供述たる性質を有するものであつて、それだけでは完全な獨立の証拠能力を有しない、いわば半証拠能力を具有するに過ぎざるもので他の補強証拠を待つてこゝにはじめて完全な獨立の証拠能力を具有するに至るのである」とすることは最高裁判所の判例に示されるところであるが、従来の判例中半証拠能力を有する証拠を合せて証拠能力あるものとする数学的証拠論は完全な証拠能力を有しないものを補強証拠としては特に認めようとすることの努力としては認められるとしても証拠の性質上理論的でわない。更に判例中にわ被告人の公判冒頭における公訴事実に対する陳述としてこれを認める旨の供述わ補強証拠とならないとしているので本件被告人に対する判決は補強証拠が不充分であると言わねばならない。

以上

昭和二八年(あ)第一九五七号

決　定

本　籍　和歌山県有田郡湯浅町八一六番地
住　居　長崎県北松浦郡生月町大字生月一部浦一〇四番地
菓子小売業
有　田　吉　蔵
明治二四年五月四日生

右の者に対する殺人予備、放火被告事件について昭和二八年三月一九日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人永石光雄の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（原判決は、第一審判決挙示の各証拠を綜合して同判決の判示第一事実認定を是認しており、原判決の示した判断が経験則に違反するという程の欠陥があるものとは認められないから、所論当裁判所の判例と相反する判断をしたということはできない）。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年八月七日

昭和二八年八月七日決定　昭和二八年(あ)第一九五七号

一

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

被告人　有田吉藏

弁護人永石光雄の上告趣意

第一、放火の点につき、原判決は事実認定に関する裁量権を濫用した違法の裁判であるから破棄せらるべきである。

（理由）原判決は

なほ被告人が右流出したガソリンにローソクの火を捨てた際には少くも中腰の姿勢であつたことが窺われるので、原判決（第一審判決）が『ローソクを流出したガソリンの上に抛り投げた』と判示したのはひつきよう右に説示のごとくガソリンの上にローソクを捨て置いたことを表現したもの、換言すると、軽くほり出したとの趣旨に帰着する。との事実認定をしているが、之全く原判決の獨斷であり、第一審判決を支持せんが為めの曲解に基く認定である。記錄全部を検討するに、被告人が中腰であつたこと及びローソクを軽くほり出したとの証拠は一も存在しないのである。

却つて、此の反対を明かにする証拠として被告人の供述あり延いて第一審判決が『憤慨してその罐を蹴飛し……余憤に驅られ右ローソクを流出したガソリンの上に抛り投げて』との事実認定をしているのである。憤慨とか、余憤とか言う語の持つ意味からしても原判決の右認定は誤認も甚だしく、自由な裁量権ありと雖も、該裁量権の濫用にして違法な裁判と稱すべきである。

第二、放火の点につき、原判決は事実認定が経驗則に反し、最高裁判所の判例に反するもので破棄せらるべきである。

（理由）昭和二三年(れ)第七九九号、同年一一月一六日最高裁判所第三小法廷判決は（最高裁刑集第二巻一二号一五四九頁）

証拠の取捨選択及び事実の認定は、事実審裁判所の專権に属するが、それは経験則に反してはならない。との趣旨である。

前第一に掲記した原判決の被告人が中腰の姿勢であつたとか、ローソクを軽くほり出したとか、捨て置いたとかの事実認定が、何等の証拠にもよらず単なる原判決の獨斷であり、裁量権の濫用であることは前記の通りであるが、又之は経験則に反し、前記最高裁の判例にも反するのである。

証拠及び第一審判決に採用の通り被告人が憤慨していたこと即ち平常的心理でなかつたことは明白であるが、かかる心理状態の際、原判決が認定する通り、ローソクをソット捨てるとか『軽く』ほり出すとか、やはらかな行動を採ることがあり得るでせうか、原判決は全く経験則を無視しているのである。

併も原判決自身、判決書第二枚目裏側七行同後段に『急ぎ逃げ出すべく、ガソリン入罐を蹴飛し』と当時の状況を認定しているのであるが、『急ぎ逃げ出す』のに、やはらかに、ローソクを捨てておいて行く余裕があるでせうか、やはらかに置いて行くようでは何も『急ぎ逃げ出す』必要もないのである。原判決は自己撞著も甚だしく原判決の此の自己矛盾は結局、経験則に反し不合理を敢へてする処に原因するのである。

尚、被告人は死を決している際のことである。人間死を決している際の心理状態が如何なるものであるか、その上、決したる死が予期の通りうまく行かず憤慨している際、原判決が認定するような、事おだやかに行動されるものや否や、原判決は全く、経験則に反して、事実の認定を為したもので前記判例に反するものである。

第三、原判決は放火の点につき、重大な事実の誤認があり破棄せらるべきである。

㈠ 原判決は前記の如く、裁量権の濫用及び経験則に反する事実認定を基礎として、被告人を放火犯に問擬しているが、被告人の供述及び第一審判決に記載の通り、憤慨、余憤に驅られて、ローソクを強く抛り投げた事実により鑑定証人淺

野金兵衛の証言通り引火せず従つて、被告人の所為は本件発火の原因を為したものでないとの事実を認定すべきに拘はらず、被告人を放火の責任ありと認定したのは事実誤認である。

㈡ 原判決は『シユミ子は所持していたローソクを、逃げ出すときその場にとり落したものと認められるばかりでなく、本件発火の原因は前に説明したとおりであつて、シユミ子の所持していたローソクの火が本件発火と関係があることを疑う余地は毫も存しない』と謂うが、

之全く、被告人が放火したりとの先入観念を以ての認定であり即ち予斷を以ての事實認定である。

総て、放火犯の裁判をするには、火に関係のある所為は極めて、愼重に且つ明細に審理すべきである。原判決は、シユミ子が所持のローソクを逃げ出すとき、その場にとり落したものと認めながら、そのとり落したローソクの火がどうなつたかについては何等の審理もしていないのである。第一審に於ても何等の審理をしていない。

何等の審理もせずして、シユミ子のとり落したローソクの火（原判決はシユミ子の所持していたローソクの火と謂う）が本件発火と関係があることを疑う余地は毫も存しないと謂ひ得るだらうか。原判決に言う『シユミ子所持のローソク』は関係ないかも知れないが『シユミ子がとり落したローソク』は審理してみなければ関係の有無は斷定されないのである。

原判決が此の審理を盡さずして、直に被告人に放火の事實ありと認定したのは、全く予斷に基き審理不盡のまゝ重大な事實の誤認あるものである。

以上第一、二、三孰れも判決に影響を及ぼすべきもので原判決は破棄せらるべきものと信じます。

以上

昭和二八年(あ)第二一五八号

判　決

本　籍　朝鮮平壌府倉田里四一番地
住　居　布施市荒川通一丁目一二番地　朴雲龍方
　　飲食店業
　　山田利夫こと
　　金　元　植
　　大正三年五月七日生

右の者に対する窃盗未遂被告事件について昭和二八年三月二四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども、憲法第三六条にいわゆる「残虐な刑罰」とは不必要な精神的肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味し、被告人の側から見て過重の刑必らずしも「残虐な刑罰」でないことは、当裁判所大法廷の判例とするところであるから（昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月三〇日大法廷判決、判例集二巻七号七七七頁参照）、論旨は採用することができない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和二八年八月七日判決　昭和二八年(あ)第二一五八号

昭和二八年八月七日判決　昭和二八年(あ)第二一一五八号

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年八月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　谷村唯一郎

裁判官藤田八郎は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二八年(あ)第二一一五八号

被告人の上告趣意

原審判決は私を懲役一年六月の実刑に処した第一審判決を肯定し私の控訴を棄却したのでありますが私は二人の子供があり、私が刑務所に行くことになりますと子供等が生活して行けませんので私にとつては一年六月の懲役は殺虐なる刑になるのです。それで原判決は憲法第三十六条に違反しますので破棄して戴きたいのであります。

以上

被告人　金元植

山田利夫こと

昭和二六年(あ)第二五〇四号

判決

本籍　熊本県熊本市小幡町七九番地
住居　佐賀県東松浦郡北波多村大字田中一六五九番地
元炭鉱労働組合副組合長
柏尾継雄
明治三六年二月五日生

右の者に対する地方税法違反被告事件について昭和二五年一二月二五日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決を破棄する。
本件を福岡高等裁判所に差戻す。

理由

弁護人森長英三郎の上告趣意第一点の(一)、(二)、(三)は憲法三一条違反を主張するけれどもその実質は刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するから、適法な上告理由にあたるものとはいえない。

しかし職権を以つて右四一一条適用の事由ありや否やにつき調査するに、原判決は第一審相被告人西山竹次、同岡山菊の同判示所為は昭和二四年五月三一日法律第一六九号による改正前の地方税法一三六条二項（刑法六〇条）に該るものとなし、しかも右所為は被告人の業務に関するものであるから、被告人は同法一三九条の罪責を免れないとして被告人に対し有

昭和二八年八月一八日判決　昭和二六年(あ)第二五〇四号

罪の言渡をしているのである。しかし、同法一三六条二項の罪の主体となり得る者は、同法三六条にいわゆる「特別徴収義務者」たる身分を有する者だけであつて、かような身分を有しない者は右「特別徴収義務者」と共犯関係にない限り、同条の罪の主体となり得ないのである（昭和二五年(れ)第七六六号、同二六年三月一五日第一小法廷判決――集五巻四号五三五頁以下参照）。また、同条一三九条には「行為者を罰する外」と規定されているけれども、その一事を以つて本来「特別徴収義務者」の如き税法上の義務（同法三六条、三七条、一二五条、一二六条参照）を負担していない行為者を同法一三六条二項の罪に問擬することのできないことは勿論であると共に、同法一三九条は行為者の所為が同条所定の犯罪の構成要件に該当することを前提とした規定であると解すべきことは同条の文理に徴しても極めて明かである。ところが、原判決は判示家族館における本件興業の主体即ち興業者は判示井華鉱業株式会社唐津炭鉱鉱員組合であり同興業の入場税及び同附加税に関する特別徴収義務者は被告人であると判示しながら、第一審相被告人たる前記西山及び岡山の両名については、単に本件興業に関する実務を右組合のため担当した者であつたと判示するだけで、同人等が特別徴収義務者の身分を有していたか否かについては何ら確定することなく（被告人との共犯関係はこれを認めていない）、漫然と右両名の判示所為を同法一三六条二項にあたるものとなし、更に進んで被告人を同法一三九条の罪に問擬しているのである。しかし、右西山及び岡山の両名の原判示所為が同法一三六条二項の罪にあたるというがためには、少くとも右両名が本件興業に関し同法三六条にいわゆる「特別徴収義務者」たる身分を有するか、またはかような者と共犯関係にあることが確定されなければならないのであり、また、右両名の原判示所為が同法一三六条二項の罪を構成することの明かでない以上、右両名が仮りに被告人の代理人、使用人または従業者として、原判示の如く被告人の業務に関して判示所為に出でたものであつたと仮定しても、被告人において同法一三九条の罪責を負うべき理由のないことは、これらの罪についてさきに説示したところから自ら明かである。しかして、原判決にはその理由にくいちがいがあるか、または法律の解釈適用を誤つたものといわなければならない。そし

て、右の違法は原判決に影響を及ぼすこと明かであつて、且つこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから、刑訴四一一条一号に則り原判決を破棄するのを相当とする。

よつて、その余の上告趣意に対する判断を省略し、刑訴四一三条本文に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

この公判期日には検察官平出禾が出席した。

昭和二八年八月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人　柏尾繼雄

弁護人森長英三郎の上告趣意

第一点

(一)　原判決は、「以上のような事実関係と前記委員会の発足の由来とその組織機構から考えるときは、家族館における興行主体、即ち興業者は前記礦員労働組合であり、厚生委員会は同組合のためにその興行に関する事務を担当する機関に過ぎないと云わなければならぬ。」として、被告人柏尾が興行者でないことを認定する。しかしさらに原判決は、柏尾「個人が特別徴収義務者として家族館における興行入場税、同附加税を徴収し、且納入する義務を負わねばならぬのであり、前記西山及び岡山両名の脱税及び税金不納入は、被告人柏尾の業務に関してなされたものと云わなければならぬ。」とする。

そして原判決は、第一審「判決には興行の経営的実態と地方税の特別徴収義務者たる経営者との混同に基ずく事実の誤認又は法令の適用を誤つた違法がある。」という。

しかしながら原判決は、判決の結果に影響をおよぼすべき法令の解釈の誤りがあり、法律を不当に拡大適用して、結局法律の定によらずして裁判した違法がある。

(1)　地方税法（改正前の昭和二十三年法律第百十号以下同じ）第三十六条以下に規定する特別徴収義務者とは、「その徴収に便宜を有する者」をいう。地方税法は、特別徴収義務者は当然に経営者であることを予定していない。このことは昭和二十五年改正の地方税法では、「催物の主催者その他徴収の便宜を有する者を当該都道府縣条例によつて特

別徴収義務者として指定し、これを徴収させなければならない。」（第八七条第一項）と規定するにいたつたことによつても明らかである。本件のばあいは、興行者は原判決の結論から行くと、礦員労働組合であるが、礦員労働組合が家族館の運営にあたつていた当時は、たとえ組合長が実際面に関与しなかつたとしても、徴収の便宜を有したものとせられよう。しかし厚生委員会が運営するようになつたのちは、徴収の便宜を有するものは、むしろ組合長ではなくして、厚生委員長であり、組合としても速に厚生委員長に名義変更すべきであつたし、縣または村としても指定の取消とか、変更を命ずる措置をとるべきものだつたのである。

(2) ところが佐賀縣税賦課徴収条例第七十七条は、「礦産税、入場税（中略）は次に定める特別徴収義務者をして徴収せしめる。二、入場税は、法第七十五条第一項に規定する場所の経営者又は主催者」と規定し、その第八十七条は「法第七十五条第一項に規定する場所を、あらたに経営又は臨時に開設しようとする者は、次の事項をその開始前日までに、知事又は地方事務所長に申込（告）しなければならない。一、特別徴収義務者の住所、氏名」（以下略）となつている。これでみると、第八十七条ではそうでもないが、第七十七条では、特別徴収義務者即経営者となつているようにみえる。しかしこれは経営者または主催者が通常徴収の便宜を有するものであることを考えて定めたものとみるほかはない。そしてこのような届出があつても、その届出名義人が経営者または主催者でなく、また特別に徴収の便宜を有するものでないときは、縣はいつにでも指定を取消しまたは変更を命ずることができるし、またその届出にかゝわらず、眞実の主催者を追求しうるものとみなければならない。また、たとえば、全然届出ることなく開設されたばあいにも、縣の調査した主催者にたいして追求しうるであろう。

(3) 本件では、原判決の引用する押被第二号は目下証拠送付申請中であるが、組合長柏尾としての届出になつているともいう。しかし原判決は「柏尾が個人名義で興行名義人として届出をした」と認定している。かりにこのように個人

名義で興行名義人となつている場合は、税法上は家族館は柏尾の業務であろうか。もしそうだとすると、たとえば、資産ある興行者が、その責任をのがれるために、無資産の雇人などを興行名義人として届け出たばあいに、税務当局は届出の名義人が税法上の興行者であるとして満足するものであろうか。もしそうだとするならば、徴税の確保はのぞむべくもない。あるいはこのばあい当局の指導により眞実の興行者を名義人として届けだすというのであろうか。そうだとすると、柏尾についても柏尾個人は無資産の一炭礦夫にすぎないにもかかわらず、その届出を受理しているのは、興行者の実体が礦夫組合であり、柏尾はたゞその形式上の名義上にすぎないことを了解しているからではないか。

(4) 地方税法第百三十九条の「法人又は人」は税法上は、原判決のいうように、特別徴収義務者または興行名義人をいうのであろうか。

本来この規定は、脱税は実行者を処罰すべきであるが、背後のその興行によつて利益を収めるものが無責任だということでは、無資力の者を名義人として責任をのがれようとする悪質な興行者が出てきて、徴税の確保をなしえないということにおいて設けた規定である。

そこで特別徴収義務者はこの規定の法人又は人」にあたるかというに、特別徴収義務者については、税法は第百三十六条第二項の実行者として処罰することを本旨とすることは、同条の規定自体から明白である。

従つて第百三十九条の「法人又は人」の中には、特別徴収義務者は含まれないと解釈されなければならぬ。

そこでは「興行名義人」は如何。地方税法上「興行名義人」なるものは存在しない。

その興行名義人は、通常経営者または主催者であろうが、それが興行者または主催者であるならば、はじめて第百三十九条の問題となる。特別徴収義務者は経営者または主催者であるとの一応の推定が前記縣条例のもとに下されよ

うが、これは一応の推定たるに止まり反証を許すものである。「興行名義人」が何であるかを知らないが、右の特別徴収義務者と同様に取扱うことができるであろう。

地方税法第百三十九条の「法人又は人」は、その届出名義の如何にかゝわらず、実質上経営者または主催者たる「法人又は人」を意味するものと解釈しなければならない。

そうでないと、狡猾なる興行者を前にして到底徴税の実をあげえないだろうし、第百三十九条自体無用の規定とならないとも保しがたい。原判決はこの点において重大な法令の適用を誤つたのである。

(5) 以上によつて明らかなように、原判決が柏尾「個人が特別徴収義務者として家族館における興行入場税、同附加税を徴収し、且つ納入する義務を負わねばならぬ」とするのはまだよいとして、それから「前記西山及び岡山の両名の脱税及び税金不納入は被告人柏尾の業務に関してなされたものと云わなければならぬ」との結論を出すことは論理を無視した飛躍であり、第百三十九条を不当に拡大適用せんために、特別徴収義務者、即経営者とせんとのあせりから出た結論というのほかはない。

(6) 本件のばあい、興行者は鑛員労働組合であるとは原判決の認定するところである。

しからば第百三十九条の適用をうけるものは、被告人柏尾ではなくして、鑛員労働組合でなければならない。しかし第百三十九条は、法人でない社団を処罰する規定はないから、結局第百三十九条の適用はあきらめねばならないものである。あきらめられないから柏尾を同条の「法人又は人」にするというのは、法律の不当な拡大解釈であり、罪刑法定主義に反する。すでに本件では第一審相被告人西山、岡山を処罰しその判決は確定しているのであるから、柏尾の処罰をあきらめても不都合は生じないのである。

そして柏尾にたいしては第百三十六条第二項を適用すべきである。しかし柏尾は本件脱税については全く関知せず、また特別徴税義務者であるにもかかわらず関知しなかつたことは後に第二点でのべる事情によるものであり、歴代組合長の態度に従つたにすぎないのであるから、責むべき過失もない。

また柏尾にたいする地方税法第百三十六条第二項の起訴もない。

(二) 原判決は興行主体即ち興行者は鑛員労働組合であるとした。記録上この認定の当否については疑問があり、興行者は厚生委員会であり、かりにそうでないとするも、鑛員労働組合および職員労働組合の共同経営とみるべきものと思うが、こゝでは原判決の事実認定に従つて論旨を進める。原審検察官の控訴趣意書は「法人格なき組合は共同の事業目的の為の組合員による一つの団体であり、組合自体としては何等権利義務の主体たり得るものではない。」とし、「組合の代表者たる資格に於て経営者であるとすれば其の一切の責任は全組合員にあることになるが、前記の如く組合員全員を徴税の対象とすることは全く無意味であり、経営者を以て特別徴収義務者であるとした地方税法の趣旨にも反する。」とする。それでは労働組合は地方税法上興行者たりうるのであろうか。

ギールケはドイツ民法第五十四条に関連して、「人格なき社団を組合に関する法規の下に置くことは、私法の範囲を超えて之を行うべきではない。公法に於ても苟くも社団たるものはすべて社団として通用する。公法的社団法にあつては人格ある社団と人格なき社団との間に何等の区別も存在しない。」といつている。(末弘、民法雑考一〇一頁より)。

地方税法上、法人格なき社団が興行者たりえないとの規定は存在しない。ただ同法第百三十九条は「法人又は人」をあげて、それ以外の社団をあげていないのがあるだけであるが、これは罰則規定にすぎない。人格なき社団も代表者の定あるばあいは、特別徴税義務者を定むるならば、興行者となりうる。しかしこのばあいは特別徴税義務者たる個人が税法上の興行者であるのではなくして、その社団そのものが興行者でありその個人は特別徴税義務者であるにすぎない。

翻つて労働組合をみるに、それは憲法第二十八条ならびに労働組合法によつて認められた社団である。それは代表者によつて行動する社団である。それは社会的に独立の人格をもつことを承認され、社会的に実在し、事実上財産をもつことを何人も怪しまない。本件は旧労働組合法時代の事件であるが旧法上は行政官庁への届出を命ぜられた。さらに労働組合は民事訴訟法上、当事者たる能力をもち、その名において訴えまた訴えられる（民訴第四十六条）。

労働組合の主たる任務は労働者の団結を媒介して経営者と対等の地位にたち、団体交渉をすることにある。その団体交渉の結果は組合員個人の権能に属するとみられる賃金、労働時間についての協定も、その所属組合員を羈束する。労働組合はこの本来の目的に附随して、労働者の政治的、経済的、社会的、文化的地位の向上のために諸種の事業を営み、財産を事実上所有しうる。しかしその事業または財産は解散のばあい以外はその所属各組合員に分解して考えられるようなことは全然ない。組合という統一体の事業または財産として社会的に承認されている。

労働組合は旧法上登記手続をすることによつて直ちに法人となりえた。改正労働組合法では、同法第二条、第五条の要件を備えれば直ちに法人登記をなしうることにかえたが、本質的には旧法とことならない。

このような労働組合は、原審検察官の考えるような民法上の組合ではない。それは民法上の法人格をもたない社団であり、しかも一片の登記手続で直ちに法人格を取得しうる社団である。従つて社団のうちでも、もつとも法人に密着した、類似した社団である。

従つて本件で家族館の経営が、労働組合の目的に合致するかぎり、労働組合は税法上も興行者たりうるものである。ただ特定個人を特別徴収義務者と指定すれば足るのである。家族館の経営は、営利の目的のために行われたものではなく、組合員とその家族の慰安ならびに文化の向上のために行われていたものであり、これを会社の運営から組合の運営にうつしたのは、右の目的を民主的に達成せんとしたものであるから組合の目的の範囲内の事業であるといわねばなら

ぬ。

(三) 以上は地方税法第三十六条と第百三十九条について、原判決が法律の解釈を誤つていることを指摘したのであるが、かかる誤つた解釈により刑罰を科することは、憲法第三一条の法律の定める手続によらないで刑罰を科したものである。同条は刑罰法の内容おも含む。またみだりに刑罰法の内容を誤つて拡張して適用するときは、国民の権利は保障されるべくもないので、同条はこれおも禁じたものとみなければならぬ。

(四) かりに地方税法第百三十九条の解釈問題が憲法の解釈問題でないとしても、刑事訴訟法第四百六条は「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」について上告審として受理することを認めているから、右地方税法の解釈の判断をすべきである。もつとも刑事訴訟規則第二百五十九条は、上告の提起期間、かつ法第四百六条に規定する事由をその理由としないばあいにかぎり、法令解釈の上告を認めている。しかし法第四百六条では「判決確定前に限り」とあり、かつ第四百五条との関係の制限もない。これは明らかに法律があたえたものを規則で制限し縮小しているものであり、右規則は憲法第七十七条第一項であたえられた権限を越えて定めた手続であり、当然無効である。憲法第八十一条によつてみるも、最高裁判所は、憲法解釈を唯一の任務とする裁判所とは思えない。地方法律の解釈を統一する重要な任務おも持つのであるから、法律の解釈に関する事件の受理を回避すべきではない。ところが刑事訴訟規則第二百五十七条のようになつていては、新たに上告審で弁護人となつたものは、いかに重要な法律の解釈問題を含むと思つても、もはやどうにもできないではないか。これは弁護権を不当に制限するものである。

(五) 右の(三)、(四)が理由なきとするも、刑訴第四百十一条第一号によつて原判決を破棄されたい。

第二点

(一) たとえ形式的に法律の字句に適合していても、実質的に法律の趣旨に合わず、それが著しく正義に反するばあいは、

その判決は、憲法第十三条の個人の尊厳を侵害するものである。被告人柏尾は「家族館の興行名義人は組合の代表者たる歴代組合長個人名義となし、被告人柏尾が組合長に就任した昭和二十二年四月以降は同人が前組合長に代り、その興行名義人となり、在任中同様であつたこと」（原判決）によつて、特別徴収義務者となつたものであり、「家族館における実際の事務は同（厚生）委員会において担当し」（原判決）、組合長として家族館の興行名義人となつたのはいつてあるを被告人自身知らず、「左様な事務的なことは会社側でやつて居りました」（柏尾供述第六回公判調書二七七丁）のであり、ただ「前組合長が届出をして居たのでそれを承継したに過ぎず」（同上）、厚生委員会のできる前後を問わず、「実際面には全然関係しておらず」（同上）、届出書類にも全然手をふれておらず、印鑑は事務所におかれたものを、前組合長以来の慣習で、事務担当者に勝手に使用されていたにすぎない。（同上二八一丁）。家族館に第一審相被告人西山らは無料で入つても、柏尾は映画をみるときは料金を払つていたという。家族館と被告人柏尾の関係は、名義人であるにとどまり、実質は赤の他人に等しい。しかもその名義も厚生委員会にうつすことになつていたのであるが、怠られていたものである（濱肇証言一三〇丁）。

さらに組合長として厚生委員会にたいする責任関係をみても厚生委員の給料は組合を通ることなしに、直接会社から支払われていた（濱肇証言、一三一丁、山崎貞一証言、一七四丁、中尾豊証言、二一六丁）。厚生委員会の支出は組合に報告されず、組合の厚生委員会にたいする会社監査の規定もない。組合員は厚生委員会の仕事は会社の仕事だから会社が委員会を監督するのだとさえ思つていた（山崎貞一証言、一七五丁以下）。利益を磯員組合に八割、職員組合に二割という約束はあつたとしても、厚生委員会自体の運営資金にさえも、ことかく状態だから組合の基金にはいるはずもない。利益はまず厚生委員会の資金にあて、余りあるばあいに組合の特別基金にいれられるが、この特別基金にはいる金は組合の事業収益というよりも、厚生委員会の配当または寄附とみるべきであろう。家族館の第三者との交渉は、すべて厚生委員長の名義でやつており被告人柏尾の名義も、組合の名義も使用しておらない（山崎貞一証言、一七四丁）。

このようにみてくると、厚生委員会にたいする組合または組合長の責任も軽い。

さらに、被告人は無資産の一労働者であり、かつ現在は病妻病子をかかえた失業者である。

右の事実関係のものにおける被告人にたいする原審罰金刑は著しく正義に反するものである。ただ一般から税金をとりたてるための威嚇として、何でもかでも、これてもとれなくても被告人柏尾に押しつけようとしている感がある。それは税金にたいする国家の苛斂誅求をも想像さすものであり、封建領主的裁判であるの感を蔽いかくせない。このような正義に反する罰金刑の判決は、個人の尊厳を害するものであり、判決自体が憲法第十三条を侵かすものである。

(二) 本件の脱税の縣税および附加税は、今日でも、全部労働組合によつて支払われている。

このようなことをも前記のことに合せ考えるときは、少くとも刑訴第四百十一条第二号の適用を考えらるべき事件である。

第三点

原判決は地方税法第百三十六条第二項所定の罰金刑を科すというのであるが、その根拠は、いうまでもなく、地方税法第七十六条、第百一条の入場税をとりながら納入しなかつた責任を問われているのである。なぜ納入できなかつたかというに、経営が不振であつたこと原判決の認定するとおりである。なぜ経営が不振であるか。それはいうまでもなく高額なる入場税のためである。入場税が高額だからといつて観覧料をそれに比例してあげるわけには行かない。国民の購売力には限度があるから、高額な入場税のために映画企業家は撮影費を圧縮されて、愚劣な映画だけしかつくれず、外国映画にも圧迫されるもとになつている。また興行者は家族館のような高級物を上映するのでは（新谷金之助証言一一三八丁以下）、採算がとれず、脱税を考えることにもなる。本件は地方税法第七十六条、第百一条の率による入場税を納入しなか

つたということであり、納入しなかつた原因の根本も右法条の入場税の率にある。

かかる高額な入場税の率を定める前記法条は憲法第二十五条第一項に違反する。前記法条が憲法に違反して無効であるとすると、右法条による率の入場税を納入しなかつたという本件も解消することになる。

さらにくわしく右入場税の税率について考えるに、縣税は百分の五〇、村税附加税は縣税の百分の二である。これを実際についてみれば、入場料から非課税額四円九十九銭以下を差引いた残りの二割が縣税、四割が村附加税、残り四割が興行者の収入である（西津一善志証言―一六〇丁）。昭和二五年改正法では、この税率が百分の百の縣税一本となつて、さすがに少し下げているが、それでも米国二〇%、英国四〇―六〇%、佛国四〇―四五%、ノルウエイ四〇%オランダ二〇%、スイス一〇%等々に比し、世界一の高率である。

映画は大衆の娯楽として慰安のために必需品であるばかりではなく、その国民の思想や情操の訓練のためにも欠くべからざるものであるという文化的使命をになつている。映画は、かくして国民が健康で文化的生活を営むに欠くべからざるものである。これにたいして実質上の興行者の手に入る入場料を上廻るような税率を定めて健全な映画企業の存在を困難ならしめ、各個人には映画の観覧を困難ならしめることは、憲法第二十五条第一項の国民の基本的人権の享有を妨げるものである。

なお芸妓は一部特権階級の奢侈品であり、むしろ売笑として禁止すべきものであり、大衆には無縁のものであるが、その玉代にたいする税率は旧法時には、縣税、附加税各七五%、改正法では縣税百分の百として、入場税と同率であることは、いかに映画にたいしてその大衆的効用と使命とを理解していないかを示すものである。かかる奢侈品的、売笑的、眼鏡をもつて映画をみる税率を定むる規定は、速に憲法第二十五条違反として無効を宣言さるべきである。

以　上

昭和二七年(あ)第四五七号

判　決

本籍並びに住居　大阪市西成区柳通六丁目五番地

無　職

福　島　桂　之　助

大正一五年七月五日生

右に対する損害、公務執行妨害被告事件について昭和二六年一二月四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人の上告趣意第一点について。

論旨は憲法違反を主張するけれども、その実質は単なる法令違反の主張に帰するから、適法な上告理由とならない。（しかも所論の点は法令違反でもない）。

同第二点について。

論旨は原判決が大審院の判例に違反すると主張している。右大審院判例は論旨摘録のとおりであるが当裁判所の判例もこれと趣旨を同じくし「公務員の職務の執行に当りその執行を妨害するに足る暴行を加えるものである以上、それが直接公務員の身体に対するものであると否とは問うところでない」として、専売局事務官等が適法な令状により押収した煙草を街路

昭和二八年八月一八日判決　昭和二七年(あ)第四五七号

昭和二七年(あ)第四五七号

被告人の上告趣意

被告人　福島桂之助

第一点　原判決は訴訟手続が法令に違反し、憲法の違反がある。第一審判決は「被告人は、今田稔方に於て西成税務署員が滞納処分による差押物件を搬出しようとした際、薪、空樽等を同家表入口に積重ねた」事実を認定したが、被告人の右行為は、税務署員が差押物件を搬出するのに妨げとなるべき行為であつたとは認定して居らず、却つて弁護人の妨げとなるべき行為でないとの主張に対し「刑法第九十五条に所謂暴行とは、公務員に対し有形力を行使することであつて、その為め公務員の公務の執行を不能、若しくは困難ならしめることは要件でない」と判示して、公務の執行の妨げとなるべき行為でないことを認定しているのである。然るに原判決は、何等事実の取調をなすこともなくして右被告人の行為は「当然、妨げとなる有形力を行使したもの」と認定している。之は明らかに訴訟手続が法令に違反し、憲法第三十一条に違反する。

第二点　原判決は、刑法第九十五条に所謂「暴行」に付き判例と相反したる判断をしている。刑法第九十五条に、所謂暴行とは「公務員の身体に対し直接たると間接たるとを問わず、不法に攻撃を加うるの義なり」というのが判例である（明治四十二年六月十日大審院判例）。然るに、原判決は「刑法第九十五条に所謂暴行とは、公務員の職務の執行に当り該公務員に対し、職務の執行をなすに付き妨害となるべき有形力を行使することである」として「被告人は税務署員が差押物件を搬出しようとした際、薪及び空樽等を積重ねたのであるから」税務署員に対し職務の執行をなすに付き「当然、妨げとなる有形力の行使をした」と判示しているが、すべての有形力の行使、即ち身体に対する攻撃とはいい得ないものがあるから、原判決は此の点に於て判例と相反したる判断をしているものである。

以　上

昭和二八年八月一八日判決　昭和二七年(あ)第四五七号

上に投げ捨てた行為も、間接には同事務官等に対する暴行であるから、公務執行妨害罪を構成するものであると判示している（昭和二五年(れ)第一七一八号、同二六年三月二〇日第三小法廷判決）。原判決は、税務署員が合田稔方で税金滞納処分による差押物件を搬出しようとした際搬出を妨害する意図を以て同家表入口に薪及び空樽等を積み重ねた被告人の所為は、公務員の職務の執行に当然妨げとなる有形力を行使したものであつて刑法九五条にいわゆる暴行にあたるとしたのである。両者を比較してみれば原判決が右各判例に違反するものでないこと明らかである。論旨は理由がない。

また記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年八月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

判　決

本籍並びに住居　高知県高岡郡東津野村芳生野乙三六五五番地

農　業　山嶋清茂

明治三一年四月一八日生

右の者に対する横領、私文書偽造、偽造私文書行使被告事件について昭和二六年一二月二五日高松高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人並びに弁護人小関藤政の各上告趣旨は、いずれも末尾添附別紙記載のとおりである。

弁護人小関藤政の上告趣旨第一及第二点に対する判断。

論旨は憲法第三一条違反を主張するけれども、いずれも理由のない法令違反論又は事実誤認論を前提とするもので、違憲論としては前提を欠くもので採用出来ない。（なお第四点に対する判断参照）

同第四点及補充上告趣旨に対する判断。

原審は被告人は売却周旋の依頼（売却の委任の意と解すべきである）を受けて居た土地を売却して得た代金を領得の意思を以て横領したものと見たのであり、挙示の証拠によつてその事実は認められる。所論判例は皆右と前提を異にするもので

昭和二八年八月一八日判決　昭和二七年(あ)第一〇四六号

あり本件に適切でない。

その他の論旨（被告人の分も含む）は総て刑訴第四〇五条所定の上告理由に該らない。

よつて刑訴第四〇八条に従つて裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年八月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

被告人の上告趣意

一、私は岡村直恵から本件の土地を買受けて居り代金も払つてしまつていたから、私はその土地を私のものとして大地義治に売渡しましたが、私の名義に登記してなかつた為め岡村より直接大地に所有権移転登記をしたのであり、此の取扱は私が岡村の代理人としてやつたことではありません。もとより代金も岡村の代理として受取つたものではありません。

二、私は第一、二審とも右の通り真実を申上げましたが裁判所は、私の申上げる所を御採用になりません。あまり残念でありますから上告したのでありますが、私は土佐の山間の百姓でありまして学問はないけれども、朝晩に妻と共に仏様を拝んで正しい道を歩みたいと念じて居るものであります。私は決してしてはならぬことは致しません。正しいことの為に頭を下げます。

三、第一、二審共弁護人が私の申すことを信じてくれ其の通り主張しつゞけましたが、私の申上げる所は裁判所で採り上げられず、私はたゞの周旋人であつたと言うことが確定致しました。それは決して真実ではありませんが、日本国民である以上裁判所の裁判に従わねばなりません。大地に売つた土地が私のものではなかつた、私はたゞの周旋人であつたということになれば、私はどうすれば宜しいでありましようか。私のものと思つて売つたことも間違いであり代金を受取つたことも誤りであります。受取ることの出来ないものであつたということになれば、その金は一刻も私は持つて居られませんから大地に返します。

四、高松の高等裁判所も私を周旋人であると申されます。私は決して岡村の代理として大地に土地を売つたのでもなく岡村

被告人　山　嶋　清　茂

の代理として代金を受取つたのでもありませんから、その金は岡村へ渡すべきものではなく、大地に返すが正当と存じます。法律のことは私には解りませんが、それが常識であり正しいことゝ存じますから、私は正しい道に従い大地に六万円を返します。

五、岡村に対し私が土地代金として渡した金がありますが、それは大地へ返す金とは関係なきものでありますから、如何にするかは岡村の良心の目覚める日を待つのみであります。

六、大地が私の返金を受取りましたら後からまた申上げますが、私が正しい道に従いたゞ曲つたことはするものでないという私の気持ちを御酌み取り下されて裁判をやり直して戴きたくお願い申上げます。

以上

昭和二七年(ホ)第一〇四六号

弁護人小関藤政の上告趣意

第一点　原判決は法律の定める手続によらずして被告人に刑罰を科せられない」と定められて居る。此の「法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪われ又はその他の刑罰を科

第一、憲法第三一条には「何人も法律の定める手続によらずして被告人に刑罰を科せられない」と定められて居る。此の「法律の定める手続」というのは何を意味するか、それは刑事手続法のみならず其の前提であるところの刑事実体法たる刑法をも含めたものと解すべきは、遠くマグナカルタ以来の沿革を討ねアメリカ憲法の解釈に照しても明らかであるとせらるゝのが通説である（註解日本国憲法、本村亀二氏著新憲法と刑事法等）

第二、原判決は其の判決理由中に於て「(ホ)叙上判示の結果によれば、被告人は岡村直恵から判示の土地を買受けたものではなく判示のように売却周旋の依頼を受けていたところ云々」と説示し、其の結文に於て「叙上の次第であるから原裁判所が被告人の判示所為を横領、私文書偽造並びに同行使に該当するものとし有罪を言渡したのに何等の違法はない」として第一審の判決を容認して居る。

其の第一審判決は理由中に於て「被告人は第一、昭和二十二年十二月頃（中略）岡村直恵より同人の長男にして同人の親権に服する未成年者岡村孔一所有にかゝる同村芳生野字桑ノ木乙三千百三十五番宅地五十三坪外田畑合計二十五筆反別合計一町二畝九歩の売却周旋方の依頼を受け、これを昭和二十三年五月十八日頃大地義治に代金六万円で売却したのであるが、右直恵が世情に暗い未亡人であるのを幸に同人に対しては金二万円で売却した旨申し詐り、同人に対する別途取引等と計算して右二万円を決済して、その残額四万円を保管中その頃肩書地で擅にこれを着服横領し云々」と判

示して居る。

第三、しかし右判決は矛盾を含み法理を無視し法律の解釈適用を誤つたものである。私は原判決の確定せる事実に立脚して推理を進め原判決の誤謬を指摘しなければならぬ。

(一) 凡そ横領罪の目的物は自己の占有する他人の物であらねばならぬが、原判決により被告人が横領したりと認定された金四万円は抑も何人の所有なりや、原判決はそれは岡村直恵のものであると認めて居るが果して然るや。原判決はこゝに看易き過誤を冒して居るのである。

(二) 原判決は被告人は岡村直恵から、本件土地の売却周旋方の依頼を受けて居たところと認定して居る。此の原審が確定した事実からは如何なる結果が導き出されるであろうか。売却の周旋という、周旋とは売却希望者の依頼を受け買受人と結びつける、即ち之れが周旋であり斡旋である。周旋は仲人役である、仲人役は結婚の当事者ではない。周旋人は法律行為の当事者でもなく又代理人でもない。周旋人は商法第五百四十四条に所謂仲立人に該当するものであり媒介を為すものである。周旋人は代理人とは異り売主を代理して売買という法律行為を為すものではない。被告人の地位は原判決の確定せる事実によれば売却の周旋人である法律行為の代理人ではないのである。周旋と代理とは法律上截然区別さるべき観念であつて、その一方の何れにも包含さるべきものではない。原判決が被告人を周旋人なりと確定せる事実は、被告人が岡村直恵の代理人たることを否定するものに他ならぬ。之れは単なる措辞の問題ではないのである。

第四、然らば被告人が原判決の判示以外に岡村の代理人として本件土地につき大地義治との間に売買を為したる事実ありしやを案ずるに、

(イ) 被告人が大地と本件の土地につき売買の交渉をしたのは氏原安治宅に於て唯だ一回あるのみであるが、其の時に被

告人は何といつたか。一審証人氏原安治は「山嶋が来て桑の木の土地を売りたいが云々」「誰の土地とも話はありませんでした。俺が売ることになつて居る土地だが」といつていた（一審第二回公判調書一審判決引用証拠）。

(ロ) 昭和二十五年六月十七日証人氏原安治は裁判官の問に対し左の如く答えて居る。

問　其の経緯について述べて下さい。

答　山嶋君が私に「桑の木の土地を俺が売ることになつたので話して見てくれ」といつて世話したのです。

問　その俺が売る事とは山嶋が自分の土地を売るのか他人の土地を世話する意味か。

答　自分の土地を売るという意味と思いました。

(ハ) 同日同証人と検察官との間に左の問答が行われて居る。

問　証人が土地を世話してくれと頼まれた時桑の木の土地を岡村直恵に売ることを頼まれたが、此の土地は大地義治が小作して居るので同人に当つてみてくれといつたのではありませんか。

答　左様な事はありません。桑の木の土地をわしが売るようになつたので世話してくれといいました（裁判官面前供述調査）。

(ニ) 一審証人氏原正信は「山嶋さんが昨年四月の末頃に来て土地を買うていると相談を持つて来ました」と述べ、

「岡村の土地だが山嶋が売買の世話をするということを聞きましたか」との問に対しては、

「岡村から山嶋が買取つた証文を持つて来て頼まれたので山嶋のものと思つていました」と答えて居る。

(ホ) 被告人は警察以来岡村から自分が買受けていた土地であると主張しつゞけて居る。

以上を綜合して考えても被告人が岡村の代理人たることを表明した事実はなく、之を一件記録に徴するも代理人と

認むべき片影だもなく無権代理や表見代理の観念を容るべき余地も亦無きものである。

被告人は岡村直恵の印章を預り所有権移転登記申請書の作成を司法書士吉門喜義に嘱託して居るが、登記は物権の得喪変更を公簿に登録するの事務であつて売買という法律行為とは全然別個である。

第五、被告人と大地義治との間に売買が成立したりやと考うるに、被告人は本件土地を自己の所有なりと信じ中間省略の慣例に従い、岡村孔一より大地義治に所有権移転登記申請事務に掌わり大地より代金六万円を受取つたのであるが、此の土地が被告の所有であつたという事実は原判決により否定されたので、本件土地の所有権は大地義治に移るに由なく、被告が代金名義によりて大地より受領したる金六万円は法律上の原因なかりしに帰し、不当利得の返還を為すべき民法上の法律関係に立つのである。

第六、以上叙ぶるが如く被告人は岡村直恵から売買行為の代理権を授権されたものでなく、無権代理人たる行為もなく、原判決確定せる如く唯だ夫れ売買の周旋を依頼されたのみであるから代理人として代金受領の権限もなく、又代理人として受領したのでないから岡村直恵の為に金円を保管したという法律関係はなく、従つて横領罪を構成すべきものでない。

右の如くであるから、原判決は民法の法理を誤解し横領罪の目的物に関する判断を誤つたもので、畢竟刑罰法令の解釈適用を誤り法律の定める手続によらずして被告人に刑罰を科したる違法あるに帰し、憲法第三十一条に違反するものとして破棄を免れざるものと信ずる。

第二点　原判決は第一審認定の第二事実(一)を容認して居るが之れ亦憲法第三十一条に違反するものである。

一、原判決は其の理由中(二)に於て「被告人は昭和二三年五月中旬頃岡村直恵から右印鑑を本件土地の登記をするに要する書類を作成するため預つていたので、証第二号の土地売渡証を偽作し得られる機会があつたこと等が認められる。叙上

認定の事実と前記(八)記載の状況と岡村証人の証言とを綜合すると、証第二号証の土地売渡証書は被告人が判示の頃偽造したものであることを認められる」と判示して居る。

二、しかし登記当日朝被告人が岡村の印章を預つたことは証人岡村の証言によるも明らかで、被告人は右印章を司法書士吉門に預け置き登記終了後同人より受取り帰途岡村に返還したものである。

三、原判決は登記を為す為め岡村の印章を被告人が預つた事実を指摘し「偽作を為し得る機会があつたと認められる」というのであるが、登記の日は昭和二十三年五月十八日であり、第一審証人氏原正信は「山嶋さんが昨年（昭和二十三年）四月の末頃に来て土地を買うているが大地へ売るよう世話してくれんかと相談を持つて来ました」と述べ、「岡村の土地だが山嶋が売買の世話をするということを聞きましたか」との問に対しては、「岡村から山嶋が買取つた証文を持つて来て頼まれたので山嶋のものと思つていました」と答え、

裁判官から証第二号証土地売渡証書を示され「被告人の持つて来た証文というのはこの証書かね」との問に対し「そうです」と答えて居る。然らば偽作されたりと認定されたる日時より約半月以前に、被告人は該証書を氏原正信に示して居るのである。

四、第一審証人岡村は被告人に数回印章を預けたと述べて居るが、同証人の述べる所のうち

(1)　中越定との土地売買の際被告人に印章を預けたというのは、第一審証人中越定の「登記の書類は私の方で代書に作つて貰い郵便で岡村の方の印を貰う為め送りました。岡村からは押印の上郵便で返送して来ましたのでそれを持つて登記をしました」と述べ、「登記について山嶋は関係して居りますか」との問に対し「全然関係して居りません」と答えて居るによりても岡村の証言の虚偽なることは明らかである。

(2)　次に岡村は配給物をとるのに被告人に印章を預けたと謂うのであるが、被告人は当時部落長であつて配給は別に班

長なるものありて其の所管に属し、被告人の関係なき所であり配給物をとる為め被告人に印章を預けたというのも岡村の嘘言である（押収証拠物、配給証明書参照）。

(3) 被告人が岡村から印を預つていて該文書を偽造したということを首肯すべき資料がないならば、被告人主張の如く岡村の依頼により岡村の携うる所の印章を用いて該文書を作成したということの真実性が強く浮び上つて来る。

之を否定するものは岡村の証言のみであるが、岡村は被告人と利害相反する立場にあり岡村の策動によつて、本件検挙の端を開いたことが一件記録に明らかなるに徴すれば其の謂う所輒く措信すべからざるものである。

五、然るに原審は信すべからざるを採り公平なるべき立場にある氏原正信の証言を却けて居る。素より証拠の判断は裁判官の自由なる心証によるべきものであるとはいえ、それは経験則に反することを許さぬ。

六、以上叙述するが如く私文書偽造の事実は確たる証拠なきに帰し、原判決は証拠に基かずして被告人に刑罰を科したるものと謂うべく、これ亦法律の定める手続によらずして刑を科したる憲法違反ありと信ずる。

第三点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認がある。

第一点叙ぶる所は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があるということにもなり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとの認定を賜わるべきものと信ずる。

第四点　原判決は刑事訴訟法第四百五条第二号及び第三号に掲ぐる判例と相反する判断を為したるものである。

むすび

叙上の次第でありますから深く明鑑を垂れ原判決を破棄し給わらんことを伏して懇願する次第であります。

以上

被告人　山嶋清茂

弁護人小関藤政の補充上告趣意

右被告人に対する横領、私文書偽造並びに同行使被告事件につき、弁護人は本月十八日証拠物取寄申請を為し、二十四日原審高松高等裁判所より到着二十五日弁護人は之を閲覧しましたが、証第七号所有権移転登記申請にも被告人は岡村直恵の代理人となつて居ないことが明らかになりましたので、本月二十一日附を以て提出しました、上告趣意書第四点を左の通り補充します。

第一、原判決は左記大審院判例と相反する判断を為したものである。

一、判例に曰く

「横領罪の犯罪事実を認定するに当り何人の委任を受けて金員を占有するやを判示するに付き証拠に基かず若しくは虚無の証拠に依りて事実を判断するが如きことあらんか判断の根拠を欠き、遂に杜撰粗漏裁判の威信を失墜するに至るや明らかにして斯くの如き証拠理由の瑕瑾は法律上之を看過するを許さざるものとす」と（大正三年(れ)第二四九三号大正三年十一月十一日大審院第三刑事部判決、判決録二〇輯二〇九二丁）

二、飜つて原判決を閲するに原判決は其の理由中に於て(ホ)「被告人は岡村直恵から判示の土地を買受けたものではなく判示のように売却周旋の依頼を受けていたところ云々」叙上の次第であるから原判決が「被告人の判示所為を横領、私文書偽造並びに同行使に該るものとし有罪を言渡したのに何等の違法はない」と判示し第一審の判決を容認して居る。

その第一審判決は其の理由中に於て「被告人は第一、昭和二十二年十二月頃高知県高岡郡東津野村芳生野岡村直恵よ

り同人の長男にして同人の親権に服する未成年者岡村孔一所有に係る、同村芳生野字桑の木乙三千百三十五番宅地五十三坪外田畑合計二十五筆反別合計一町二畝九歩の売却周旋方の依頼を受け、これを昭和二十三年五月十八日頃大地義治に代金六万円で売却したのであるが、右直恵が世情に暗い未亡人であるのを幸に同人に対しては金二万円で売却した旨申し訴り同人に対する別途取引等と計算して右二万円を決済して、その残額四万円を保管中その頃肩書住所地で擅にこれを着服横領し云々」と判示し証拠として、証人岡村直恵の第一審公廷に於ける供述及び同人の裁判官面前に於ける供述を録取した証人尋問調書の記載、証人大地義治及び氏原安治の第一審公廷に於ける供述を引用して居るのである。

三、しかし原審認定する所によれば「被告人は岡村直恵から土地売却の周旋依頼を受けたものである」というのであるから売却の代理人ではなく岡村の為に代理人として大地義治との間に売買という法律行為を為す権限もなく代理人として代金を受領する権限もない、被告人が大地義治より金六万円を受け取ったのは岡村の代理人としてではない、即ち代金受領につき被告人と岡村との間に委任関係があるということは、第一審引用の証拠によりては推断すべき何等の資料がないのである。押収に係る証第七号を閲するに被告人は所有権移転登記申請の代理人にさえなつて居ないのである。

今若し被告人が大地から金六万円を受取つた際大地から、此の金を岡村に渡して貰いたいとの依頼を受けていたとすれば、其の金は大地の委託によりて被告人が占有して居るのであつて岡村の委任に基いて保管するものではない。

被告人は抑も何人の為に金六万円を占有して居るのであるか、原判決認定の如くんば、被告人は岡村直恵の為に計算残額四万円を保管中横領したというのであるが、それは被告人が売買周旋の依頼を受けたものであるとの認定事実と矛盾撞着するものであり、被告人が岡村の委任を受けて金員を保管して居るとの事実認定は何等証拠に基かざるもの、即ち虚無の証拠に依りて判断を為したものであつて前掲大審院判例に相反するものである。

而してそれが判決に影響すること明らかであるから原判決は破棄さるべきものである。

第二、原判決は左記大審院判決と相反する判断を為したものである。

一、大審院判例に曰く

「刑法第二五二条及び第二五三条の横領罪の目的物は自己に領得する意思に非ずして占有を始めたるものならざるべからず。故に当初より自己に領得する意思を以て不法に他人の物を自己の占有に帰せしめたる場合に於ては窃盗、詐欺其の他の犯罪を構成することあるべきも、之れが費消其の他の処分行為に因りて横領罪を構成することなし」と（明治四五年七月一日判決、判決録一八輯九八四丁）

二、原判決を閲するに原判決はその理由中(イ)に於て岡村直恵が、被告人に土地売却の世話をすることを頼んでいたものであることも窺われるとなし、(ニ)に於て被告人が判示日時頃証第二号証の土地売渡証書を偽造したものであることを認められるとなし結文に於て「叙上の次第であるから原裁判所が被告人の判示所為を横領、私文書偽造並びに同行使に該るものとし有罪を言渡したのに何等の違法はない」と判示している。而して原判決の容認したる第一審判決は理由中事実摘示第一に於て、被告人は岡村直恵から土地の売却依頼を受けこれを昭和二十三年五月十八日頃大地義治に代金六万円で売却したのであるが、右直恵に対しては金二万円で売却したと申し詐り二万円は岡村との別途取引を計算して決済して、其の残額四万円を保管中着服横領した旨判示し事実第二の(ニ)に於ては、被告人が昭和二十三年五月十八日頃前記肩書居宅で岡村直恵の氏名を冒用し同人より預り保管中の同人の実印を押捺し、以て同人名義の土地売渡証書一通の偽造を完成したものであると認定判示して居る。

三、惟うに右判示事実中の昭和二十三年五月十八日という日は、被告人が岡村より其の実印を預り所有権移転登記申請を司法書士吉門喜義に嘱託した日であるが、それは午前預り午後返還して居ることが一件記録に徴して明らかである。而して其の日登記終了後被告人は大地より代金を受取つたのであるから、被告人が被告人宛岡村名義の土地売渡証書を偽

造したと認定されて居る日が即ち代金を受領した当日である。被告人は此の証書を所持して居つて代金を受領したのであるから大地より、被告人が代金を受領する当初から其の金員を岡村に引渡す意思は毫末も存せず、受領の際より自ら之を領得するの意思を以て大地より代金を受領し岡村の委任によるにあらず、又岡村の為にする事務管理にもあらざれば右金員は他人の為に占有する物に該当せず横領罪の目的物たるものにあらず。

原判決は自体甚しき矛盾を包蔵するのみならず上叙の大審院判例と相反する判断を為したるものと謂うべく、それが判決に影響を及ぼすべきや論亡く破棄を免れざるものと信ずる。

第三、原判決は左記高等裁判所の判例と相反する判断をなしたものである。

一、東京高等裁判所昭和二四年(を)新二三四五号昭和二十五年六月十九日第十三刑事部判決に曰く「横領罪が成立するには物の占有の原因が委任、事務管理、後見等の委託関係に基くことを要しかゝる委任関係のない場合には刑法第二五二条第一項の横領罪は成立しない」と蓋し横領罪は背任的性質を有する犯罪なるに鑑み至当の判決となさねばならぬ。

二、原判決を閲するに其の理由中に於て(イ)岡村直恵は、被告人に土地売却の世話を依頼していたものであることが窺われる(ハ)大地義治との売買契約書の売主が、被告人であつたことは推測し得られない(ホ)被告人は岡村直恵から判示の土地を買受けたものではなく、判示のように売却周旋の依頼を受けていたとなし叙上の次第であるから、原裁判所が被告人の判示所為を横領私文書偽造並びに同行使に該るものとして有罪を言渡したのに何等の違法はない」と判示し以て第一審の判決を容認して居る。

而して其の容認された第一審判決は理由中事実摘示第一に於て「被告人は岡村直恵より土地売却周旋の依頼を受け之れを昭和二十三年五月十八日頃大地義治に代金六万円で売却したのであるが、右直恵に対しては金二万円で売却した旨

申し詐り残額四万円を保管中その頃擅にこれを着服横領した旨判示して居る。

三、惟うに原判決認定の事実によれば、被告人は岡村直恵より土地売却の周旋方依頼を受けたものであるから代理人ではない。被告が土地売却の委任を受けた代理人であるならば代金受領の代理権も有るのであるから、被告人が大地義治から受領した金員は受領の刹那に於て岡村の委任に基き、被告人が占有して居るということになるのであるが、本件ではそういう関係のないことは原判決自体からも明らかであるのみならず、一件記録を精査するも金銭受領につき委任関係を認むべき根拠となるものはその片鱗だも存しない。又所有権移転登記事務についても、被告人はその代理さえも為して居ないことは押収に係る証第七号を一瞥すれば明瞭である。

2、然らば被告人が岡村直恵の為にする事務管理として、本件代金を大地から受領したかを考察するに、被告人は岡村の為に受領するという意思は毛頭なく、又其の事実なく金員受領の当日たる昭和二十三年五月十八日岡村より、被告人に対する土地売渡証書を被告人が偽造したと認定されて居る、第一審判決第二(ハ)の事実と彼此対照すれば被告人は受領の当初より該金員を自ら領得するの意思を表明して居るものであつて事務管理なりと認定すべき何等の根拠もないのである。

3、夫れ然り、被告人が大地義治から金員を受領したるは岡村の委任に基く代理行為にあらず又事務管理にもあらず、被告人の所為は横領罪を構成するものではない。

4、上来叙ぶる所の如く原判決は冒頭掲記の高等裁判所の判例と相反する判断を為したものであり、それが判決に影響を及ぼすことも亦明らかなるものであるから破棄さるべきものと信ずる。

以　上

昭和二七年(あ)第一〇五七号

決　　定

本　籍　京都市右京区太秦多藪町一九番地
住　居　京都市中京区河原町六角下ル　第一生命ビル内
　　映画製作家
　　牧　野　真　三
　　明治四五年五月二七日生

右に対する地方税法違反被告事件について昭和二六年一二月二二日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人三木今二の上告趣意について。

論旨は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。(論旨一の(イ)は、入場税に関する「特別徴収義務者」につき第一審と第二審との間に見解の相違があるにもかかわらず原判決が第一審判決を是認したのは矛盾であると非難するのであるがいずれの見解に従つても被告人が特別徴収義務者と認められることに相違はないのであるから、右の非難はあたらない。一の(ロ)の論旨は被告人が本件演劇の主催者でもなく業務開始届出人でもなく、従つて特別徴収義務者でないというのであるが、この主張は結局、原審が被告人を主催者であり、業務開始届出人であると認めるために援用した証拠の取捨又はその証明力を争う

昭和二八年八月一八日決定　昭和二七年(あ)第一〇五七号

に帰し、適法な上告理由とならない。論旨一の(ハ)は、被告人の犯意を否認するのであるが、これは原審が証拠によつて適法にした事実認定を非難するに帰し上告理由として不適法である。（また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年八月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

弁護人三木今二の上告趣意

一、原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実誤認があり、ひいて法令の適用を誤つており、之を破棄しなければ著しく正義に反するものである。

(イ)原判決は「本件演劇は被告人がその主権者であり、且つ入場税に関する特別徴収義務者であると認定した第一審判決は正当であつて記録に徴するもこの認定に誤りがあるとは思えない」と判示しているが、凡そ演劇の入場税に関する特別徴収義務者は税法上いかなる者を指称するかとの点については第一審裁判所と原審（第二審裁判所）の見解は相違があること、次に記述する通りであるから右原判決のこの点についての判示はそれ自体、重大なる矛盾を含み到底之を容れることは出来ない。

何故ならば第一審裁判所はその判決理由の事実において「被告人は荒木末次、小見山秀雄等と相談し……演劇を興行し被告人は荒木等と税法上所謂、場の主催者としてその入場税の特別徴収義務者であつたものであるが……」と判示し本件演劇の入場税の特別徴収義務者は被告人のみならず、同人の外に荒木等即ち荒木末次及び小見山秀雄等の三名であることを明らかにしているが、それは演劇の入場税の特別徴収義務者はその演劇の主催者に外ならずとの見解によつたものと考えられる。

然るに原判決は右見解と異り「特別徴収義務者とは演劇の主催者であると共にその演劇の為、その開始七日までに京都府府条例第五十二条乃至第五十四条所定の業務開始届を為したものを指称する」と判示しており、両者とも何れも特

被告人牧野真三

別徴収義務者はその演劇の主催者であるという点は一致しているが、前者は主催者の身分をもつものは右の条例に規定する所謂業務開始届者であると否とに拘らず、特別徴収義務者なりと断定するに反し、後者は主催者であると共にその業務届出名義人が即ち特別徴収義務者であるというのであつて、この両者の見解の相違は判決において前者は被告人の外に荒木、小見山等も亦特別徴収義務者なりとするに反し、後者は被告人のみが特別徴収義務者であり荒木末次は被告人の代理者として被告の届出を代行したに過ぎないと認定したものであるが、此の見解の相違に基く両者の事実認定の相違は本件犯罪認定の上に特に注意しなければならない重大なる争点であると確信する。

従つて右の如き重大なる事実認定の相違が存在するに拘らず、原審判決が前敍の如くその判決において漫然「依て被告人を本件興行に関する入場税の特別徴収義務者なりと認定した原判決は正当にして記録に徴するもこの認定に誤りがあるとは思えない」と記載していることは、全く原判決自体において承服のできない重大なる矛盾をもつものといわざるを得ないし、本件記録に徴すれば後述の如くその認定が誤つている多くの事実が明白であると信ずるが故に、尚更此の判断は重大なる誤りを含んでいるものといえる。

(ロ) 本件起訴状記載の公訴事実及び第一審検察官の論告書によれば、検察官は特別徴収義務者とはその演劇の業務開始届名義人を指称するものであるとし、本件においては荒木末次が被告人の代理者として、被告人の届を代行したのであるから、被告人が届出人であり特別徴収義務者であると主張した。ところが、第一審裁判所は業務開始届名義人の如何に拘らず、演劇の主催者が即ち特別徴収義務者に該るとの見解を以て、被告人がその主催者であると認定し、それであるからとの理由で被告人を特別徴収義務者であると判定したものであり、更に第二審裁判所は右検察官と第一審裁判所の両者の見解を併せて「特別徴収義務者とは主催者であると共に業務開始届出名義人であつた者をいう」とし、被告人は荒木末次の代理行為によつて、この届出を為していると判定したものであることは敍上の如く全く明らかであるが、こ

のように税法上特別徴収義務者は何人を指称するかについては税法上明文がないため種々見解が分れているが、弁護人はこゝでは一応第二審裁判所の見解が正当であると信ずるもので第一審裁判所以来、特別徴収義務者は主催者であると同時に業務開始届出名義人でなければならぬことを主張し、本件においては(一)被告人は本件演劇の主催者でないと。(二)仮りに主催者でありとしても業務開始届人ではないことを極力主張立証することに努めて来たものである。

即ち本件演劇の業務開始届人は荒木末次にあつて、同人はその主催人であるとこと明らかであるから、同人こそ本件特別徴収義務者である。被告人は之に該らないと主張するものである。

従つて本件は右(一)及び(二)の点に付いて如何に判断されるかという事によつて、事実が決定されることゝなるのであるが、之についての原審判決は重大なる過誤を犯している。

それは原判決は右(一)(二)の点は何れも被告人が主催者であると同時に業務開始届名義人であると認定し、その証拠として「以上の前提の下に本件を検討すると原判決挙示の証拠によれば、本件演劇は被告人が荒木、小見山と相談して開催したものであるが、そのうち被告人が主導者であつて入場税金も共に徴収した入場税金も共に被告人が最終時に取得し、これを以て演技者に対する支払その他の経費も被告人が凡てこれを支払い、被告人の計算に於て凡てを施行せられ、その収支は凡て被告人に帰属したことを認められるから、本件の主催者は被告人と謂わなければならない」というのであるが、

(一) 本件の被告人の供述書や公判に於ける陳述及び証人小谷八重喜の供述に徴すれば、本件演劇は荒木、小見山の主唱で同人等所属の旧マキノ芸能社従業員組合が之を開催することゝなり、被告人はその演技の指導を引受けたに過ぎない立場であり、興行による収入は荒木、小見山、小谷等の旧マキノ芸能社員の組織する従業員組合に帰属するものであつて、被告人は之を受けるものでなかつたこと明らかであるのにかゝる供述については一片の顧慮も払われず実に

一方的な判断をされている。しかしこゝにおいては被告人が主催者でないとの主張は容れなかつたことは已むを得ないとしても

(二) 被告人が業務開始届人であつたとの点についての原判決は到底之を容れることが出来ないと信ずる。

その点の証拠として原判決は「もつとも右条例に基く業務開始届は最初荒木末次名義を以て為されているが、元来荒木末次は当初より右届出は、被告人名義を以て為すべき予定なりしところ、被告人は他出中でその捺印を得ることができないのに開催期日が切迫し、前売入場券等に府の検印を受くる必要上、取り敢えず被告人の代理人たるの意味の下に一時荒木末次の名義で業務開始届をなしてその急場を凌ぎ置き、その事情は府の係員に申出で後日被告人名義に変更することの了解を得て興行を遂行し、その後興行の終了後であつたが被告人及び荒木末次の連名で……名義人変更届及び被告人名義の入場税課税標準額申告書を府知事に提出したことも認められるから、斯る事実関係にある場合においては名義人変更届がなされた以上被告人が初めより徴収義務者としての取扱いを受けその責任を負担することと事理の当然である……」と判決しているが、右の事実は全く採証の原則上、証拠としてはならないもの乃至証拠価値のない供述を証拠として判断したものであつて、此の点は凡そ重大なる事実の誤認という外はない。

即ち本件演劇の業務開始届は荒木末次名義を以て、同人が届出たものであることは原判決認定の通り争いのない明らかなる事実である。ところが荒木末次は此の届出は被告人が届出当時他出中で開催期日切迫の為、被告人の捺印を得ることが出来なかつたから、取りあえず被告人の代理人たる意味の下に一時自分の名義でその届出を為して急場を凌いでおき、その事情は府の係員に申出ておいたと供述し之が証拠とされているのであるが、右届出の当時被告人が他出していた事実はなく、従つて捺印を得る事が出来なかつたというが如き事実は存しないことは、荒木が右供述の理由として当時被告人は大阪高等検察庁米野検事の許に出頭を命ぜられて不在であつたというのであるが、之は本件

米野検事の証明書によつてもかゝる事実なく却つて証人小谷八重喜の陳述によれば、被告人は京都市において演劇の稽古を指導していたことが明らかであつて、右荒木の供述証言は不実であるばかりでなく、同人が被告人の代理であるならば代理人たる肩書を附記して届出を為せば足るのであつて、必ずしも被告人の捺印を要することも必要ではないことを考えるならば一層物事は明らかである。

更に被告人の代理たることを事前に府の係官に了解を得たとの点に付ては、事実の相違も甚だしいといわねばならぬ。

それに付て了解を求めたという府の係官は証人近藤嘉雄であるが、同人の供述によれば（第一審第二回公判調書記載）恰も演劇開催前荒木末次が右の如き了解を求めた旨陳述しているが、証人田辺徳三郎の証言（同第二回公判調書記載）によれば、荒木を近藤に面接する紹介をしたのは同人であつてその両者の面接は初対面であり、その事は演劇開始後相当期間を経たときか、又は演劇終了後の事であつたことは極めて明らかであるのみならず、荒木自身も亦此の点は公判の証人として興行前近藤に了解を得た事実を訂正し、近藤に面接したのは業務開始届提出の際ではなく興行中或は興行後であつたと述べている（同第二回公判調書記載）。かくの如く事実は全く明白であるに拘らず、原判決は明らかに客観的事実と矛盾する近藤証人の偽証の供述を証拠として事実を認定したことは、採証の方則の上からも不合理極まるものであつて、全然価値のない不実の供述を証拠として事実認定を誤つた不法が存するものといわなければならない。

近藤証言がいかなる事情から偽証を敢てしたかの点は、本件控訴趣意書に詳述の通り同人が本件事実上の告発人たるの立場から敢てかゝる不実を強く主張するものと思われる。

以上の如く荒木末次は、被告人の代理資格の意味で演劇開始事前に近藤嘉雄に、その事情の了解を求めたというが

如き原判決の判示事実はないのであつて、従つて同判決が示すように「このような事情の下においては被告人を特別徴収義務者と認めることは事理の当然である」とされることは、このような事情の存在せざる本件にあつては被告人を以て特別徴収義務者と認めることは事理の当然でないことゝなり、此の点のみの判断においても原判決はその理由の基本から覆る結果となるが故に、他の判断をまつ迄もなく重大なる事実の認定に誤りがあるものとして破棄されねばならぬと確信する。

(ハ) 原判決の最後に「被告人は……特別徴収義務者になつていることを被告人が知らないということは出来ない。それをしも知らなかつたと主張するならば、これは法令を知らざりしことになり犯意を阻却することはない」と判示しているが、この点は控訴趣意書記載第七の被告人が特別徴収義務者であるが為には同人が業務開始届を為す事実の認識があり、之によつて初めて義務者として不作為犯の犯意があるものとされるべく、本件にあつてはどこにも被告人がかゝる届出を為すことの事実の認識があつた証拠は存しないのであるから、犯意なしとの主張に対する判断であるが、原判決はかゝる事実の認識がなかつたことは単に法令の不知に過ぎず、従つて犯意を阻却しないというけれども之は全く法律の解釈を誤つているとしか思われない。

何故ならばかゝる事実の認識がなかつたことは明らかに事実の不知であり、どこまでも犯意を阻却する原由となるものであつて決して法律の不知ではないからである。

即ち被告は自己が業務開始届をしたものでもなく、又荒木をして、その代理者として届出を為さしめたものでもない。

却つて業務開始届の名義人となることを回避したのであるから、少くとも自己は特別徴収義務者となつたことの認識をもつたことは全然なかつたのである。

即ち不作為犯における義務者たるの認識をもつたことはなかつたのであるから、少くとも犯意を欠くものであり、この点においても犯罪は成立しないと確信する。

演劇終了後荒木被告人連署の名義変更届並被告人名義の課税標準額届が提出されているが、之は演劇の終了後になつて入場税の納付を被告人が特別徴収義務者である荒木に代位して納付することゝなつた事から、その手続上の必要から之を作成したものに過ぎないのであつて、本件特別徴収義務者たる身分取得の事実とは何等関連はないのである

から、此の点の議論は省略する。

叙上の(イ)(ロ)(ハ)の三点について凡て原判決は重大なる事実の誤認があるから之を破棄せられたい。

以上

昭和二七年(あ)第一二六四号

判決

本籍　名古屋市南区笠寺町字浜中九三番地

住居　愛知県愛知郡鳴海町字姥子山　臼井科次郎方

自動車運転者

臼井秀男

大正一〇年一二月一二日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二六年一一月二一日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人梅山実明の上告趣意第一点について。

第一審公判調書の記載及び記録編綴の順序並に所論各供述調書の記載内容を精査してみると、所論各供述調書中被告人臼井の犯罪事実を認定する証拠として採用されたのは、昭和二五年一二月一日附第一審相被告人安西金喜に対する司法警察員作成の供述調書及び昭和二六年一月一〇日並に同月二六日附同人に対する検察事務官作成の供述調書だけであつて、その余の所論各供述調書は臼井の犯罪事実を認定するための証拠として採用されたのでないことが明らかである。従つて所論憲法違反の主張はその前提を欠き採用することができない。

昭和二八年八月一八日判決　昭和二七年(あ)第一二六四号

同第二点について。

裁判所は自首減軽の必要がないと認めたときは、たとえ自首の事実があつたとしても、特にその理由を判示する必要はない。また自首があつたとの主張は旧刑訴三六〇条二項の主張に該当しないことしばしば当裁判所の判例に示されたとおりであつて、その理は新刑訴三三五条二項についても同様である。それ故所論違憲の主張はその前提を欠き採用することができない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年八月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第一二六四号

被告人　臼井秀男

弁護人梅山実明の上告趣意

一、原判決は憲法が保障する刑事被告人の基本的人権を尊重しない冷酷極まる違憲の判決である。

即ち、憲法第十二条、第十三条、第三十一条乃至第三十八条の趣旨を綜合勘案すると、仮令如何なる極悪非道の刑事被告人をも人として、基本的人権は社会公共の福祉に反しない限り尊重し、保障されて居り、殊に前掲第三十一条には何人も法律の定める手続によらなければ、其の生命若しくは自由を奪われ、又は其の他の刑罰を科せられないと規定されて居るのである。故に刑事被告人の生命若しくは自由を奪い、又は刑罰を科せんとせば、公訴提起の手続が適法でなければならないこと勿論であると同時に裁判所も亦法規通り構成され、而も其の裁判所は刑事訴訟法に基き、合法的に被告人を訊問し、且つ証拠調をなし、其の結果に基き有罪又は無罪の裁判の宣告をなさるべきものなることは言うを俟たないところであり、又右憲法第三十一条に所謂法律の定める手続とは主として一般の刑事訴訟手続を規定したる刑事訴訟法を指称し、特にこれを除外した趣旨でないことも是亦明瞭である。

然るに第一審岐阜地方裁判所は、刑事訴訟法に定める刑事訴訟手続を無視して、立会検察官が証拠として提出してない証拠を勝手に援用し、これを断罪の資料として被告人を処罰して居り、這は将に憲法第三十一条に規定する人権保障の趣旨を蹂躙した判決であると思われる。

即ち、被告人に対する昭和二十六年五月十一日附の第一審公判調書を査閲すると、立会検察官は右公判に於て被告人安西金喜に対する司法警察員作成の昭和二十五年十二月一日附及び同二十六年三月二十三日附、同年四月三日附の供述調書三通を証拠として引用されて居るのに、同裁判所は安西金喜に対する司法警察員作成

り、又右公判に於て立会検察官は尚証拠として安西金喜に対する検察事務官の昭和二十六年一月十日附及び同月二十六日附供述調書を提出して居るのみなるに拘らず、同人の同年四月九日附供述調書を証拠として引用されているのであるが、如斯は採証法則を無視したと言うよりも寧ろ、憲法第三十一条に所謂法律に定める手続によらずして、被告人に刑罰を科したことに帰着するのである。因つて弁護人は第二審たる名古屋高等裁判所に控訴趣意書を提出し、右事実を強調し第一審判決は此の点に於て破棄さるべきものと主張したのである。

然るに名古屋高等裁判所は此の点に対する判示として、原判決が証拠として所説の様に安西金喜の司法警察員に対する三通の供述書を掲記して居るが、昭和二十五年十二月一日附供述調書以外の分は被告人臼井秀男に証拠として挙示したものでないこと記録上明らかであるから、原判決は此の点につき所説の様な採証の法則の誤りはないと説明し、弁護人の控訴趣旨を一蹴しあるも、第一審判決の証拠説明を勘案すると、昭和二十五年十二月一日附供述調書以外の分は被告人臼井秀男に関する証拠として挙示したものでないとの判断は、果して何を根拠として斯く解釈し得るのか、這は将に独断的な解釈で、第一審判決は昭和二十五年十二月一日附供述調書以外の供述調書をも被告人臼井秀男の判示所為を認定するにつき、綜合的な証拠として引用しあること判文上明瞭であるのに、第二審判決は、右は臼井秀男の判示事実を認定するに当り綜合証拠にしたものではないと認定した上、法律に定むる手続に因らずして被告人に刑罰を科した第一審判決を正当と認めたのであつて、如斯は第一審判決と同様法律に定むる手続によらず、検察官が提出せず従つて証拠調をなさゞる証拠に基き、刑事被告人を処罰した違憲の判決と思われる。

二、被告人又は弁護人が刑の加重減免の理由とする事実を主張した時は、裁判所はこれに対する判断を示さなければならないことは刑事訴訟法第三百三十五条第二項に規定するところである。故に其の判断を示さずして被告人に刑罰を科したとせば、右は将に憲法第三十一条に所謂法律の定むる手続によらずして被告人に刑罰を科した場合に該当するものと確信

す。即ち、被告人は昭和二十三年九月十一日岐阜地方裁判所で窃盗罪に依り、懲役一年六月に処せられ、五年間右刑の執行を猶予されているが、其の理由は判決前被害を弁償し、改悛の情も亦顕著であつた為めであることは本件記録上明白である。而して被告人は右裁判当時本件犯行が未だ官に発覚してなかつた為め、此の事実を陳述せず、起訴されて居る事実のみにつき陳述をなし、処罰を受けたのであるが、被告人は夫れが為め、爾来日夜煩悶懊悩の末、名古屋市千種警察署へ出頭して本件起訴の犯行を自首し、同署から名古屋検察庁へ送致されたのであるが、結局検察庁に於て一応取調をなし事情を酌み起訴猶予の処分をなし、被告人は其の後、只管謹慎して居つたが図らずも共犯者たる安西金喜が岐阜検察庁で他の事件と共に本件の取調を受け、起訴さるることゝなつた関係上、被告人も亦これに連座したものであること並びに被告人及び弁護人は第一審に於て右自首の事実を主張して判断を求めたことも本件記録上明瞭となつて居るのである。

然るに、第一審は自首に依り減刑すると否とは裁判所の任意であるから減刑しない限り、其の点については判断する必要ないと解釈されたものが自首を主張した事実につき何等の説示をしてなかつた故、弁護人は名古屋高等裁判所に提出した控訴趣意書に於て此の点を主張してあるのであるが、第二審判決は自首の事実に対し判断しなかつたとしても違法でないと説示され、第一審判決を正当と認め、被告人の控訴を棄却したのであるが右は畢竟憲法に所謂法律に定むる手続に依らずして換言すれば、刑事訴訟法第三百三十五条第二項に則り被告人並びに弁護人が主張した自首の事実を判断せず、被告人に刑罰を科したことゝなり、斯かる取扱いも結局違憲の判決に外ならないものと思われる。

加之被告人は本件につき、保釈出所後第二審判決前被害者に対し被害を弁償し、被害者より寛大な処分を求める旨、嘆願書を作成し弁護人を通し第二審裁判所へ提出したのであるから、恐らく此れ等書類は記録に編綴されていると思われるが、若し被告人が仮りにも本件余罪につき、懲役六月の実刑を科せらるゝとせば、第一次第二次になした弁償は水泡に帰すると共に被告人が刑の執行を猶予された五ヶ年の内、昭和二十二年八月三十日以来今日迄満四年九ヶ月間何等過失もな

く経過して来ていたのに刑の執行猶予を取消さるゝ結果を招来し被告人としては到底忍び能わざるところであり、又斯かる経過的事実を客観的立場からみても原判決の刑は寧ろ、惨酷に近いもので如斯判決は著しく社会正義に反するものと思わるゝのである。

仍つて被告人利益の為め原判決の破棄を仰がん為め、茲に上告趣旨を開陳する次第である。

以　上

昭和二七年(あ)第一五三〇号

判　決

本　籍　朝鮮済州島表中面表中里
住　居　神戸市長田区駒ヶ林町四丁目二三番地
手袋加工業　高山こと　高　桂　助　大正一〇年一月二〇日生

本　籍　神戸市須磨区東寺田町一番地
住　居　同市長田区苅藻通二丁目一八番地
化粧品小売業　古　江　公　貴　大正六年二月一四日生

右両名に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二七年一月二九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は各被告人の負担とする。

昭和二八年八月一八日判決　昭和二七年(あ)第一五三〇号